

点検評価ポートフォリオ 宮城大学

2025 年 5 月

はじめに

本学は、1997 年 4 月に看護学部(看護学科)と事業構想学部(事業計画学科、デザイン情報学科)の 2 学部 3 学科体制で県立大学として開学した。その後、2005 年 4 月には、当時の宮城農業短期大学を 4 年制大学へと移行し、本学の新学部として食産業学部(ファームビジネス学科、フードビジネス学科、環境システム学科)を設置し、3 学部 6 学科体制となった。一方、大学院については、2001 年に看護学研究科と事業構想学研究科を、2009 年に食産業学研究科(いずれも修士課程)を設置し、その後、2008 年 4 月の事業構想学研究科(博士後期課程)、2010 年 4 月の看護学研究科(博士後期課程)、2013 年 4 月の食産業学研究科(博士後期課程)を設置するとともに、各修士課程を博士前期課程に変更した。

開学 20 周年となる 2017 年には、学部・学科制から学群・学類制への移行、基盤教育群の設置とフレッシュマンコアを核とする基盤教育の充実、入試改革としての AO 入試(現総合型選抜入試)導入など、開学以来最大となる大学改革を行ったほか、改革の完遂に向けて、組織・人事体制の見直しやラーニングコモンズをはじめとする教育研究環境の整備などを積極的に進めてきている。

さて、本学では 2001 年度を初年度として定期的な自己点検・評価を開始するとともに、認証評価制度開始に伴い、自己点検・評価に基づく認証評価の受審を 2006 年度から開始している。2009 年 4 月の公立大学法人化以降は、全学組織である評価委員会のもと、地方独立行政法人法による中期目標・中期計画(法人評価)の期間 6 年に合わせて認証評価を 6 年周期に改め、年度実績に基づく自己点検・評価を毎年度行いつつ、暫定評価年度である第 4 年度に大規模な自己点検・評価を、第 5 年度に認証評価をそれぞれ実施することとした。この周期に従い、法人化以降、2013 年度、2019 年度に大学基準協会による認証評価を受審し、いずれも同協会の大学基準に適合しているとの認定を受けている。

本学の自己点検・評価の実施体制の充実を図るため、2019 年度に評価委員会下に内部質保証実施委員会を設置し、大学の教育研究と法人業務を自主的かつ継続的に改善及び向上させていくための内部質保証システムとして、6 年ごとの中期計画と毎年の年度計画を基本とした二重の PDCA サイクルに基づく、11 項目の PDCA サイクルを設定し、その進行管理を通じて自己点検・評価の実効性を確保する体制を構築し実施してきた。2021 年度には宮城大学教学アセスメントプランを定め、2022 年度には情報戦略推進会議及び情報戦略推進室を設置するとともに、全学的な FD を実施するなどし、教学 IR の推進による改善の取組みを進めてきている。

さらに、2024 年度には、内部質保証の一層の充実を図るため、自己点検・評価の実施体制の見直しを行い、学長を委員長として教育研究等の自己点検・評価や認証評価を所掌する教育研究等評価委員会を新たに設置し、副理事長を委員長として法人の中期計画や年度計画を所掌する評価委員会との連携により、内部質保証システムを実施していく体制を構築した。また、内部質保証実施委員会を教育研究等評価委員会下に再編成し、内部質保証を学長の責任のもとで実施する体制を整えるとともに、今回の認証機関である大学教育質保証・評価センターが示す大学評価基準の内部質保証に関する「基準1 法令適合性の保証」に関する評価の指針に基づき、内部質保証システム実施要綱に「法令適合点検サイクル」、「事務職員業務改善サイクル」を加えた 13 項目の PDCA サイクルによる点検・評価を実施することとし、その結果を踏まえて今回の点検評価ポートフォリオを作成した。

今回の自己点検・評価の過程で明らかになった様々な課題については、比較的短期間で解決できる課題については具体的な改善につなげたほか、解決までに時間を要する課題についても、確認した改善の方向性により速やかに改善を図るとともに、構築した内部質保証システムについても、必要な改善を図りながら、継続した内部質保証の取組みを推進していく。

目次

大学の概要	2
大学の目的	5
I 「基準 1 法令適合性の保証」に関する点検評価資料	7
イ 教育研究上の基本となる組織に関すること (①大学)	8
(②大学院)	10
ロ 教育研究実施組織に関すること (①大学)	12
(②大学院)	14
ハ 教育課程に関すること (①大学)	16
(②大学院)	18
ニ 施設及び設備に関すること	20
ホ 大学運営に必要な業務を行う組織及び厚生補導等に関すること	22
ヘ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること ..	24
ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること	26
チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること	28
リ 財務に関すること	30
ヌ 教育研究活動推進のための環境整備等に関すること	32
II 「基準 2 教育研究の水準の向上」に関する点検評価資料	35
取組み 1 「DP に基づく学修成果の可視化とアウトカム (総括) 評価による教学改善【学修成果】」	37
取組み 2 「各教育課程の学修プロセス評価による教学改善【学修成果】」	38
取組み 3 「ファカルティ・ディベロップメントとスタッフ・ディベロップメントによる教育・研究水準の向上」	39
取組み 4 「外部資金獲得に向けた組織的な取組み【研究環境整備】」	40
取組み 5 「教員評価の実施の取組み」	41
III 「基準 3 特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料	43
取組み 1 「全学共通の基盤教育の充実化と地域課題解決に取り組む地域でのフィールドワーク」 .	45
取組み 2 「国内外の地域社会課題解決のためのグローバル人材育成の取組み」	46
取組み 3 「高校から大学への架け橋となる全学的な入試改革・高大連携の推進」	47
取組み 4 「地域との共創による持続的な未来づくりへの貢献」	48
取組み 5 「現任看護師を対象とした人材育成支援事業によるリカレント教育の取組み」	49
認証評価共通基礎データ	51

大学の概要

(1) 大学名

宮城大学

(2) 所在地

大和キャンパス：宮城県黒川郡大和町学苑 1 番地 1

太白キャンパス：宮城県仙台市太白区旗立二丁目 2 番 1 号

(3) 学部等の構成

学 群：看護学群、事業構想学群、食産業学群

研究科：看護学研究科、事業構想学研究科、食産業学研究科

基盤教育実施組織：基盤教育群

その他の組織：

アドミッションセンター、カリキュラムセンター、スチューデントサービスセンター、
キャリア・インターンシップセンター、キャンパス整備委員会、学術情報センター、
情報システムセンター、国際交流・留学生センター、研究推進・地域未来共創センター

(4) 学生数及び教職員数（2025 年 5 月 1 日現在）

学生：学群 1,826 人、大学院 89 人

教員：133 人

職員：70 人

(5) 理念と特徴

○建学の精神

快い生活環境（アメニティ）に身を置き、心温まる人間関係（ホスピタリティ）に囲まれていることは成熟社会に生きる万人の願いであり、このような地域社会を実現させるために「ホスピタリティとアメニティの究明と実現」を目指す。

○大学の理念

高度な実学に基づき、豊かな人間性、高度な専門性及び確かな実践力を身につけ、グローバルな視点で地域社会の発展に貢献できる人材を育成するとともに、学術・文化の向上と豊かで活力のある地域社会の形成に寄与する。

・豊かな人間性

先人たちの考えや相手の価値観を尊重し、知性と感性を涵養することで自らの人間性を磨いていく。

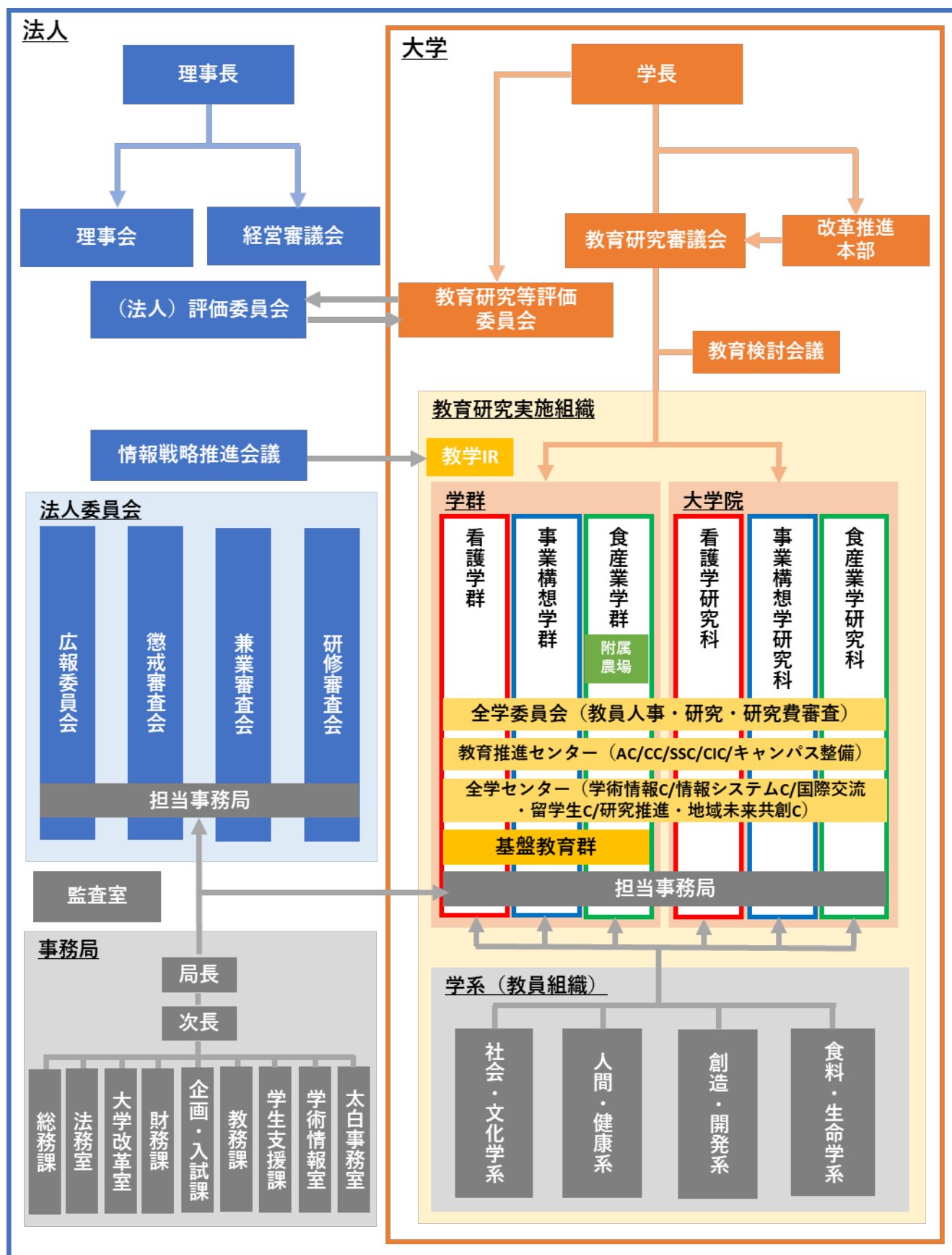
・高度な専門性

関連するあらゆる学問や技術に関心を寄せ、自らの専門性を高め、時々刻々と変化する社会にしなやかに、かつ、柔軟に対応できる力を身につける。

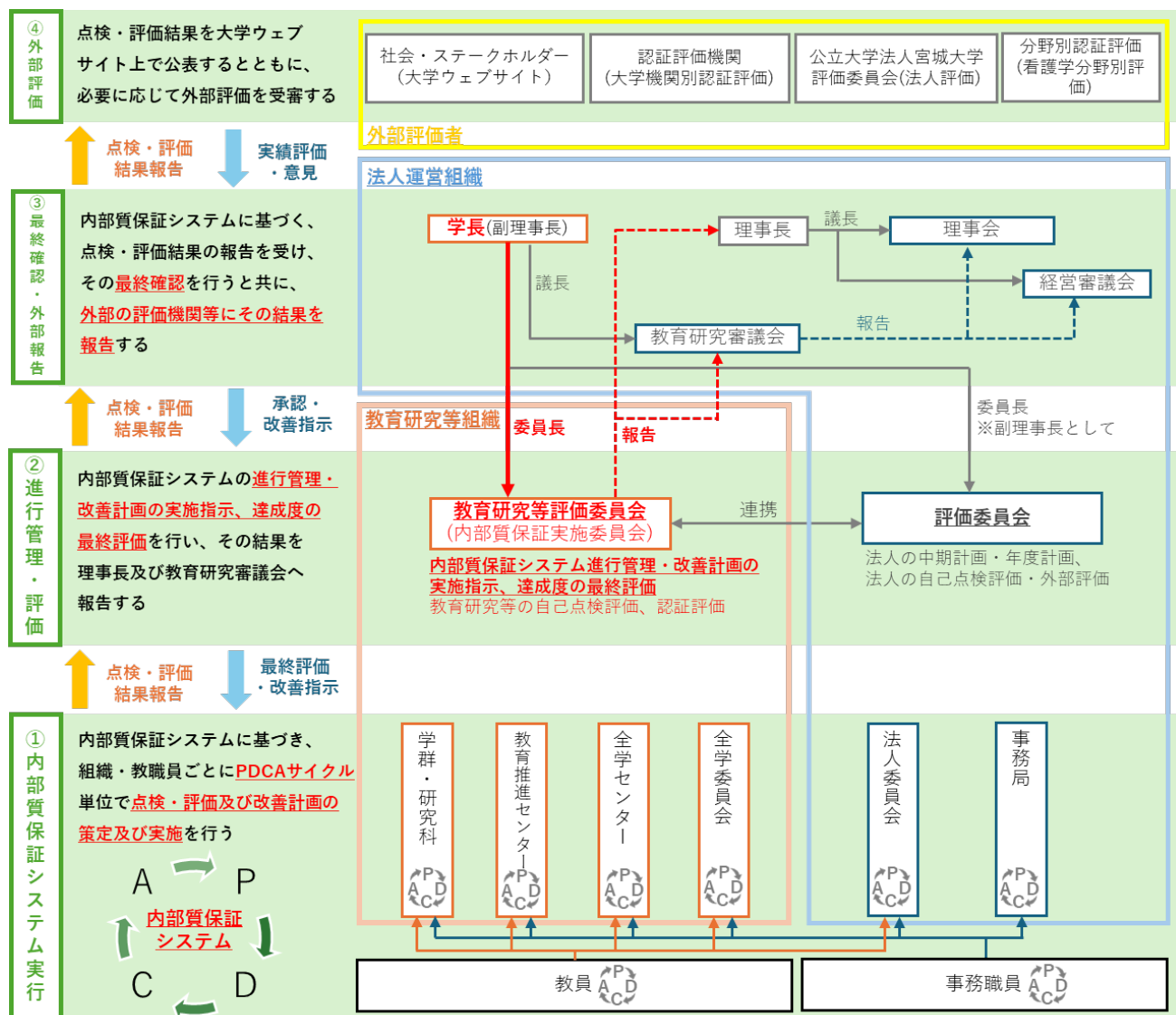
・確かな実践力

地域に根ざし、グローバルな視点で自ら主体的に考え、強い意志を持って実践していく。

(6) 大学組織図



(7) 内部質保証体制図



本学では、内部質保証システム実施要綱において、13のPDCAサイクル(①中期計画、②年度計画、③教員活動改善、④事務職員業務改善、⑤授業改善、⑥教育・環境改善、⑦FD、⑧SD、⑨アドミッション、⑩カリキュラム、⑪ディプロマ、⑫施設整備、⑬法令適合点検)による「内部質保証システム」を定め、学群・研究科、センター、委員会、事務局等の各組織や教職員個人がそれぞれのPDCAサイクルを実施することにより、大学業務の継続的な改善・向上を図っている(上図「①内部質保証システム実行」参照)。また、内部質保証システムの実効性を高めるため、学長を委員長とする教育研究等評価委員会(教育研究等の自己点検評価や認証評価などを所掌)と、その下部組織である内部質保証実施委員会が中心となり、評価委員会(法人の中期計画や年度計画を所掌)と連携して内部質保証システムの進行管理や各組織への改善計画の実施指示を行っている。それぞれのPDCAサイクル期間が終了した際には、教育研究等評価委員会委員長(学長)が達成度の最終評価を行い(上図「②進行管理・評価」参照)、理事長及び教育研究審議会に報告し、経営審議会や理事会での確認(上図「③最終確認・外部報告」参照)を経た上で、自己点検・評価結果として大学ウェブサイト上で広く公表し、また、認証評価や法人評価等の受審につなげている(上図「④外部評価」参照)。

大学の目的

学則

・宮城大学学則

(目的)

第2条 本学は、地域社会及び国内外の大学・研究機関等との自由かつ緊密な交流及び連携のもとに、看護、事業構想、食産業及びそれらの基盤となる学問に関する教育研究を行うことにより、学術文化の振興に資するとともに、豊かな人間性、高度な専門性及び確かな実践力を備えた人材を育成し、もって地域の産業及び社会の発展に寄与することを目的とする。

・宮城大学大学院学則

(目的)

第2条 本学大学院は、地域社会及び国内外の大学・研究機関等との自由かつ緊密な交流及び連携のもとに看護、事業構想及び食産業に関する高度な学術理論及び応用について研究し、その深奥をきわめて、学術文化の振興に資するとともに、地域の産業及び社会の発展に寄与することを目的とする。

【参考】

・公立大学法人宮城大学定款

(目的)

第1条 この公立大学法人は、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号。以下「法」という。)に基づき大学を設置し、及び管理することにより、卓越した教育研究の拠点として、学術文化を振興し、その成果を広く社会に還元するとともに、創造的な知性と豊かな人間性を備えた人材を育成し、もって地域の産業及び社会の発展に寄与することを目的とする。

I 「基準 1 法令適合性の保証」に関する点検評価資料

イ 教育研究上の基本となる組織に関すること（①大学）

（１）自己点検・評価の実施状況

1)大学の目的・理念（関係法令：右ページ①～③）

法人の目的は定款第1条に規定し、これに基づき大学を設置している。大学は「ホスピタリティとアメニティの究明と実現」を目指す建学の精神に則り、大学の理念「高度な実学に基づき、豊かな人間性、高度な専門性及び確かな実践力を身につけ、グローバルな視点で地域社会の発展に貢献できる人材を育成するとともに、学術・文化の向上と豊かで活力のある地域社会の形成に寄与する」を掲げている。大学の目的は、学則第2条において「地域社会及び国内外の大学・研究機関等との自由かつ緊密な交流及び連携のもとに、看護、事業構想、食産業及びそれらの基盤となる学問に関する教育研究を行うことにより、学術文化の振興に資するとともに、豊かな人間性、高度な専門性及び確かな実践力を備えた人材を育成し、もって地域の産業及び社会の発展に寄与することを目的とする」と規定している。

大学の目的・理念に基づき学則第4条に、学群の教育研究上の目的を規定している。看護学群は「生命の尊厳を基盤とする豊かな人間力を備えて、科学的思考力とマネジメント能力を持ち、ヒューマンケアを中核とした創造的な看護を展開し、地域の人々、多分野・異文化の人々と協働して学際的に活躍できる人材育成」を目指し、看護学類に看護師、保健師、養護教諭の教育課程を有している。事業構想学群は「現代社会の諸課題を多角的・グローバルな視点で論理的に捉え、その課題解決に向けた事業を実行可能かつ持続可能なものとして構築する能力を身につけるとともに、地域資源の活用や新たな価値創造を志向し、産業、行政、社会の各分野で先導的役割を担える人材育成」を目指し、事業プランニング学類、地域創生学類、価値創造デザイン学類を置いている。食産業学群は「食につながる生物生産とその供給から食品製造・流通・消費に至るまでのフードシステムについて幅広い専門的知識と技術を持ち、食産業全体を理解し、地域から世界まであらゆるレベルで食の未来を開拓できる意欲と能力を有する人材育成」を目指し、生物生産学類とフードマネジメント学類を置いている。

以上のように、本学の理念と目的は学則等に明確に定め、履修ガイド等に明示し、大学ウェブサイト適切に公表しており、教育基本法第7条、学校教育法第83条に即している。また、大学設置基準第2～5条に沿って本学の目的と各学群の教育研究上の目的は一貫し、かつ、各学問体系を明確に示した上でその目的を達成するため学群・学類を設置し、教育課

程を編成し、人材育成を行っている。

2)教育研究実施組織（関係法令：右ページ④～⑥）

本学は、教育研究上の基本組織として、大和キャンパスに看護学群と事業構想学群、太白キャンパスに食産業学群を置き、大学設置基準に沿って専任教員を配置している（ロ 教育研究実施組織に関すること（①大学）を参照）。また、2017年度学群制移行時に、「豊かな人間性」を高めるため、専門教育の基盤となる全学共通教育を行う「基盤教育群」を設置し、専任教員13名が所属している。基盤教育群では、「技法知」「学問知」「実践知」を養うリベラルアーツ教育と数理・データサイエンスの強化、国際感覚を養う教育を実施している。特に、地域フィールドワークは、全学群必修科目とし、各学群専任教員が参画し、初年次より地域に貢献できる人材育成を開始している。

以上のとおり、本学では、教育研究上の目的を達成するため、大学設置基準第3～5条に沿い、教育研究実施組織及び教員の配置を適当に行っている。

3)収容定員（関係法令：右ページ⑦）

本学は教育研究上の目的を達成するため、実習、実験、フィールドワークやアクティブラーニング等の教育方法による「実学教育」を重視している。そのために必要な講義室やグループ演習室、実験・実習室等の施設を整備し、入学定員及び収容定員を学群・学類ごとに学則第3条に定め、厳正に管理している。2025年5月時点の入学数、在籍者数は下表のとおりであり、入学定員充足率1.05倍、収容定員充足率1.09倍であった。なお、2021年度から2025年度までの入学定員に対する平均比率は1.07倍であった。収容定員充足率1.15倍未満（文部科学省「大学、短期大学及び高等専門学校」の設置等に係る認可の基準」）であり、適正な範囲内である。

学群	学類	入学者数	入学定員	在籍学生数	収容定員
看護学群	看護学類	98	95	403	380
事業構想学群	事業プランニング学類	9	60	206	240
	地域創生学類	10	60	207	240
	価値創造デザイン学類	9	80	272	320
	学群一括募集（学類選択制）	186		191	
	計	214	200	876	800
食産業学群	（食資源開発学類）	—	12	—	—
	生物生産学類	10	62	203	248
	フードマネジメント学類	8	63	216	252
	学群一括募集（学類選択制）	112		116	
	計	130	125	547	500
合計		442	420	1826	1680

4)名称（関連法令：右ページ⑧）

「宮城大学」の名称は、公立大学法人が設置する大学として適切である。本学が目的を達成するために置いた教育研究実施組織（学群・学類）の名称は、各教育研究上の目的及び大学設置基準第40条の4に即しており、適切である。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	公立大学法人が設置する本学は、地域社会の発展に貢献する人材を育成する使命に即した目的を掲げている。各学群では、大学の理念・目的と一貫し、かつ、各学問体系に即した教育研究目的を定め、実学教育を担う組織・教員を配置している。
改善を要する点	これからの人口縮小社会を見据えた宮城県を中心とする地域社会のニーズに応じた人材育成像を見直し、エンロールメント・マネジメント及び教学IRに基づく教育改善を強化する必要がある。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料（リンク）
	教育基本法	
①	第七条（大学） 大学は、学術の中心として、高い教養と専門的能力を培うとともに、深く真理を探究して新たな知見を創造し、これらの成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。 2 大学については、自主性、自律性その他の大学における教育及び研究の特性が尊重されなければならない。	・ 定款第1条（目的） ・ 学則第2条（目的） ・ 大学の理念
	学校教育法	
②	第八十三条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。 ② 大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。	(同上)
	大学設置基準	
③	第二条（教育研究上の目的） 大学は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。	・ 学則第4条（学群の教育研究上の目的） ・ 履修ガイド
④	第三条（学部） 学部は、専攻により教育研究の必要に応じ組織されるものであつて、教育研究上適当な規模内容を有し、教育研究実施組織、教員数その他が学部として適当であると認められるものとする。	・ 学則第3条（学群）、第5条（職員組織） ・ 教員数・教員の年齢構成及び学系について
⑤	第四条（学科） 学部には、専攻により学科を設ける。 2 前項の学科は、それぞれの専攻分野を教育研究するに必要な組織を備えたものとする。	(同上)
⑥	第五条（課程） 学部の教育上の目的を達成するため有益かつ適切であると認められる場合には、学科に代えて学生の履修上の区分に応じて組織される課程を設けることができる。	(同上)
⑦	第十八条 収容定員は、学科又は課程を単位とし、学部ごとに学則で定めるものとする。この場合において、第二十六条の規定による昼夜開講制を実施するときはこれに係る収容定員を、第五十八条の規定により外国に学部、学科その他の組織を設けるときはこれに係る収容定員を、編入学生定員を設けるときは入学定員及び編入学生定員を、それぞれ明示するものとする。 2 収容定員は、教育研究実施組織、校地、校舎等の施設、設備その他の教育上の諸条件を総合的に考慮して定めるものとする。 3 大学は、教育にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。 ※ 入学定員の超過率については、平成十五年文部科学省告示第四十五号、平成二十七年文部科学省告示第百五十四号を参考とすること	・ 学則第3条（学群） ・ 入試統計 ・ 在学生数 ・ 大学、短期大学及び高等専門学校等の設置等に係る認可の基準 (mext.go.jp) ・ 認証評価共通基礎データ
⑧	第四十条の四（大学等の名称） 大学、学部及び学科（以下「大学等」という。）の名称は、大学等として適当であるとともに、当該大学等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。	・ 定款第1条（目的）、第2条（名称）、第3条（大学の設置） ・ 学則第2条（目的）

イ 教育研究上の基本となる組織に関すること（②大学院）

（１）自己点検・評価の実施状況

1) 大学院の目的（関係法令：右ページ①～②）

大学院の目的は、[大学院学則](#)第2条に、「本学大学院は、地域社会及び国内外の大学・研究機関等との自由かつ緊密な交流及び連携のもとに看護、事業構想及び食産業に関する高度な学術理論及び応用について研究し、その深奥をきわめて、学術文化の振興に資するとともに、地域の産業及び社会の発展に寄与することを目的とする」と規定している。さらに、[大学院学則](#)第3条に、看護学研究科、事業構想学研究科、食産業学研究科を置くこと、第4条に、各研究科の教育研究上の目的を規定している。そして、これらを[履修ガイド](#)等に明示し、大学ウェブサイトで適切に公表している。

このように本学大学院の目的及び研究科の目的は、大学院学則等に明確に定め、適切に公表しており、学校教育法第99条及び大学院設置基準第1条の2に即している。

2) 大学院の課程と組織（関係法令：右ページ③～⑦）

大和キャンパスには、看護学研究科及び事業構想学研究科、太白キャンパスには、食産業学研究科を設置している。各研究科は1専攻から成り、博士前期課程及び博士後期課程を設置している。教育研究目的を実現するため、[大学院担当教員資格審査要綱](#)に即して、専門分野の特殊性に鑑み、科目担当及び研究指導教員を確保・補充し、教育の質保証に努めている。

看護学研究科・博士前期課程は、4分野・10領域で構成され、研究能力養成コースと専門看護師養成コース（3領域；日本看護系大学協議会による認可）を設置し、実学を基盤とした教育・実践・研究活動を通して、保健医療福祉に貢献する高度専門職業人を養成している。博士後期課程は、1専攻1分野から成り、人の生涯にわたる健康支援という総体的視点に立ち、各看護専門領域を統合・包括した看護支援方法の開発・研究を行っている。

事業構想学研究科・博士前期課程は、4領域で構成され、学術研究コースと高度職業人育成コースを設置し、産業振興や地域振興を対象とした事業構想に関わる人材を養成している。博士後期課程は、1専攻から成り、先端的諸問題の発見と解決ができる独創的な研究能力と事業能力を有するプロジェクトマネージャー及び研究者を育成している。

食産業学研究科・博士前期課程は、2領域・4分野で構成され、産業振興や地域振興を対象とした食産業に関わる高度職

業人を養成している。博士後期課程は、1専攻2領域で構成され、自立した研究者、研究マインドを持って食産業クラスターの形成に当たるコーディネーター、また、グローバルからローカルレベルまで食産業の実業の世界でリーダーとして活躍する人材を養成している。

本学大学院は社会人学生の就学に配慮し、2009年度から[大学院学則](#)第17条及び[大学院長期履修規程](#)を定め、博士前期課程4年、博士後期課程5年の修業年限を超えない範囲での長期履修を認めている。また、優れた業績を上げた者については、1年の短期修了を認めている（[大学院学則](#)第37、38条）。

このように、本学大学院の課程と組織体制は、教育研究目的を実現するために大学院設置基準第2～6条に即している。

3) 収容定員（関係法令：右ページ⑧）

大学院の定員については、研究科ごとに[大学院学則](#)第3条に定めている。3研究科共に、入学者は定員を下回る状況が多く、在籍学生数も安定していない。2025年度現在、博士前期課程全体では入学定員43名に対し、入学者は35名で入学定員充足率は0.81倍であった。なお、2021年度から2025年度までの入学定員に対する平均比率は0.71倍であった。また、収容定員86名に対し、在籍学生数は68名で収容定員充足率は0.79倍であった。博士後期課程全体では、入学定員9名に対し、入学者は7名で入学定員充足率は0.78倍であった。なお、2021年度から2025年度までの入学定員に対する平均比率は0.67倍であった。また、収容定員27名に対し、在籍学生数は21名で収容定員充足率は0.78倍であった。

そのため、定員充足率向上に向けて、各研究科の教育内容を踏まえた入学者選抜制度の見直しを行うとともに、本学では社会人受験者が多いことから、自治体派遣枠の活用、企業からの派遣受入、リカレント教育の必要性等をアピールするために、自治体や関係機関への訪問説明、大学院進学の魅力や可視化したウェブサイトの充実等、大学院独自の広報活動の強化にも努めている。

4) 名称（関連法令：右ページ⑨）

大学院の研究科及び専攻の名称は、それぞれの教育研究上の目的に鑑みて、大学院設置基準第22条の4に即しており、適切である。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	社会人学生が多い特徴があり、就労しながらの学習を支援する環境を整備している。地域や社会人学生のニーズに対応した教育を推進しており、各専攻における学修成果が速やかに地域社会に還元されている。
改善を要する点	入学者数が入学定員に対して未充足となっている研究科、専攻がある。リカレント教育プログラムを活性化することで研究科入学生をリクルートしたり、産学連携研究を推進することで就労先からの学習支援体制を模索したり、研究科オープンキャンパスなどの広報活動を一層強化することが必要である。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	第九十九条 大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。 ② 大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。	・ 大学院学則第2条（目的）
	大学院設置基準	
②	第一条の二（教育研究上の目的） 大学院は、研究科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を学則等に定めるものとする。	・ 大学院学則第4条（研究科の教育研究上の目的） ・ 履修ガイド ・ 大学院学則第3条（大学院）
③	第二条（大学院の課程） 大学院における課程は、修士課程、博士課程及び専門職学位課程（学校教育法第九十九条第二項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。）とする。 2 大学院には、修士課程、博士課程及び専門職学位課程のうち二以上を併せ置き、又はそのいずれかを置くものとする。	・ 大学院学則第3条（大学院）
④	第三条（修士課程） 修士課程は、広い視野に立つて精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。 2 修士課程の標準修業年限は、二年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、二年を超えるものとする。 3 前項の規定にかかわらず、修士課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を一年以上二年未満の期間とすることができる。	・ 大学院学則第3条（大学院）、第4条（研究科の教育研究上の目的）、第16条（標準修業年限及び在学年限）、第17条（長期にわたる教育課程の履修）、第37条（博士前期課程の修了） ・ 大学院長期履修規程第3条（長期履修期間） ・ ディプロマ・ポリシー
⑤	第四条（博士課程） 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。 2 博士課程の標準修業年限は、五年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、五年を超えるものとする。 3 博士課程は、これを前期二年及び後期三年の課程に区分し、又はこの区分を設けないものとする。ただし、博士課程を前期及び後期の課程に区分する場合において、教育研究上の必要があると認められるときは、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、前期の課程については二年を、後期の課程については三年を超えるものとする。 4 前期二年及び後期三年の課程に区分する博士課程においては、その前期二年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。前項ただし書の規定により二年を超えるものとした前期の課程についても、同様とする。 5 第二項及び第三項の規定にかかわらず、教育研究上必要がある場合においては、第三項に規定する後期三年の課程のみの博士課程を置くことができる。この場合において、当該課程の標準修業年限は、三年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合には、研究科、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、その標準修業年限は、三年を超えるものとする。	・ 大学院学則第3条（大学院）、第4条（研究科の教育研究上の目的）、第16条（標準修業年限及び在学年限）、第17条（長期にわたる教育課程の履修）、第38条（博士後期課程の修了） ・ 大学院長期履修規程第3条（長期履修期間） ・ ディプロマ・ポリシー
⑥	第五条（研究科） 研究科は、専門分野に応じて、教育研究上の目的から組織されるものであつて、専攻の種類及び数、教育研究実施組織、教員数その他が大学院の基本となる組織として適当な規模内容を有すると認められるものとする。	・ 大学院学則第5条（職員組織） ・ 認証評価共通基礎データ
⑦	第六条（専攻） 研究科には、それぞれの専攻分野の教育研究を行うため、数個の専攻を置くことを常例とする。ただし、教育研究上適当と認められる場合には、一個の専攻のみを置くことができる。 2 前期及び後期の課程に区分する博士課程においては、教育研究上適当と認められる場合には、前期の課程と後期の課程で異なる専攻を置くことができるものとする。	・ 大学院学則第3条（大学院）
⑧	第十条（収容定員） 収容定員は、教育研究実施組織及び施設設備その他の教育研究上の諸条件を総合的に考慮し、課程の区分に応じ専攻を単位として研究科ごとに定めるものとする。 2 前項の場合において、第四十五条の規定により外国に研究科、専攻その他の組織を設けるときは、これに係る収容定員を明示するものとする。 3 大学院は、教育研究にふさわしい環境の確保のため、在学する学生の数を収容定員に基づき適正に管理するものとする。	・ 大学院学則第3条（大学院） ・ 在学生数 ・ 大学院入試情報 ・ 認証評価共通基礎データ
⑨	第二十二條の四（研究科等の名称） 研究科及び専攻（以下「研究科等」という。）の名称は、研究科等として適当であるとともに、当該研究科等の教育研究上の目的にふさわしいものとする。	・ 大学院学則第3条（大学院）、第4条（研究科の教育研究上の目的）

□ 教育研究実施組織に関すること（①大学）

（１）自己点検・評価の実施状況

1)教育研究実施組織（関係法令:右ページ②）

本学は2023年4月から理事長・学長分離型体制となり、理事長・学長中心のガバナンス体制下で自主性・自律性に基づき運営している。大学には、学長の下、副学長、教員所属組織としての学系、教育研究実施組織としての学群・群を置いている。本学の理念における「高度な実学」の対象は、看護、事業構想、食産業の3専門領域とその基盤となる学問の共通学問領域であり、1997年に看護学部と事業構想学部、2005年に食産業学部を開設している。2017年度には、教員の教育組織と所属組織を分離する学群学類制による改組を実施した。教育組織は、看護学群1学類、事業構想学群3学類、食産業学群2学類の3学群6学類を設置した。また、社会ニーズに合致したコアカリキュラムに基づく再編を実施し、「豊かな人間性」を高めるため、基盤となる学問を担う組織として基盤教育群を新たに設置した。これらにより①限られた教員の複数学群での活用による教育の多様化・効率化、②教員間の連携促進や高度化・複雑化する研究課題・地域課題への対応、③社会ニーズに合致したコアカリキュラム再構成、④学群単位での入学者選抜による大学での進路実現サポート、⑤人間力を身につける基盤教育の骨太化を推進している。教員組織は、大学全体で教育研究の機能強化を図るため、[学系組織運営規程](#)に基づき人間・健康学系、社会・文化学系、創造・開発学系、食料・生命学系の4学系を設置している。

また、教学マネジメントを全学で組織的に機能させることを目的に、2017年度から教育推進センター等として、アドミッションセンター、カリキュラムセンター、スチューデントサービスセンター、キャリア・インターンシップセンター、キャンパス整備委員会を設置している。加えて、全学センターとして、学術情報センター、情報システムセンター、国際交流・留学生センター、研究推進・地域未来共創センターを設置し、大学の理念に基づく学生の学修支援や教職員の教育研究活動支援、グローバル化、地域との連携などの役割を担っている。

2)教育研究審議会・教授会（関係法令:右ページ①）

各学群・群に、学群長・群長、必要に応じて学類に学類長を置き、教育組織の責任体制を明確化し、適切な組織運営を行っている。学群・群には、[基本規則](#)第31・32条に基づく教授会を置き、教授、准教授、講師、助教等の専任教員をもって構成している。また、大学の教育研究に関する重要事項を審議するため、学長が議長を務め、副学長、学群長・センター長等で構成する教育研究審議会を置き、原則月1回開催している。教授

会は、[基本規則](#)、[学群教授会運営規程](#)及び[基盤教育群運営等規程](#)に基づき、月1回程度開催し、学生の入学・卒業、学位授与、その他学長が決定を行うに当たり意見を述べるほか、教育研究審議会の審議事項等の報告や教育課程及び教育の実施に関する審議を行い、教育研究審議会に報告している。また、2024年度から、教育に関する事項を検討するための教育検討会議、改革推進本部を置き、カリキュラムや入試改革をより加速させている。

3)授業科目の担当及び専任教員（関係法令:右ページ③④）

本学教育科目は、基盤教育科目と専門教育科目に区分している。基盤教育科目は、基盤教育群の専任教員を中心に開講し、特にフレッシュマンコア科目のスタートアップセミナーと地域フィールドワークは、学群教員と協働して開講している。主要授業科目については、各教育課程のDP・CPと授業科目の体系（カリキュラムツリー・マップ）に基づき、基盤となる科目及び核（コア）となる科目をこれに該当するものとして位置づけ、原則として専任の教授又は准教授が授業を担当している。教員の異動等に伴い暫定的に非常勤講師が担当する場合でも、専任教員を科目責任教員として配置し、教育の質を確保している（参照:令和7年度授業科目担当一覧表）。また、「高度な実学」を提供できる実務家教員を専任教員として任用し、実務家や高度な知識を提供できる非常勤講師やゲスト講師による授業を行っている。加えて、演習、実験、実習等の授業科目を中心に、ティーチングアシスタントや実習等指導補助教員等を活用し、円滑な業務運営を図っている。

4)本学が求める教職員像と教育研究組織編成方針（関係法令:右ページ②）

本学では「[宮城大学が求める教職員像](#)」と「[教育研究組織編制方針](#)」を定め、大学ウェブサイトで公表している。

教員の年齢構成は40～50代を中心に、30代から60代までバランスよく分布し、女性は40.0%を占めている。職位は、2025年5月現在、教授63名、准教授35名、講師13名、助教20名、助手4名となっており、必要の都度、公募により教員採用選考を実施している。職位及び職務は、学校教育法の規定に準じて[教員人事規程](#)で定め、採用や昇任等に当たっては、各学群で定める教育、研究、実務、社会貢献、大学運営等に関する選考基準に即し公正に学群・群内第一次審査を行い、学長を委員長とする教員人事委員会で二次選考を行っている。

以上のとおり、学士課程における本学の教育研究実施組織及び専任教員の配置は、関係法令等に即している。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	高度な実学教育の実現に向け、実務家教員である専任教員を任用している。また、教育、研究、社会貢献、大学運営が効果的に機能する教育研究組織を横断的・縦断的に編制し、ガバナンスも効果的に働いている。
改善を要する点	実務家教員である専任教員の社会貢献活動や教育スキル向上のための自己研鑽、地域社会に貢献できる研究活動にエフォートをかけることができる大学運営組織、教職協働に取り組むことが必要である。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	第九十三条 大学に、教授会を置く。 ② 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。 一 学生の入学、卒業及び課程の修了 二 学位の授与 三 前二号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの ③ 教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び学部長その他の教授会が置かれる組織の長（以下この項において「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。 ④ 教授会の組織には、准教授その他の職員を加えることができる。	・ 基本規則 第 31 条（学群教授会） ・ 学群教授会運営規程 ・ 基盤教育群運営等規程 ・ 教育研究審議会規程
	大学設置基準	
②	第七条（教育研究実施組織等） 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、その規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。 2 大学は、教育研究実施組織を編制するに当たっては、当該大学の教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保しつつ、教育研究に係る責任の所在を明確にするものとする。 3 省略 4 省略 5 省略 6 大学は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。 7 大学は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員及び事務職員等を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として基幹教員を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。 ※ 教員の職務・資格等については、学校教育法第九十二条、大学設置基準第十三条・第十四条・第十五条・第十六条・第十七条を参照すること	・ 基本規則 第 3 章教育研究等組織 ・ 教員人事規程 ・ 学系組織運営規程 ・ 基盤教育群運営等規程 ・ 教員数・教員の年齢構成及び学系について ・ 組織図・役員一覧 ・ 宮城大学が求める教職員像について ・ 教育研究実施組織の編成方針について ・ 認証評価共通基礎データ
③	第八条（授業科目の担当） 大学は、各教育課程上主要と認める授業科目（以下「主要授業科目」という。）については原則として基幹教員（教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う教員（助手を除く。）であつて、当該学部の教育課程に係る主要授業科目を担当するもの（専ら当該大学の教育研究に従事するものに限る。）又は一年につき八単位以上の当該学部の教育課程に係る授業科目を担当するものをいう。以下同じ。）に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく基幹教員に担当させるものとする。 2 大学は、演習、実験、実習又は実技を伴う授業科目については、なるべく助手に補助させるものとする。 3 大学は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の大学が定める者（以下「指導補助者」という。）に補助させることができ、また、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、指導補助者に授業の一部を分担させることができる。	・ シラバス ・ 業務アシスタント取扱規程 ・ 令和 7 年度授業科目担当一覧表
④	第十条（基幹教員数） 大学における基幹教員の数は、別表第一により当該大学に置く学部の種類及び規模に応じ定める基幹教員の数（共同学科を置く学部にあつては、当該学部における共同学科以外の学科を一の学部とみなして同表を適用して得られる基幹教員の数と第四十六条の規定により得られる当該共同学科に係る基幹教員の数を合計した数とし、第五条の規定に基づき学科に代えて課程を設ける工学に関する学部にあつては、第四十九条の四の規定により得られる基幹教員の数とする。）と別表第二により大学全体の収容定員に応じ定める基幹教員の数を合計した数以上とする。 ※ 基幹教員の数については、大学設置基準別表第一・別表第二を参照すること	・ 認証評価共通基礎データ ・ 教員人事規程 第 3 条（教員の職位等）

②、③及び④については、以下の省令により従前の例によることができる。
大学設置基準等の一部を改正する省令（令和 4 年 9 月 30 日文科科学省令第 34 号） 附則 第四条 この省令の施行の際現に設置されている大学及び高等専門学校に対する次の各号に掲げる規定の適用については、なお従前の例によることができる。 一 この省令による改正後の大学設置基準第三十六条第一項及び第三項並びに同令中教員に関する規定（以下省略）

ロ 教育研究実施組織に関すること（②大学院）

（１）自己点検・評価の実施状況

1)教育研究実施組織（関係法令:右ページ①）

本学大学院は、看護学研究科、事業構想学研究科、食産業学研究科の3研究科3専攻を有している。大和キャンパスには、看護学研究科及び事業構想学研究科、太白キャンパスには、食産業学研究科を設置している。各研究科は1専攻から成り、それぞれに博士前期課程及び博士後期課程を設置している（[基本規則](#)第26条）。また、[基本規則](#)第29条において、職員組織の編成、教育課程の編成等教育研究業務の遂行に当たっては、[大学院学則](#)に基づくこととしている。

大学院には、教員、事務職員、その他必要な職員を置き、必要に応じて副学長を置くことができると[大学院学則](#)第5条に規定している。さらに、研究指導については、[大学院学則](#)第27条及び28条に規定している。

[基本規則](#)第33条に基づき、研究科には研究科長を置き、研究科の教育研究の管理運営、教員及び学生の監督等研究科の校務をつかさどることとしている。また、研究科教授会は、[基本規則](#)第34条により、本学研究科の主たる教育を担当する専任教員である教授、准教授、講師及び助教並びに当該教授会が必要と認め理事会が承認する本学の教員をもって構成し、学長及び研究科長がつかさどる研究科の教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べるができることとしている。

2)教員の選考、構成等（関係法令:右ページ①②）

教育研究目的を実現するために、大学院において研究指導を担当する教員及び研究指導の補助を行う教員は、[教員人事規程](#)第3条第2項において当該研究科を担当する専任教員の内、大学院設置基準に規定する資格を有する教員とすることを定めている。

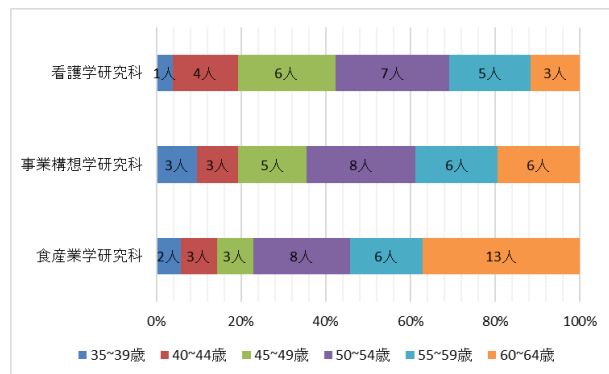
研究科の教員は、文部科学大臣の設置許可に係る審査における教員資格審査又は教員人事委員会の教員資格審査を経るものとしており、教育研究の質保証を図っている。教員人事委員会における教員資格審査は、[大学院担当教員資格審査要綱](#)の規定に基づき、教員人事委員会に教員資格審査会を設置して行っており、各研究科が大学院設置基準第9条に即して別に定める教員資格審査基準に基づき、専門分野の特殊性等を勘案して、担当教員としての資格を有しているか否かを審査している。また、授業科目担当については、各研究科教授会において、毎年度、授業科目担当教員を偏りなく適切に配置しており、教育の質を保証できている。

各研究科においては、認証評価共通基礎データのとおり、大学院設置基準に定められている、研究指導教員資格及び研究指導補助教員資格を有する専任教員数は充足している。また、高度専門職人材育成コースにおいては、特に実務家教員として非常勤講師を適切に配置している。さらに、年齢の偏りもなく、30歳代の若手教員も大学院教育を担っている。

表. 研究科専任教員の役職別人数(2025年5月1日時点)

研究科／役職	教授	准教授	講師	助教	助手
看護学研究科	13	11	2	0	0
事業構想学研究科	20	8	0	3	0
食産業学研究科	23	10	2	0	0

図. 研究科専任教員の年齢分布(2025年5月1日時点)



自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	高度で専門的な研究指導や大学院教育ができる教員に関する明確な基準を有しており、科目担当資格を有する教員が授業をすることで大学院教育の質保証を確保している。研究科専任教員の世代交代の時期にあり、若手及び女性教員が増え、地域社会のニーズに即した大学院教育を担える教員人材確保を行っている。
改善を要する点	研究科専任教員の定年退職等を見込み、将来的に研究指導を担う教員、研究科授業を担当する専任教員の確保のための人事計画を行う必要がある。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学院設置基準	
①	第八条（教育研究実施組織等） 大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、研究科及び専攻の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。 2 大学院は、当該大学院の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意するものとする。 3 省略 4 省略 5 大学院の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、学部、研究所等の教員等がこれを兼ねることができる。 6 第七条の二に規定する研究科の教員は、教育研究上支障を生じない場合には、当該研究科における教育研究を協力して実施する大学の教員がこれを兼ねることができる。 7 大学院は、教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないよう配慮するものとする。 8 大学院は、二以上の校地において教育を行う場合においては、それぞれの校地ごとに必要な教員及び事務職員等を置くものとする。なお、それぞれの校地には、当該校地における教育に支障のないよう、原則として専属の教授又は准教授を少なくとも一人以上置くものとする。ただし、その校地が隣接している場合は、この限りでない。 ※ 教員の職務・資格等については、学校教育法第九十二条を参照すること	・ 基本規則第 29 条（学則）、第 33 条（研究科長及び副研究科長）、第 34 条（研究科教授会） ・ 大学院学則第 5 条（職員組織）、第 27 条（教育課程の編成、実施及び改善）、第 28 条（授業及び研究指導） ・ 研究科教授会運営規程 ・ 教員数・教員の年齢構成及び学系について ・ 認証評価共通基礎データ
②	第九条（教育研究実施組織等） 大学院には、前条第一項に規定する教員のうち次の各号に掲げる資格を有する教員を、専攻ごと（工学を専攻する研究科以外の基本組織にあつては、当該研究科以外の基本組織、第三十条の二第一項に規定する研究科等連係課程実施基本組織にあつては当該研究科等連係課程実施基本組織）に、文部科学大臣が別に定める数置くものとする。 一 修士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育研究上の指導能力があると認められる者 イ 博士の学位を有し、研究上の業績を有する者 ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者 ハ 芸術、体育等特定の専門分野について高度の技術・技能を有する者 ニ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者 二 博士課程を担当する教員にあつては、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、極めて高度の教育研究上の指導能力があると認められる者 イ 博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者 ロ 研究上の業績がイの者に準ずると認められる者 ハ 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者 2 博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における前期の課程を除く。）を担当する教員は、教育研究上支障を生じない場合には、一個の専攻に限り、修士課程を担当する教員のうち前項第二号の資格を有する者がこれを兼ねることができる。 ※ 専攻ごとに置くものとする教員の数については、平成十一年文部省告示第百七十五号を参照すること	・ 教員人事規程第 3 条（教員の職位） ・ 大学院担当教員資格審査要綱 ・ 看護学研究科教員資格審査内規 ・ 事業構想学研究科教員資格審査内規 ・ 食産業学研究科教員資格審査内規 ・ 認証評価共通基礎データ
③	第九条の二（一定規模数以上の入学定員の大学院研究科の教育研究実施組織） 研究科の基礎となる学部の学科の数を当該研究科の専攻の数とみなして算出される一個の専攻当たりの入学定員が、専門分野ごとに文部科学大臣が別に定める数（以下「一定規模数」という。）以上の場合には、当該研究科に置かれる前条に規定する教員のうち、一定規模数を超える部分について当該一定規模数ごとに一人を、大学設置基準（昭和三十一年文部省令第二十八号）第十条に定める基幹教員の数に算入できない教員とする。 ※ 一個の専攻当たりの入学定員の一定の数（「一定規模数」）については、平成十一年文部省告示第百七十六号を参照すること	

ハ 教育課程に関すること（①大学）

（１）自己点検・評価の実施状況

1) 教育課程の編成・授業等(関係法令: 右ページ②～⑦・⑩)

学群・学類ごとに定めた教育研究上の目的を実現するために、大学全体のディプロマ・ポリシー (DP) に基づき、学位プログラムごとの DP を定めている。各 DP に即して、カリキュラム・ポリシー (CP) を策定し、これを踏まえた教育課程を編成している。これらの教育課程の編成は、DP との関連を示すカリキュラム・マップ、科目の順序性・体系性をカリキュラム・ツリー、科目ナンバリングを通して可視化するとともに、履修ガイドやシラバス等に明示し、大学ウェブサイトでも公表している。

授業科目は、基盤教育科目、専門教育科目に区分し、必修、選択必修、選択科目を定め、単位数や年次配当、授業の方法を適切に定め、履修モデル・シラバス等に表示している。授業時間は、1 単位 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、学則第 35 条に、授業の方法に応じて定めている。年間の授業期間は 35 週(学則第 32 条)で、授業科目の授業期間は定期試験・補講期間を除き、15 週を単位としている。また、1 年間の履修登録単位数の上限は 49 単位とし、学生が適切に学修できるようにしている(履修規程第 5 条)。さらに、学生が主体的に多様な学修ができるよう、他大学等、他学群・学類、入学前既修得単位は上限 60 単位とし、各学群で卒業要件への読込み単位数等を定めている(学則第 37-40 条)。遠隔授業は、遠隔授業の実施に関する要綱において全開講回数の半数回以上をオンラインで行う場合と定義し、カリキュラムセンターに申請の上、対面授業よりも高い教育的効果が得られるか、卒業要件単位の内 60 単位を超えないかを基準に審議・承認している。

なお、シラバスは、カリキュラムセンターが作成要領を作成・周知し、毎年シラバス公開前に同センター教職員が、必要事項の明示、教育課程に見合う授業計画・学修目標であるかを学群・群単位で相互チェックする仕組みが確立しており、学生への説明責任を果たしている。以上のように、大学設置基準にも適合している。

2) 成績評価基準・卒業認定(関連法令: 右ページ④⑧⑨)

成績評価は、学則第 36 条及び履修規程第 8 条に規定し、CP にその方針を明記の上、評価基準やその方法等詳細は、成績評価に関するガイドラインやシラバスにより学生等に適切に周知している。成績は各教授会において審議・確定し、公正で透明性のある評価を保証している。また、学生の成績評価

質問については、学生ウェブサイトにも所定様式を掲載し、事務局窓口を明示している。事務局が受領後に該当科目責任者へ様式を渡し、科目担当者間で確認の上、書面又は面談で質問に回答し、その経緯と結果を事務局に報告している。成績修正が必要な場合は、各教授会で理由・経緯と今後の対応を速やかに報告・審議し、当該学生へ修正後の成績を開示している。

本学は、毎年度、各教授会において、進級判定及び卒業判定を行い、卒業要件を満たした学士の学位を授与している。進級・卒業要件は、履修規程、履修ガイドに適切に明示している。なお、卒業判定は、卒業論文・卒業制作等の評価基準を学位ごとにルーブリック(評価基準表)に設定し、初回授業で学生に提示の上、適切に評価する仕組みとしている。加えて卒業時に DP の達成度を学生・教員が評価し、卒業判定の参照資料とし、4 年間の学修成果を評価している。

3) 入学者選抜(右ページ①)

本学では、DP の達成及び CP で定めた教育課程を受けるために必要な能力や意欲等をアドミッション・ポリシー (AP) に定め、複数の選抜区分(一般選抜、総合型選抜、学校推薦型選抜、帰国生徒選抜、社会人選抜及び私費外国人留学生入試)によって入学者選抜試験を実施している。入学者選抜試験の企画・実施及び志願者確保のための入試広報は、アドミッションセンターが行っている。同センターでは基本規則第 38 条、入学試験実施規程及びセンター運営規程に則り、入試問題の作成・チェック・管理、合格者の判定等に関する審議を行い、適切かつ公正な入学者選抜を運営・実施している。選抜方法等は、アドミッションセンターで協議し、教育研究審議会の議を経て決定したものを学生募集要項や入学者選抜要項に明記し、大学ウェブサイト上で公表している。実施の際には、試験実施要領等の業務マニュアルを作成し、全学教職協働体制で臨んでいる。総合型選抜、学校推薦型選抜、大学入学共通テストにおいては特に、従事する全教職員を対象とした事前説明を行っている。AP に基づいた公平かつ公正な入学試験の実施については、内部質保証実施委員会において、アドミッション・サイクルに則って点検を行う全学体制が整っている。また、アドミッションセンターが中心となり、入学者選抜受入結果の測定分析を行い、継続的に入学者選抜制度や試験問題作題に関する評価を行っている。以上より、本学は、公正かつ妥当な方法により、適切に組織体制を整えて行っている。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	各学群の専門性に応じ体系化された教育課程が編成されており、フィールドワークや臨地での演習・実習、遠隔授業、実務家教員による授業等、“高度な実学”を学ぶ教育課程になっていると評価できる。また、地域貢献できる人材育成のため、全学群で、初年次から地域フィールドワークを導入する等、基盤教育を中心に地域貢献性を涵養する特長があり、地域からの評価も高い。入学者選抜は、総合型選抜(2021 年度)、一般選抜入試「論説」(2022 年度)が、好事例(文部科学省)に選ばれる等、一定の評価を得ている。
改善を要する点	人口縮小社会を見据えた宮城県を中心とする地域社会のニーズに応じた人材育成像を見通し、エンロールメント・マネジメント及び教学 IR に基づく、効果的かつ効率的な入試改革及び教育改善を行う必要がある。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学設置基準	
①	第二条の二（入学者選抜） 入学者の選抜は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百六十五条の二第一項第三号の規定により定める方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。 ※ 大学に入学できる者の資格については、学校教育法第九十条を参照すること	- 基本規則第 38 条（教育推進センター等） - 入学試験実施規程 - アドミッションセンター運営規程 - 学群入試情報 - 令和 3 年度大学入学者選抜における好事例集 - 令和 4 年度大学入学者選抜における好事例集
②	第十九条（教育課程の編成方針） 大学は、学校教育法施行規則第百六十五条の二第一項第一号及び第二号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。 2 教育課程の編成に当たっては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない。 3 大学に専攻分野におけるおおむね五年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する教員を置く場合であつて、当該教員が一年につき六単位以上の授業科目を担当する場合には、大学は、当該教員が教育課程の編成について責任を担うこととするよう努めるものとする。 ※ 学位規程については、学位規則第十三条を参照すること	- 学則第 31 条（教育課程の編成、実施及び改善） - 履修ガイド - シラバス - 教育に関する公開情報
③	第二十条（教育課程の編成方法） 教育課程は、各授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分け、これを各年次に配当して編成するものとする。	学則別表第一
④	第二十一条（単位） 各授業科目の単位数は、大学において定めるものとする。 2 前項の単位数を定めるに当たっては、一単位の授業科目を四十五時間の学修を必要とする内容をもつて構成することを標準とし、第二十五条第一項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね十五時間から四十五時間までの範囲で大学が定める時間の授業をもつて一単位として単位数を計算するものとする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、大学が定める時間の授業をもつて一単位とすることができる。 3 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。	学則 33 条（授業科目）、35 条（単位の計算方法）、別表第一
⑤	第二十二条（一年間の授業時間） 一年間の授業を行う期間は、三十五週にわたることを原則とする。	学則第 32 条（1 年間の授業期間）
⑥	第二十三条（各授業科目の授業時間） 各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、八週、十週、十五週その他の大学が定める適切な期間を単位として行うものとする。	- 学則第 35 条（単位計算方法） - 履修ガイド 11 ページ - 学年暦
⑦	第二十五条（授業の方法） 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。 2 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。 3 大学は、第一項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。 4 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第一項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。	- 学則第 34 条（授業の方法） - 遠隔授業の実施に関する要綱
⑧	第二十五条の二（成績評価基準等の明示等） 大学は、学生に対して、授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画をあらかじめ明示するものとする。 2 大学は、学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがつて適切に行うものとする。 ※ 卒業の要件については、大学設置基準第三十二条、学校教育法施行規則第四百七条を参照すること	- シラバス - 履修ガイド - シラバス作成ガイド、シラバスチェックリスト - 成績評価及び卒業に必要な単位数 - 成績質問用紙
⑨	第二十七条（単位の授与） 大学は、一の授業科目を履修した学生に対しては、試験その他の大学が定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えるものとする。	- 学則第 36 条（成績の評価・単位の認定）、第 41 条（卒業及び学位の授与） - ルーブリック
⑩	第二十七条の二（履修科目の登録の上限） 大学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるよう努めなければならない。 2 大学は、その定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもつて修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。	履修規程第 5 条（履修登録単位数の上限）

ハ 教育課程に関すること（②大学院）

（１）自己点検・評価の実施状況

1) 教育課程の編成・授業等(関係法令: 右ページ②③④⑥)

本学大学院では、各研究科・専攻の教育研究上の目的を実現するために各専攻の学位に対するDPを定めている。それぞれのDPに示した能力が身に付くようCPを定め、体系的に教育課程を編成し、履修モデルや科目ナンバリング等で体系的・順次性を可視化している。これらは、[履修ガイド](#)や[シラバス](#)に明示し、大学ウェブサイトで適切に公表している。

教育課程は、[大学院学則](#)第31条及び[各研究科履修規程](#)に基づき専攻・コースごとに基盤科目と専門科目等複数の科目区分により構成している。博士前期課程においては、研究能力コースのみならず、各研究科に高度実践職業人育成コース・プログラムを設けている。年間の授業期間、単位当たりの授業時間数は、[「ハ教育課程に関すること\(①大学\)」](#)と同様に、[大学院学則](#)、[各研究科履修規程](#)等に定め、大学院設置基準を満たしている。授業科目の担当教員は、教員人事委員会による資格審査を行っており、その基準は研究科ごとに定め開示している。科目担当資格を有する教員が授業を担当することで、教育の質を保証している。

研究指導については、年度又はセメスターごとに、研究指導計画書を研究指導教員と学生が相談しながら立案・作成並びに共有し、計画的に研究指導を行う体制としている。なお、研究指導教員資格を有する教員を主指導教員とし、研究指導及び研究指導補助教員資格を有する教員の中から学生の研究課題に応じて副指導教員を指定している。これらの研究指導教員は、各教授会で学生個別に審議、決定している。また、指導教員との個別指導や集団指導の体制をとっている。以上より、各研究科においてDPに示す能力を修得の上で学位取得できるよう適切に研究指導を行っている。

また、本学大学院は社会人学生が柔軟に学べるよう、2009年度から[大学院学則](#)第17条及び[大学院長期履修規程](#)を定め、博士前期課程4年、博士後期課程5年を超えない範囲で長期履修を認めている。また、休日・夜間の授業や研究指導を行い、優れた業績を上げた者については、1年の短期修了も認めている([大学院学則](#)第37.38条)。さらに、社会人が就業しながらの学習が可能となるための時間割や履修モデルの提示、遠隔授業の効果的な導入を工夫し、個別の履修指導を強化し、柔軟に対応している([大学院学則](#)第29条)。また、科目等履修生、特別聴講生や研究生についても[大学院学則](#)に定め、学生が計画的に研究活動を行った上で学位取得ができるようカリキュラムを構成・運営している。

2) 成績評価基準・修了認定(関係法令: 右ページ⑤)

研究科の成績評価基準においては、[「ハ教育課程に関すること\(①大学\)」](#)と同様に、シラバスに評価基準を明記し、各教授会で成績評価を審議し確定している。大学同様に、成績評価に関する質問を受け、事務局窓口から科目責任者、研究科により対応する体制があり、[履修ガイド](#)・大学ウェブサイトで適切に周知している。学位論文審査のプロセスとその審査基準は、研究科・専攻・コースごとに定め、[履修ガイド](#)や[大学ウェブサイト](#)で公表し、学生へのガイダンスを丁寧に行っている。また、学位申請、審査及び最終試験は、[大学院学則](#)、[学位規程](#)、[各研究科履修規程](#)に規定し、研究科教授会が審査委員会を設置し、審査及び最終試験を実施し教授会の議を経て、研究科長が学長に報告し、学長が修了認定の上、学位を授与している。

3) 入学者選抜(関係法令: 右ページ①)

本学大学院では、[DP](#)の達成及び[CP](#)で定めた教育課程を受けるために必要な能力や意欲等を研究科ごとに[AP](#)に定め、それに沿って、一般選抜、社会人特別選抜、外国人留学生特別選抜、推薦入学特別選抜を実施しており、一部の選抜試験は、年2回実施している。また、各研究科の専門性を踏まえ、意欲と能力のある人材を広く募集する観点から、県内の地方自治体、医療機関、各施設等に、募集の都度広報を行うとともに、研究科ごとに入試説明会や特別講義を通じて研究科の魅力を伝えるなど、志願者の受験機会の確保及び優秀な学生の確保に取り組んでいる。

入学者選抜試験の企画・実施は、[「ハ教育課程に関すること\(①大学\)」](#)と同様に、アドミッションセンターが行っている。同センターでは[基本規則](#)第38条、[入学試験実施規程](#)及び[センター運営規程](#)に則り、各研究科と連携しながら、各APに基づき、学生募集要項、入試問題作成、入試実施体制の調整を行い、選抜試験を実施している。特に入試問題の作成は、高度な専門性が要求されるため、各研究科の責任において十分なチェック体制を整えている。また、各研究科の専門性を踏まえて合格者の判定等に関する審議を行うなど、適切かつ公正な入学者選抜を教職員が協働して実施している。研究科においても、APに基づいた公平かつ公正な入学試験の実施について、内部質保証実施委員会において、アドミッション・サイクルに則って点検・改善する体制が整っている。

以上より、入学者選抜は、適切な実施体制のもとで、公正に実施されている。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	各専門分野の高度な知識・能力を備える高度実践職業人を養成する体系的な教育課程が編制されており、社会人など院生の属性に柔軟に対応しながら計画的に研究指導を行う体制が整っている。
改善を要する点	博士後期課程では、学生の個別事情に柔軟に対応し、修業年限内の学位修得を目指す教育体制を強化する必要がある。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学院設置基準	
①	第一条の三（入学選抜） 入学者の選抜は、学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百六十五条の二第一項第三号の規定により定める方針に基づき、公正かつ妥当な方法により、適切な体制を整えて行うものとする。	・ 基本規則 第 38 条（教育推進センター等） ・ 入学試験実施規程 ・ アドミッションセンター運営規程 ・ 大学院入試情報
②	第十一条（教育課程の編成方針） 大学院は、学校教育法施行規則第百六十五条の二第一項第一号及び第二号の規定により定める方針に基づき、必要な授業科目を自ら開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。 2 教育課程の編成に当たっては、大学院は、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。 ※ 学位規程については、学位規則第十三条を参照すること	・ 大学院学則 第 27 条（教育課程の編成、実施及び改善） ・ 履修規程、履修ガイド ・ シラバス ・ 教育に関する公開情報 ・ 研究指導計画書
③	第十二条（授業及び研究指導） 大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によつて行うものとする。 2 大学院は、各授業科目について、当該授業科目を担当する教員以外の教員、学生その他の大学院が定める者に補助させることができ、また、十分な教育効果を上げることができると認められる場合は、当該授業科目を担当する教員の指導計画に基づき、当該授業科目を担当する教員以外の教員に授業の一部を分担させることができる。	・ 大学院学則 第 28 条（授業及び研究指導）
④	第十三条（研究指導） 研究指導は、第九条の規定により置かれる教員が行うものとする。 2 大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院又は研究所等において必要な研究指導（共同教育課程を編成する専攻の学生が当該共同教育課程を編成する大学院において受けるもの及び国際連携教育課程を編成する専攻の学生が当該国際連携教育課程を編成する大学院において受けるものを除く。以下この項において同じ。）を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、一年を超えないものとする。	・ 大学院学則 第 30 条（ほかの大学院等における研究指導）
⑤	第十四条の二（成績評価基準等の明示等） 大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに一年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。 2 大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。 ※ 修士課程及び博士課程の修了要件については、大学院設置基準第十六条・第十七条、学位規則第三条・第四条を参照すること ※ 学位論文に係る評価にあつての基準の公表については、学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 3 項を参照すること	・ 履修ガイド（事業構想 p15、28、33、42 等）、履修規程 ・ 大学院学則 第 37 条（博士前期課程の修了）、第 38 条（博士後期課程の修了） ・ 学位規程 ・ シラバス作成ガイド、シラバスチェックリスト ・ 研究指導計画書
⑥	第十五条（大学設置基準の準用） 大学院の連携開設科目、各授業科目の単位、授業日数、授業期間、授業を行う学生数、授業の方法及び単位の授与、連携開設科目に係る単位の認定、他の大学院における授業科目の履修等、入学前の既修得単位等の認定、長期にわたる教育課程の履修並びに科目等履修生等については、大学設置基準第十九条の二、第二十一条から第二十五条まで、第二十七条、第二十七条の三、第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十九条、第三十条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第四項、第三十条の二並びに第三十一条（第四項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同令第十九条の二第一項中「前条第一項」とあるのは「大学院設置基準第十一条第一項」と、同項第二号中「第四十五条第三項」とあるのは「大学院設置基準第三十三条第三項」と、同令第二十八条第一項中「六十単位」とあるのは「十五単位」と、同条第二項中「及び外国の」とあるのは「、外国の」と、「当該教育課程における授業科目を我が国において」とあるのは「当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和五十一年法律第七十二号）第一条第二項に規定する千九百七十二年十二月十一日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学（第三十五条第一項において「国際連合大学」という。）の教育課程における授業科目を」と、同令第二十九条第一項中「短期大学又は高等専門学校」の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修」とあるのは「学校教育法第百五条の規定により大学院が編成する特別の課程（履修資格を有する者が、同法第百二条第一項の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。）における学修」と、同条第二項中「前条第一項及び第二項」とあるのは「大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する前条第一項及び第二項」と、「六十単位」とあるのは「十五単位」と、同令第三十条第一項中「第三十一条第一項及び第二項」とあるのは「大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する第三十一条第一項及び第二項」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する第一項（第二項において準用する場合を含む。）」と、「第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）」及び前条第一項により当該大学において修得したものとみなす単位数と合わせて六十単位」とあるのは「十五単位を超えないものとし、かつ、同令第十五条において読み替えて準用する第二十八条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）」及び前条第一項により当該大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて二十単位」と、同令第三十条の二中「修業年限」とあるのは「標準修業年限」と、「卒業」とあるのは「課程を修了」と、同令第三十一条第二項中「特別の課程を履修する者」とあるのは「特別の課程（履修資格を有する者が、同法第百二条第一項の規定により大学院に入学することができる者であるものに限る。）を履修する者」と読み替えるものとする。	・ 大学院学則 第 7 条（学期）、第 29 条（授業及び研究指導の方法）、第 30 条（ほかの大学院等における研究指導）、第 32 条（単位の計算方法）、第 33 条（成績の評価・単位の認定）、第 36 条（入学前の既修得単位の認定） ・ 大学院長期履修規程

二 施設及び設備に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1)校地、校舎、運動場、附属施設、施設・設備等(関係法令:右ページ①、②、③)

本学は、黒川郡大和町に大和キャンパス、仙台市太白区に太白キャンパスを有しており、校地、校舎、運動場、設備及び器具等の大学設置基準を、大和・太白両キャンパスともに満たしている。

大和キャンパスには、本部棟(学長室、研究室、講義室、演習室、講堂、図書館、事務室、保健室、学生相談室、カフェテリア等)、交流センター棟、デザイン研究棟(2020年6月新築、同年8月供用開始)、材料実験棟、アリーナ棟、サークル室、グラウンドなどを備えている。

太白キャンパスには、管理棟、北・南研究棟、食品加工棟、講義棟、学生会館メモリアルホール40、多目的ホール、実験棟(水利、材料、リサイクル、圃場、畜産、動物代謝)、温室(ガラス、ビニール、ガラス網、交配用、病理用、作物用)、飼育場(牛舎、豚舎)、レストラン棟、サークル棟、体育館、グラウンド、旗立・坪沼農場などを備えている。

両キャンパスの講義室、体育館やグラウンド等を学内の活動に支障のない範囲で外部へ貸し出しを行っている。

第3期中期計画の施設・設備修繕計画に基づき、大規模修繕工事を優先度や維持管理コスト削減などを考慮しながら法人において計画的に予算化し、進めている。

具体的な修繕の実施に当たってはキャンパス整備委員会において議論を行い、これまでも①バリアフリーの対応、②AEDの対応、③4つのコモンズの開設、などの対応を行ってきた。今後も学生生活環境の充実のため、トイレの洋式化への改修工事に着手するなど、計画的かつメリハリのある設備投資を実施している。

上述③のコモンズ開設については、学生の自主的主体的な授業時間外の自習空間としてコモンズ整備を進め、大和キャンパスには2018年4月からスチューデントコモンズ及びグローバルコモンズ、同年9月からディスカバリーコモンズ及びデータ&メディアコモンズを、太白キャンパスには2019年4月からグローバルコモンズ及びディスカバリーコモンズ、2020年4月からスチューデントコモンズ及びデータ&メディアコモンズと、両キャンパスそれぞれに4つのコモンズ(スチューデント、グローバル、ディスカバリー、データ&メディア)を開設している。

学生への学習方法のアドバイスなどをする学習補助の学生スタッフ体制を構築しており、授業や学生生活に関する学生間

のディスカッションや様々な相談会やイベントを実施している。

共創的な研究プラットフォームであるデザイン研究棟を、2020年8月から供用開始している。「学群の枠を超えた知の接続」、「地域社会との継続的な共創」、「学外の先駆的な知見獲得」を目指し、東北の新たなデザイン活動の拠点として、企業と共同開演のオープンスタジオや展示会、シンポジウムなど様々な実験的プロジェクトを展開している。

2)附属図書館(関係法令:右ページ④)

本学は、教育研究に資するとともに学術情報の地域社会への還元を図ることを目的として、[基本規則](#)第39条に基づき図書館を設置している。図書館は、各キャンパスに設置され、両キャンパスを合計して約20万冊の専門図書・教養図書、約7,700タイトルの雑誌を所蔵し、本学の学術報告・大学院学位論文・広報刊行物・教員著作とともに学生・教員・県民等の利用に供している。

また、図書館を新たな発見や出会いの場としてもらえるように、2014年から『六限の図書館』と題しトークイベントや上映会、写真展などを開催し、コロナ禍で対面イベントの制限があった中、2022年からはポッドキャスト番組「MyULP」の配信も始め、これらと連動した形で各種展示や推薦図書などのコーナーを展開している。2024年度にはコロナ明けの対面開催を復活させ、『六限の図書館』を年4回開催した。

さらに、電子ジャーナル(6,889種類)、データベース(17種類)や電子ブック(999タイトル)などの電子リソースも年々増加、充実させており、VPN(Virtual Private Network)接続により学外からの利用も可能な環境を整えている。

これらの運営は、各学群の代表が委員となる学術情報センター運営委員会が必要な事項を協議して担っている。

本学に所蔵が無い図書については、他大学図書館や国立国会図書館、公共図書館等から借り受けたり、複写物を取り寄せることができ、他大学等への訪問利用のサービスも行っている。また、所蔵資料を検索できるOPAC端末や視聴覚ブース、データベース検索用端末を設置、自主的学習環境として閲覧席は大和キャンパス162席、太白キャンパス136席、グループ学習ができる個室をそれぞれ2室ずつ館内に設置、無線LANを完備し、持ち込みのPCや各種モバイル端末の利用も可能で、年間延べ4万2千人が図書館を利用している。

職員体制については、司書資格を持つ職員は両キャンパスで合計7名を配置しており、円滑な業務体制を構築している。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	設立自治体と協議等を行い、施設・設備等の必要な整備、修繕、更新等を、計画的に実施している。 学生の自習空間の各コモンズを両キャンパスに設置し、各相談会やイベントに活用されている。
改善を要する点	中期計画の施設・設備修繕計画に基づいて、計画的に交付金財源により大規模修繕工事を実施しているが、予定外の突発的・大規模な事案が発生した場合は、多額の自主財源対応が必要となる状況も想定されるため、対応財源の確保が課題となる。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学設置基準	
①	第三十四条（校地） 校地は、学生間の交流及び学生と教員等との間の交流が十分に行えるなどの教育にふさわしい環境をもち、校舎の敷地には、学生が交流、休息その他に利用するのに適当な空地を有するものとする。 2 前項の規定にかかわらず、大学は、法令の規定による制限その他のやむを得ない事由により所要の土地の取得を行うことが困難であるため前項に規定する空地を校舎の敷地に有することができないと認められる場合において、学生が交流、休息その他に利用するため、適当な空地を有することにより得られる効用と同等以上の効用が得られる措置を当該大学が講じている場合に限り、空地を校舎の敷地に有しないことができる。 3 前項の措置は、次の各号に掲げる要件を満たす施設を校舎に備えることにより行うものとする。 一 できる限り開放的であつて、多くの学生が余裕をもつて交流、休息その他に利用できるものであること。 二 交流、休息その他に必要な設備が備えられていること。 ※ 必要な校地の面積については、大学設置基準第三十七条を参照すること	・ 認証評価共通基礎データ ・ 大和キャンパス ・ 太白キャンパス・坪沼農場
②	第三十五条（運動場等） 大学は、学生に対する教育又は厚生補導を行う上で必要に応じ、運動場、体育館その他のスポーツ施設、講堂及び寄宿舎、課外活動施設その他の厚生補導施設を設けるものとする。	(同上)
③	第三十六条（校舎） 大学は、その組織及び規模に応じ、教育研究に支障のないよう、教室、研究室、図書館、医務室、事務室その他必要な施設を備えた校舎を有するものとする。 2 教室は、学科又は課程に応じ、講義、演習、実験、実習又は実技を行うのに必要な種類と数を備えるものとする。 3 研究室は、基幹教員及び専ら当該大学の教育研究に従事する教員に対しては必ず備えるものとする。 4 夜間において授業を行う学部（以下「夜間学部」という。）を置く大学又は昼夜開講制を実施する大学にあつては、教室、研究室、図書館その他の施設の利用について、教育研究に支障のないようにするものとする。 ※ 必要な校舎の面積及び設置する学部または学科ごとに必要な附属施設については、大学設置基準第三十七条の二・第三十九条・別表第三を参照すること ※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第十九条・第二十二条も参照すること ※ 二以上の校地において教育研究を行う場合、大学設置基準第四十条の二、大学院設置基準第二十二条の二を参照すること	・ 認証評価共通基礎データ ・ 大和キャンパス ・ 太白キャンパス・坪沼農場 ・ キャンパス構内図
④	第三十八条（教育研究上必要な資料及び図書館） 大学は、教育研究を促進するため、学部の種類、規模等に応じ、図書、学術雑誌、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）により提供される学術情報その他の教育研究上必要な資料（次項において「教育研究上必要な資料」という。）を、図書館を中心に系統的に整備し、学生、教員及び事務職員等へ提供するものとする。 2 図書館は、教育研究上必要な資料の収集、整理を行うほか、その提供に当たつて必要な情報の処理及び提供のシステムの整備その他の教育研究上必要な資料の利用を促進するために必要な環境の整備に努めるとともに、教育研究上必要な資料の提供に関し、他の大学の図書館等との協力を努めるものとする。 3 図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専属の教員又は事務職員等を置くものとする。 ※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第二十一条も参照すること	・ 学術情報センター（図書館） ・ 資料整備方針 ・ 施設・設備 ・ 基本規則第 39 条（全学センター） ・ 宮城大学図書館ポータルサイト 複写依頼・相互貸借
⑤	第四十条（機械、器具等） 大学は、学部又は学科の種類、教員数及び学生数に応じて必要な種類及び数の機械、器具及び標本を備えるものとする。 ※ 大学院を置く場合、大学院設置基準第二十条も参照すること	・ 第三期中期計画期間中の運営費交付金に係る高額備品・実験実習機器整備計画

③については、以下の省令により従前の例によることができる。

大学設置基準等の一部を改正する省令（令和 4 年 9 月 30 日文科科学省令第 34 号）

附則 第四条

この省令の施行の際現に設置されている大学及び高等専門学校に対する次の各号に掲げる規定の適用については、なお従前の例によることができる。

一 この省令による改正後の大学設置基準第三十六条第一項及び第三項並びに同令中教員に関する規定（以下省略）

ホ 大学運営に必要な業務を行う組織及び厚生補導等に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1)教育研究実施組織(関係法令:右ページ①、②) 本学では、教務・入試・学生支援・研究支援等の学群・研究科における教育研究領域から地域社会貢献、施設・情報管理に至るまで、大学におけるあらゆる領域において教員と事務職員等からなる教育研究実施組織を編成し、それぞれの強みに応じた適切な役割分担の下、有機的な連携が図られている。 教務・入試・学生支援領域においては、アドミッションセンター、カリキュラムセンター、スチューデントサービスセンター等全学単位の組織を教職協働で組織し、学群・研究科教授会にも事務職員がサポートとして参画するなど、教育課程の編成や日々の講義から、入学試験、学生相談、進路指導に至るまで、教務・入試・学生支援領域のあらゆる場面において、教員と職員が日常的に連携・協働して業務を行っている。 研究支援、地域社会貢献領域においては、研究推進・地域未来共創センターを教職協働で組織し、教員と事務職員のそれぞれの強みを活かしたコーディネートやマッチングを通じて、産学官連携や外部資金獲得等を支援し、研究力向上と教育研究成果の社会への提供を通じた地域貢献に精力的に取り組んでいる。 施設・情報管理領域においても、キャンパス整備委員会、学術情報センター、情報システムセンター、情報戦略推進会議等全学単位の組織を教職協働で組織しており、教学上の課題やニーズを適切に汲み上げた施設管理や情報活用戦略の立案を行うなど、教職協働の実質化が進んでいる。 2)事務組織(関係法令:右ページ①、②) 本学における事務組織及び事務分掌は、「事務組織規程」及び「研究推進・地域未来共創センター運営規程」に定め、2025年5月1日時点で5課4室1センターを置き、121名(県派遣職員14名、プロパー職員56名、有期雇用職員等51名)の事務職員を配置している。事務局は、大和キャンパスに総務課、法務室、財務課、企画・入試課、教務課、学生支援課、学術情報室及び大学改革室を、太白キャンパスに太白事務室を置いており、業務を進めていく上で必要なスキルを有する事務職員を配置している。本学は各学群の中に、関連する研究科の基礎を置く組織構成としており、事務組織においても、教務・学生支援に係る課室では、各学群・研究科単位でグループを配置し、それぞれの学務を所掌している。また、教育・研究に係る資源及び成果を用いた産学・地域連携、地域貢献等に資するため、大和キャンパス内に研究推進・地域未来共創センターを置き、事務職員やコーディネーターを配置している。図書	館には、両キャンパスともに司書の資格を持った職員が配置されている。 3)厚生補導等(関係法令:右ページ①、②、③) 本学では、学生支援課及び太白事務室において、スチューデントサービスセンターと連携しながら、学生の課外活動や福利厚生、学生の相談、保健衛生等を適切に実施しており、保健室及び学生相談室も両キャンパスに設置し、学生のメンタルをはじめとする様々な相談や保健指導、障がいのある学生の修学における配慮等を行っている。学習支援についても、年度初めに全学生に対して新入生オリエンテーション及び在学生オリエンテーションを開催し、教育課程や履修内容・注意事項等について周知を行っている。1、2年次の基盤教育の必修科目では、出席調査を開講期間中に行い、欠席が続く学生について定期的な履修指導やカウンセリングを行うなど、入学後できる限り早期に学生をサポートする体制を整えている。 4)学生支援(特別な配慮が必要な学生への支援)(右ページ④) 特に障がいのある学生に対しては、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を踏まえ、2016年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領」を策定し、合理的配慮について教職員がタイムリーに対応できるよう、2022年に「合理的配慮の提供フロー」を作成・周知し、学生又は家族による相談・申し出から配慮内容の確認・判断、合意形成、支援提供までの流れについて円滑化を図っている。 5)学生支援(経済的な支援)(関係法令:右ページ⑤) 経済的な支援についても、国の修学支援制度や本学独自の授業料減免制度、各種奨学金制度を全学的に、又は個別に案内、活用しながら対応している。「高等教育の修学支援制度」の対象拡大を踏まえ、「学生納付金規程」及び「学生納付金の減免等に関する規程」について所要の改正を行った。本改正により、入学金、授業料の減免、納付猶予の期日に関する配慮が拡充し、経済的に個別の問題や事情を抱えた学生の学びが継続するよう、柔軟な支援を行っている。国の修学支援制度、本学独自の授業料減免制度等についてはオリエンテーションや本学ウェブサイト等での案内・説明に加え、日本学生支援機構奨学金在学採用説明会を年に10回以上実施し、推薦から採用までの手続きを可能な限りスピーディーに進めている。また、日本学生支援機構以外の給付奨学金も案内が届き次第周知し、採用・継続につながるよう支援を行っている。
自己評価結果	上記の自己点検・評価内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	
改善を要する点	

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学設置基準	
①	第七条（教育研究実施組織等） 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、その規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。 2 大学は、教育研究実施組織を編制するに当たっては、当該大学の教育研究活動等の運営が組織的かつ効果的に行われるよう、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担の下での協働や組織的な連携体制を確保しつつ、教育研究に係る責任の所在を明確にするものとする。 3 大学は、学生に対し、課外活動、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等の厚生補導を組織的に行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。 4 大学は、教育研究実施組織及び前項の組織の円滑かつ効果的な業務の遂行のための支援、大学運営に係る企画立案、当該大学以外の者との連携、人事、総務、財務、広報、情報システム並びに施設及び設備の整備その他の大学運営に必要な業務を行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。 5 大学は、当該大学及び学部等の教育上の目的に応じ、学生が卒業後自らの資質を向上させ、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を、教育課程の実施及び厚生補導を通じて培うことができるよう、大学内の組織間の有機的な連携を図り、適切な体制を整えるものとする。 6 省略 7 省略	・ 組織図・役員一覧 ・ 事務組織規程 ・ スチューデントサービスセンター ・ スチューデントサービスセンター運営規程 ・ キャリア・インターンシップセンター ・ キャリア・インターンシップセンター運営規程 ・ 研究推進・地域未来共創センター運営規程
	大学院設置基準	
②	第八条（教育研究実施組織等） 大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、研究科及び専攻の規模並びに授与する学位の種類及び分野に応じ、必要な教員及び事務職員等からなる教育研究実施組織を編制するものとする。 2 大学院は、当該大学院の教育研究活動等の組織的かつ効果的な運営を図るため、教員及び事務職員等相互の適切な役割分担及び連携体制を確保し、組織的な教育が行われるよう特に留意するものとする。 3 大学院は、学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康に関する指導及び援助等の厚生補導を組織的に行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。 4 大学院は、教育研究実施組織及び前項の組織の円滑かつ効果的な業務の遂行のための支援、大学院運営に係る企画立案、当該大学院以外の者との連携、人事、総務、財務、広報、情報システム並びに施設及び設備の整備その他の大学院運営に必要な業務を行うため、専属の教員又は事務職員等を置く組織を編制するものとする。 5 省略 6 省略 7 省略 8 省略	(同上)
	関係事項	
③	学生支援 学生の学習支援に対する体制が整備され、適切に支援が行われている。	・ 学生の修学支援
④	学生支援 特別な支援を行うことが必要な学生への支援等が適切に行われている。	・ 障がい学生支援 ・ スチューデントサービスセンター運営規程 ・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する教職員対応要領 ・ 合理的配慮の提供フロー
⑤	学生支援 経済的な支援を行うことが必要な学生への支援等が適切に行われている。	・ 授業料及び入学金の減免等 ・ 学生納付金の減免等に関する規程 ・ 学生納付金規程 ・ 修学支援法に基づく学生納付金の減免等に関する規程

へ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

①3つのポリシーの策定

本学の教育の目的を踏まえ、卒業認定に関する方針(ディプロマ・ポリシー:DP)、教育課程の編成及び実施に関する方針(カリキュラム・ポリシー:CP)並びに入学者の受け入れに関する方針(アドミッション・ポリシー:AP)は、全学、学群、研究科ごとに教育目的にそって明確に策定している。

本学では、[基本規則](#)第38条に基づき、教育目標の実現のため、教育機能の向上及び教育内容の充実を図るとともに、教育研究組織間の連携を推進する目的で、教育推進センター等の組織を置いている。全学群・研究科共通の3ポリシーについては、教学アセスメント・教育の質保証を担うカリキュラムセンターがDP及びCPを検討し、アドミッションセンターがAPを検討している。その後、各学群・研究科教授会にて各教育課程・専攻の3ポリシーとして具体化し、各センターを経て教育研究審議会で策定する仕組みである。2022年4月からのカリキュラム改編では、社会のニーズに応えるための育成人材像を見直し、3ポリシーを点検・改編した上でカリキュラム改編を検討した。さらに、2023年度末には、改めて中央教育審議会のガイドラインに基づき再点検を行い、CPに学習成果の評価の方針を明確に示すように改編した。なお、研究科においては、各研究科カリキュラム改編時に合わせて見直してきたが、学修成果を測定し、アセスメントする過程で、学生、教員双方共に直接的に評価が難しい項目があることから、2024年度に、全研究科及び各研究科のDPとCPを見直し、整理している。

①ディプロマ・ポリシー

大学・研究科の教育研究上の目的を構成する要素を抽出し、学群は、①知識・技術、②思考力・判断力、③表現力、④主体性、⑤協働性の5つの力と態度を設定した。これらは、「どのような力を身につけた者に卒業・修了を認定し、学位を授与するかを定める基本的な方針であり、学生の学修成果の目標ともなるもの」という中央教育審議会によるガイドラインや、文部科学省が提唱する「学士力」、経済産業省が提唱する「社会人基礎力」を踏まえていると言える。なお、教学アセスメント指針に基づく学修成果の測定・アセスメントを実施しているが、学生と教員の主観的評価の乖離や評価基準の不明確さが課題となっており、2024年度、DP成果の客観的評価方法を検討・試行し、2025年度末の測定に向けて実装計画を立てている。

②カリキュラム・ポリシー

学群・研究科共に、DPの達成が可能な教育課程にするため、①教育課程の編成方針と②その構成、教育内容・方法、③学修成果の評価により構成した。また、この方針に即していることを示すため、DPとの関連をカリキュラム・マップ、科目間の関連と順序性をカリキュラム・ツリーとして図示し、公開している。

③アドミッション・ポリシー

DPの達成及びCPで定めた教育課程を受けるために必要な能力や意欲・資質等をAPとして定めた。全学群及び各学群においては、大学教育を通じてどのような力を発展・向上させるのか、入学者に求める能力は何か、高等学校段階までに培ってきたどのような能力をどのように評価するのか、により構成した。また、全研究科及び各研究科においては、求める学生像、入学者選抜方針により構成した。これらは、DP及びCPを踏まえるとともに、「学力の3要素」(知識・技能、思考力・判断力・表現力等の能力、主体性・協働性)を示している。

2)DPとCPの一貫性の確保

本学では、DP及びCPが一貫するように前述のようにポリシーを策定するプロセスを踏んでいる。また、これらが一貫していることを[履修ガイド](#)に示し、DPと各授業科目との関連性をカリキュラム・マップ及び各授業シラバスにその重みづけを明記(◎、○、△による記号化や点数化)し、履修ガイド等の他大学ウェブサイトでも公表している。また、CPに基づく授業科目の配置とその関連性・順序性を示すカリキュラム・ツリーと、教育課程・専攻・コースごとの履修モデルを明記している。これらのことから、体系的にカリキュラムを構成していることを点検・公表し、学生がDPに示されている力を獲得することを目指して、自ら学ぶことができるようにしている。

以上のように、全学群・研究科及び各学群・研究科の3つのポリシーは、ガイドライン、学校教育法施行規則第165条の2に沿って定めており、大学ウェブサイト、大学案内、履修ガイド等により社会に公表している。加えて、これらの一貫性を確保した学修ができるよう、学生に明示しており、教育課程の体系化と一貫性を確保し、不断のPDCAサイクル体制の中で適切に改編している。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	各学群・研究科の教育目的や育成する人材像に基づいた3つのポリシーを的確に策定し、これらの一貫性を確保できるように組織的に意を用いている。加えて、カリキュラム・マップやカリキュラム・ツリー、履修モデルで丁寧に明示・公表しており、各学位プログラムの体系化を保証できている。
改善を要する点	ディプロマ・ポリシーについて、2024年度に学群・研究科共に、各項目に対する評価基準を明確にしたため、これを基にした学修成果のアセスメントを踏まえて、より学生と教員に分かりやすいポリシーであるかを点検・評価する必要がある。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法施行規則	
①	第百六十五条の二 大学は、当該大学、学部又は学科若しくは課程（大学院にあつては、当該大学院、研究科又は専攻）ごとに、その教育上の目的を踏まえて、次に掲げる方針を定めるものとする。 一 卒業又は修了の認定に関する方針 二 教育課程の編成及び実施に関する方針 三 入学者の受入れに関する方針 2 前項第二号に掲げる方針を定めるに当たっては、同項第一号に掲げる方針との一貫性の確保に特に意を用いなければならない。	・ 基本規則 第 38 条（教育推進センター等） ・ アドミッションセンター運営規程 第 2 条（所掌事項） ・ カリキュラムセンター運営規程 第 2 条（所掌事項） ・ シラバス作成ガイド ・ 看護学群履修ガイド (p6、39、40) ・ 事業構想学群履修ガイド (p6、38、40、48、50、58、60) ・ 食産業学群履修ガイド (p6、38、42、52) ・ 看護学研究科履修ガイド (p7～9、19、20) ・ 事業構想学研究科履修ガイド (p7～15、31～35) ・ 食産業学研究科履修ガイド (p2～5) ・ 教育に関する公開情報

ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 目的の公表と周知(関係法令: 右ページ①、②) 大学の目的及び学群ごとの教育研究上の目的は学則に、大学院の目的及び研究科ごとの研究上の目的は大学院学則にそれぞれ規定している。また、これらの内容は、大学ウェブサイトでも公表している。 学生に対しては、履修ガイドなどを用いて入学時のオリエンテーションなどを通じて、教職員に対しては、新規採用教職員研修などの機会を通じて、それぞれ周知を図っている。 2) 3つのポリシーの公表と周知(関係法令: 右ページ①、②) 学群・大学院のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーについては、大学ウェブサイトで公表しており、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーについては、履修ガイドでも学群・研究科ごとに分かりやすく明示し、入学時のオリエンテーションなどで説明を行っている。 また、アドミッション・ポリシーについては、入学者選抜要項及び学生募集要項に掲載し、受験生に対する周知を図るとともに、オープンキャンパスや入試説明会、ガイダンス等においても積極的に周知している。 3) 教育研究活動等の状況の公表と周知(関係法令: 右ページ①、②) 学校教育法施行規則第172条の2に規定されている教育研究活動等の状況は、2024年の学校教育法施行規則改正により、新たに公表することとなった情報を含め、情報公開規程に基づき大学ウェブサイトでは教育に関する公開情報として適切に公表している。 また、経営審議会・教育研究審議会議事録、認証評価結果・自己点検評価報告書、及びFD・SDの取組みを運営に関する公開情報として、中期目標・中期計画、年度計画・年度実績、県による外部評価結果を中期目標・中期計画に関する情報として、教員の取組み(シーズ集)、地域連携・産学連携などを研究開発情報として、広く学内外に公表している。 さらに、本学の刊行物・パンフレットのデジタル版を大学ウェブサイト上に掲載し、一覧として公表している。 このほか、大学改革支援・学位授与機構が運営する大学ポートレートにおいても、大学情報を掲載し公表している。	4) 情報公表体制の整備(関係法令: 右ページ①、②) 本学では、入試広報にとどまらない大学全体での広報活動を社会との重要なコミュニケーション手段の1つと位置づけ、2019年1月に「宮城大学広報基本方針(2024年4月17日更新)」を策定し、学内外に対して効果的な情報発信ができるよう広報体制の見直しを図っている。 2018年4月から、副理事長をトップとし、学群・研究科や主たる全学センターの長等から構成される広報委員会を設置し、大和・太白の両キャンパスの教職員が所属するそれぞれの組織ごとに広報連絡員を配置するなど、情報の収集・編集・発信に向けた体制を整備の上、全学的な推進体制の下で大学広報を展開している。 また、2018年6月から、広報支援業務の外部委託を開始し、第1期では、委託業者の専門職員1名が大学事務局に常駐して、ウェブサイトのリニューアル、広報コンテンツ作成・情報発信、広報基本方針の策定、教職員向けの研修などの総合的な広報支援を行うとともに、広報グラフィックデザイン基本コンセプトを策定し、各種広報印刷物を一括して作成するなど、本学の新たな広報体制を構築し、第2期からは、第1期で構築した広報体制の精度を高めながら大学広報を展開している。 さらに、広報すべきコンテンツを「①大学の最新情報・所管ごとの最新情報」と「②所管ごとの基本情報」に大別し、広報セクションが作成すべき情報と、所管ごとに作成すべき情報に整理するとともに、ターゲットごとの情報整理として、①広く一般・地域向けに「大学組織・法人運営」を、②受験生・入学希望者・保護者・高校教員向けに「入試情報や学びに関する情報」「学生生活」「学修環境(コモンズ等)」を、③企業・団体(自治体を含む)向けに「地域連携・共同研究(シーズ含む)」「キャリア支援」を、④海外や他機関向けに「国際交流」「研究情報」「学術研究・図書館」等を「①ウェブサイトによる発信」「②大学案内冊子による発信」「③各種冊子媒体による発信」「④イベントによる発信」に区別・整理し、各ターゲットのニーズに特化したものに構成し、長期的・包括的に広報ツールを制作できる環境整備を図るなど、統一的なコンセプトに基づいたデザインやコンテンツ構成に配慮しながら、ターゲット別の各種広報物を長期的に一括発注し、効率的、効果的な広報戦略に取り組んでいる。
自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	本学では、学校教育法第113条及び同施行規則第172条の2の規定を遵守しているほか、 情報公開規程 第2条で法人の責務を明記しており、積極的かつ適切な情報公開に努めている。また、広報委員会を設置し、全学的な広報体制のもとでの戦略的な広報活動を行っている。
改善を要する点	

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	第百十三条 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。	・ 教育に関する公開情報 ・ 情報公開規程
	学校教育法施行規則	
②	第百七十二条の二 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。 - 一 大学の教育研究上の目的及び第百六十五条の二第一項の規定により定める方針に関すること。 - 二 教育研究上の基本組織に関すること。 - 三 教育研究実施組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること。 - 四 入学者の選抜に関すること。 - 五 入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数、進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況並びに外国人留学生の数に関すること。 - 六 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画（大学設置基準第十九条の二第一項（大学院設置基準第十五条において読み替えて準用する場合を含む。）、専門職大学設置基準第十一条第一項、専門職大学院設置基準第六条の三第一項、短期大学設置基準第五条の二第一項及び専門職短期大学設置基準第八条第一項の規定により当該大学が自ら開設したもののみならず授業科目（次号において「連携開設科目」という。）に係るものを含む。）に関すること。 - 七 学修の成果に係る評価（連携開設科目に係るものを含む。）及び卒業又は修了の認定に当たつての基準に関すること。 - 八 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること。 - 九 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること。 - 十 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること。 2 専門職大学等及び専門職大学院を置く大学は、前項各号に掲げる事項のほか、学校教育法第八十三条の二第二項、第九十九条第三項及び第百八条第五項の規定による専門性が求められる職業に就いている者、当該職業に関連する事業を行う者その他の関係者との協力の状況についての情報を公表するものとする。 3 大学院（第二号については、専門職大学院を除く。）を置く大学は、第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項についての情報を公表するものとする。 - 一 研究科、専攻又は学生の履修上の区分ごとの、当該大学院に入学した者のうち標準修業年限以内で修了した者の占める割合その他学位授与の状況に関すること。 - 二 大学院設置基準第十四条の二第二項に規定する学位論文に係る評価に当たつての基準に関すること。 4 大学は、前各項に規定する事項のほか、教育上の目的に応じ学生が修得すべき知識及び能力に関する情報を積極的に公表するよう努めるものとする。 5 前各項の規定による情報の公表は、適切な体制を整えた上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によつて行うものとする。	・ 教育に関する公開情報 ・ 教職課程における公開情報 ・ 広報委員会運営規程 ・ 宮城大学広報基本方針

チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 内部質保証システムの体制(関係法令: 右ページ①～④)

本学は、[基本規則](#)第 57 条において、自主的、自立的な運営のもとに教育研究活動の改善及び運営効率の向上のために自己点検及び外部評価を行い、6 年度ごとに更新される中期計画及び毎年度の年度計画に反映させることを明文化している。このため、同規則においては、地方独立行政法人法に基づく中期計画や年度計画に係る自己点検評価及び外部評価を所掌する評価委員会の設置のほか、内部質保証の基幹組織として教育研究等評価委員会を設置するとともに、同委員会運営規程においては、内部質保証実施委員会の設置を定め PDCA サイクルをマネジメントし、内部質保証を適切に機能させるための体制を整えている。また、[内部質保証システム実施要綱](#)により、法人の大学業務を継続的かつ自主的・自律的に向上させていくためのシステムを「宮城大学内部質保証システム」と位置付け、13 項目のサイクルからなる PDCA サイクルの運用プロセス等を明確に定めている。

①内部質保証システム実施要綱に基づく点検・評価

内部質保証システムの実行組織は、全学レベル、部局レベル、教職員レベルに分けられ、システムの中核となる教育研究等評価委員会が、それぞれの PDCA サイクルの実施に向けた全学的な方針・計画を評価委員会と連携・分担して策定し、各部局などへの指示・報告徴収・検証などを行っている。

また、学校教育法第 109 条に定めのある自己点検評価・公表に対応するため、[内部質保証システム実施要綱](#)では内部質保証システムを構成する 13 項目の PDCA サイクルの種類とそれぞれの目的、期間、実施方法を示しており、これらの PDCA サイクルに基づき、具体的な評価項目を定めた「内部質保証システムチェックシート」を用いて内部質保証実施委員会が中心となって自己点検評価を行い、その結果を教育研究等評価委員会に報告するとともに大学ウェブサイトで公表している。

②中期(年度)計画の点検・評価

年度ごとに行われる PDCA サイクルは、法人による点検・評価として、評価委員会の指示の下、実施項目の担当部局である各学群、研究科、各センター等が中期計画に基づく年度計画の策定と、その実行を担っている。評価委員会は年度計画、活動の中間実績(12 月)及び最終実績(3 月)の集約・調整・指導を行うとともに、年度実績に関する評価を行っている。評価結果は、設立者である県に報告され、設立者が設置する宮城大学評価委員会において評価が行われ、最終的な活動実績評価が確定する仕組みになっている。また、これらの結果

は、大学ウェブサイトで適切に公表している。

以上のように、本学の内部質保証システムは、中期計画及び年度計画を中核とする、教育研究及び大学運営全般にわたる指針と具体的計画が示され、この計画に基づく PDCA サイクルを適切に運用することにより、法人評価と大学評価の双方の PDCA サイクルが的確に機能する体制である。

2) 教職員の研修 (関係法令: 右ページ⑤⑥)

本学は、2017 年度から大学運営・教育活動の充実につながる FD/SD 活動を推進している。本学の SD/FD では、全教職員規模のマクロレベル、各学群・群・研究科・センター規模のミドルレベル、学類・分野・領域・ワーキンググループ等の規模のミクロレベルの 3 つの階層を構成している。いずれも、教育・研究・運営評価に基づいて明確になった課題に対する教職員の知識・技能の習得・向上のためのテーマを設定し、アクティブラーニングやオンラインを活用した研修プログラムを工夫することで、8～10 割の参加と成果を得ている。これらは、カリキュラムセンターが企画・予算補助・運営・評価プロセスを支援・促進し、評価と改善のために報告書を作成し、教職員に周知するとともに大学ウェブサイトで公表している。また、指導補助者については、[業務アシスタント取扱規程](#)において、教育補助業務として業務内容を定義しており、2024 年度より、カリキュラムセンターが独自に作成した事前研修(オンデマンド)を必須とした任用を実動している。このように、本学は、大学設置基準第 11 条及び第 9 条の 3 に即して、組織的な教職員の研修を実施、評価している。

3) 関係事項 (右ページ⑦⑧)

①学修成果の把握

本学は[教学アセスメントプラン](#)に基づき、大学及び大学院において、各課程・専攻のディプロマ・ポリシーの到達度を卒業・修了時に測定している。学生評価及び研究指導教員による教員評価を実施し、アセスメントを行っている。またカリキュラム・ポリシーに基づき、学生による授業評価や学修行動調査を通して学修成果のプロセスを把握し、評価している。これらのアセスメント結果は、各課程・専攻の教授会及びカリキュラムセンターで共有し、教育課程の改善に活用している。これらは、大学ウェブサイトでも公表している。

②設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた是正・改善

いずれの学群学類も設置届に係る完成年度を終えており、これらの情報は[大学ウェブサイト](#)で公表している。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	本学は、的確かつ不断の PDCA サイクルが実動する組織体制が構築されおり、評価による改善策の取組みも実質的に機能している点は評価できる。また組織構成員への研修も、全学的管理体制の下で活発に行われ、教育・研究等の資質・能力の向上による質保証につながっていることは高く評価できる。
改善を要する点	

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	学校教育法	
①	第九十九条 大学は、その教育研究水準の向上に資するため、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備（次項及び第五項において「教育研究等」という。）の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。 ② 大学は、前項の措置に加え、当該大学の教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認証を受けた者（以下「認証評価機関」という。）による評価（以下「認証評価」という。）を受けるものとする。ただし、認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。 ③ 専門職大学等又は専門職大学院を置く大学にあつては、前項に規定するもののほか、当該専門職大学等又は専門職大学院の設置の目的に照らし、当該専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況について、政令で定める期間ごとに、認証評価を受けるものとする。ただし、当該専門職大学等又は専門職大学院の課程に係る分野について認証評価を行う認証評価機関が存在しない場合その他特別の事由がある場合であつて、文部科学大臣の定める措置を講じているときは、この限りでない。 ④ 前二項の認証評価は、大学からの求めにより、大学評価基準（前二項の認証評価を行うために認証評価機関が定める基準をいう。以下この条及び次条において同じ。）に従つて行うものとする。 ⑤ 第二項及び第三項の認証評価においては、それぞれの認証評価の対象たる教育研究等状況（第二項に規定する大学の教育研究等の総合的な状況及び第三項に規定する専門職大学等又は専門職大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況をいう。次項及び第七項において同じ。）が大学評価基準に適合しているか否かの認定を行うものとする。 ⑥ 大学は、教育研究等状況について大学評価基準に適合している旨の認証評価機関の認定（次項において「適合認定」という。）を受けるよう、その教育研究水準の向上に努めなければならない。 ⑦ 文部科学大臣は、大学が教育研究等状況について適合認定を受けられなかつたときは、当該大学に対し、当該大学の教育研究等状況について、報告又は資料の提出を求めるものとする。	・ 基本規則第 57 条（評価体制） ・ 評価委員会運営規程 ・ 教育研究等評価委員会運営規程 ・ 内部質保証システム実施要綱 ・ 内部質保証システムチェックシート ・ 大学基準協会による大学評価（認証評価）結果について〔令和元年度受審〕 ・ 自己点検・評価報告書 ・ 中期目標・中期計画
	学校教育法施行規則	
②	第五十二条 学校教育法第九十条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第九十九条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。	(該当しない)
③	第五十八条 学校教育法第二百二条第二項の規定により学生を入学させる大学は、同項の入学に関する制度の運用の状況について、同法第九十九条第一項に規定する点検及び評価を行い、その結果を公表しなければならない。	(該当しない)
④	第六十六条 大学は、学校教育法第九十九条第一項に規定する点検及び評価を行うに当たつては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定するとともに、適当な体制を整えて行うものとする。	(①と同一)
	大学設置基準	
⑤	第十一条（組織的な研修等） 大学は、当該大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（次項に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。 2 大学は、学生に対する教育の充実を図るため、当該大学の授業の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。 3 大学は、指導補助者（教員を除く。）に対し、必要な研修を行うものとする。	・ 職員研修規程 ・ 業務アシスタント取扱規程第 3 条(TA の資格及び任用手続等) ・ 宮城大学 TA・SA（教育）研修ティーチングアシスタント(TA)の心構え ・ ファカルティ・ディベロップメント及びスタッフ・ディベロップメントの取組
	大学院設置基準	
⑥	第九條の三（組織的な研修等） 大学院は、当該大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その教員及び事務職員等に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（次項に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行うものとする。 2 大学院は、学生に対する教育の充実を図るため、当該大学院の授業及び研究指導の内容及び方法を改善するための組織的な研修及び研究を行うものとする。 3 大学院は、第十二条第二項の規定により授業科目について補助する者（教員を除く。）に対し、必要な研修を行うものとする。	同上
	関係事項	
⑦	学修成果 学生の学修成果を適切に把握し評価する取組を行っている。	・ 教学アセスメントプラン ・ 学修成果の測定
⑧	設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた是正・改善 設置計画履行状況等調査の結果を踏まえた大学の教育活動等のは是正または改善に関する文部科学大臣の意見に対して講じた措置を踏まえ、是正または改善に努めている。	・ 設置届出書、設置計画履行状況報告書

リ 財務に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1) 財務の状況(関係法令:右ページ①、②)

本学では、2021 年度から 2026 年度までの第 3 期中期計画における資金計画を踏まえ、宮城県から交付される運営費交付金の適切な予算要求や、授業料等の自己収入の確保及び受託研究等の外部資金獲得に取り組み、安定的収入を維持しながら、適正かつ効率的な運営を行っている。

また、本学の予算編成においては、年度計画策定及び予算編成の基本方針を、理事会の承認を得て策定している。それらの基本方針に基づき、役員のヒアリングを通じて、中期計画及び年度計画との整合性や、予算の執行実績を確認の上、目的積立金の残高も考慮した上で予算編成を行い、経営審議会及び理事会の承認を得て、予算を決定している。

なお、予算の執行については、第 2 四半期、第 3 四半期及び決算における予算執行状況を理事会で報告し、適正に予算が執行されていることを共有している。また、適正な予算執行のため、2023 年度から 2024 年度にかけて、教員用経費精算マニュアル及び公的研究費執行ハンドブックを作成し、教員宛てに周知を行っている。

また、内部監査については、毎年度定めている内部監査計画に沿い、監査項目、監査内容及び監査チーム等を定めて、会計監査では旅費・調達・謝金等の経理状況を、業務監査では業務執行体制等を確認・検証することで、内部統制に努めている。

加えて、地方自治法に基づき、法人の設立団体である宮城県による財政的援助団体等の監査を定期的に受検し、指導及び助言等を受けることで、適正な経理処理に努めている。

2) 教育研究に関する予算(関係法令:右ページ①、②)

学内の予算編成においては、2024 年度から 2026 年度の 3 年間に、約 1 億円規模の課題解決枠予算を創設することで、第 3 期中期計画策定時には想定していなかった案件への対応や、コロナ禍により進捗が遅れている中期計画の遂行などに配慮し、教育研究上の目的達成のための予算の確保に努めている。

また、2022 年度から、研究水準の向上を目的として、前年度の科学研究費補助金の獲得実績の 4 分の 1 を「研究推進・地域未来共創推進費」として予算配分し、当該経費を研究成果の公開助成や外部資金の獲得支援等に充当しており、教員の研究支援や外部資金の獲得向上に繋げている。

その成果もあり、宮城県の評価委員会(2024 年 8 月)では、外部資金獲得実績について、指標を大幅に上回ったことが評価され、研究に関する目標に関し、「特筆すべき進捗状況にある」と 2023 年度に引き続き、S の評価結果を受けている。

3) 教育研究環境の整備

教育研究環境の整備においては、老朽化した施設の修繕や実験実習機器の更新が喫緊の課題となっており、施設工事については 15 億円/6 年、実験実習機器更新については 2.4 億円/6 年の枠の中で、第 3 期中期計画期間に係る「中期的施設整備計画」及び「高額備品・実験実習機器整備計画」を策定し、宮城県から了承を得た上で、運営費交付金による補てんを受けながら、施設及び実験実習機器の修繕・更新を計画的に遂行しているところである。

一方で、太白キャンパスの前身である宮城県農業短期大学は 1952 年に開学していることや、大和キャンパスも 1997 年に開学していることから、特に第 3 期中期計画期間においては、施設・実験実習機器ともに老朽化の影響を大きく受けており、第 3 期中期計画初年度から、当初の計画では予定していなかった修繕工事が突発的に必要となる等の問題が発生した。

そのため、先に示した 6 年間の計画額の範囲内で、請差を活用した工事の追加や、計画の変更などを宮城県に都度協議しており、突発的に発生した屋根の雨漏りや、請差を活用した修繕工事が認められるなど、機動的な対応を行い、教育研究環境の整備に努めている。

また、2023 年度には、2024 年度以降の第 3 期中期的施設整備計画を見直し、緊急性の高くない工事を第 4 期中期計画期間以降へ先送りし、優先的に対応すべき修繕工事を新たに計画に追加するなど、計画を改めて精査し、その内容を宮城県へ協議し認められたところであり、実情に応じた柔軟な対応に努めている。

そのほか、2023 年度に行われた情報ネットワークシステムの更新について、第 3 期中期計画期間の資金計画においては更新後の所要額を 4.3 億円として宮城県へ申請し認められていたところ、半導体不足によるハードウェア価格の上昇等の要因により、所要額が 5.7 億円に増額する見込みとなったことから、宮城県へ当該分に係る運営費交付金の増額措置の交渉を行い認められるなど、宮城県への臨機応変な交渉により、教育研究環境整備のための財源確保に常に努めている。

自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	前年度の科学研究費補助金の獲得実績の 4 分の 1 を研究成果の公開助成や外部資金の獲得支援等に予算配分し、研究支援や外部資金の獲得に繋げている。
改善を要する点	中期計画の施設整備計画や高額備品・実験実習機器整備計画に基づいて、計画的に交付金財源により施設の修繕等や実験実習機器の更新等を実施しているが、予定外の突発的・大規模な事案が発生した場合は、多額の自主財源対応が必要となる状況も想定されるため、対応財源の確保が課題となる。

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	大学設置基準	
①	第四十条の三（教育研究環境の整備） 大学は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。	・ 予算・決算・財務諸表 ・ 公立大学法人宮城大学の業務の実績に関する評価結果(令和5年度)
	大学院設置基準	
②	第二十二条の三（教育研究環境の整備） 大学院は、その教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等により、教育研究にふさわしい環境の整備に努めるものとする。	同上

又 教育研究活動推進のための環境整備等に関すること

(1) 自己点検・評価の実施状況

1)ICT環境の整備(関係事項:右ページ①) 年間 10 回程度、情報システムセンター運営委員会を開催し、大学内の情報システム関係の改善や見直しを行っている。 上記委員会での議論などを踏まえ、2023 年 8 月に Wi-Fi6 とする通信速度強化、太白キャンパス農場等両キャンパス屋外エリアの Wi-Fi 環境整備、IPv6 使用環境整備、常時一定回線速度を担保する帯域保障の整備等、ネットワーク環境の強化を行っている。2023 年度から学内者端末からマルウェアを検知時に学内ネットワークから遮断する「マルウェア検知システム」を導入している。2018 年 8 月から学生、教職員が学内システムを学外で利用できる VPN 接続環境の整備を行い、多要素認証によるセキュリティ対策、Microsoft アカウントや学務管理システム等各種システムのサインインは SSO 認証としている。 2)ICTを活用した授業環境の整備(関係事項:右ページ①) 学生、教職員の授業環境整備のため、履修登録や成績・学籍管理の基盤となる「学務管理システム」に加え、2020 年からは LMS として Moodle を導入している。コロナ禍においては、全学のインフラ基盤である Microsoft365 の Teams や Forms を授業運営に様々な用途で活用し、現在も授業運営に活用している。加えて、2021 年度からは、学務管理システムと連携した LMS「WebClass」を全学導入した。WebClass は、学務管理システムの講義履修データと連携し、出席管理、各種教材作成、お知らせ配信、講義資料の配布、掲示板、動画配信、Teams や zoom と連携した授業設定、課題・試験の実施、クlicker機能等を備えており、対面授業及び遠隔授業において、教材や学習進捗状況を一元的に管理できる環境として、教員・学生間のコミュニケーションが一層促進されている。さらに、2023 度からは看護学群において、それまで紙の冊子体で運用していたポートフォリオ「学びの振り返り」を WebClass 上で実現し、Web 上のポートフォリオとして活用場面を広げている。 3)学生窓口対応電子化への取組み(関係事項:右ページ①) 本学では、コロナ禍を経て学生の様々な申請について Microsoft365 の機能である Forms を活用した電子化を進めている。特に、新型コロナウイルス感染症への対応は、それまで陽性者等に対して電話やメールでの聞き取りや個別のエクセル管理にて対応していたが、全国的に感染が拡大し、関係する教職員の感染症対応業務がひっ迫してきたことを受け、「コロナ対応用チャットボット」の導入と Microsoft365 の Forms や PowerAutomate を組み合わせることにより、24 時間 365 日学生からの相談対応が可能となり、現在もその運用を続けている。	その後、チャットボットについては汎用化を進め、教務や学生支援の問い合わせにも対応できるよう、在学生からの問い合わせの多い質問を設定するとともに、学生の検索ログ等を確認しながら定期的に QA の見直しも進めている。 4)研究成果創出のための体制整備(関係事項:右ページ②) 研究成果創出のための体制整備として、研究推進・地域未来共創センターを 2021 年 4 月に設置した。研究推進・地域未来共創センターは、それまでの地域連携センターが担っていた自治体や企業などの学外からのニーズを学内の研究シーズと結びつけて、地域の課題解決や新たな価値を創造していく地域連携機能に、学内の研究シーズを体系化し、そのシーズを活用して外部資金などを戦略的に獲得していく研究推進を担う機能を加え、研究と地域との共創を一元的に推進する体制を整備・強化した組織である。 センター設置以降、研究力向上を推進するリサーチ・アドミニストレーター (URA) としてのプレアワード及びポストアワード業務等の機能強化、学内の制度整備、研修等の充実を図っている。URA の機能強化として、センターに 3 名の専任コーディネーターを配置し、外部研究費の獲得・実装等の支援を行っている。 制度の整備については、国内外の学術誌への論文掲載や学会、ウェブサイト上での研究成果の発表を推進するとともに、知的財産の創出に係る取組みを強化することを目的とした研究成果公開促進助成制度を 2022 年度から導入したほか、本学の特色を生かし、地域の発展に寄与する研究成果を創出するために特別研究費の制度等の見直しを 2023 年度に行った。加えて、研究の国際化やオープン化に伴う新たなリスクへの対応や安全保障の観点に立った貿易管理の取組みについての社会からの要請に対応した適正な研究活動の推進を図るため、2023 年度中に安全保障輸出管理規程及び研究インテグリティの確保に関する規程を整備するとともに運用を開始した。 研修等の充実については、科学研究費の採択率向上を図ることを目的とした「科学研究費獲得に向けた勉強会」、研究支援人材を講師として活用した「科研費セミナー」を継続して実施している。また、学系横断的な研究や本学で重点的に推進する取組みなどを学内外の関係者に効果的に周知し、教員同士や学外者との共創の可能性を広げるために「宮城大学研究・共創フォーラム」を開催している。さらに、2023 年度から新たな研究倫理プログラムを本格導入し、対象となる全教職員がプログラムを受講した。
自己評価結果	以上の自己点検・評価の内容を踏まえ、当該評価事項に適合していると判断する。
優れた点	快適かつ安全な ICT 環境の整備や、各ソフト等を活用したペーパーレス化と業務量縮減を実施している。研究成果創出の体制整備等を行い、外部研究資金の獲得や学内研修のみならず学外者とのフォーラム開催等による共創も行っている。
改善を要する点	

(2) 関係法令等に対応する関連資料

番号	関係法令等	関連資料
	関係事項	
①	ICT環境の整備 教育研究上で必要なICT環境が整備されている。	・ 情報システム及び情報資産利用並びに情報セキュリティ対策規程
②	継続的な研究成果の創出のための環境整備 持続的に優れた研究成果が創出されるよう研究環境の整備や充実等が行われている。	・ 研究推進・地域未来共創センター運営規程 ・ 研究開発情報 ・ 地域連携・産学連携 ・ 安全保障輸出管理規程 ・ 研究インテグリティの確保に関する規程

Ⅱ 「基準 2 教育研究の水準の向上」に関する点検評価資料

1) 自己分析活動の状況

(1)宮城大学の自己分析活動の方針・体制について 本学では、継続的かつ自主的、自律的な大学業務の向上を図ることを目的に、「内部質保証システム実施要綱」を定め、PDCA サイクルに基づく自律的な内部質保証システムを進めている。2009 年の法人化当初は法人業務評価と大学評価とを一体的に運用してきたが、2024 年度からは法人評価を担う「評価委員会」と大学の教育研究等の評価を担う「教育研究等評価委員会」を分離して機能分担を明確化するとともに（「基本規則」）、相互に連携しながら運用する仕組みを開始している。また、教学に関するアセスメントについては、カリキュラムセンターが中心となり「宮城大学教学アセスメントプラン」を定め、教学に関する評価指標を定め、それらに基づく評価作業を実施している。 (2)宮城大学の内部質保証システム 本学の内部質保証システムにおける PDCA サイクルは随時見直しを行い、実施要綱及び内部質保証サイクルチェックシートに反映している。内部質保証システムにおける PDCA サイクルとして、以下の 13 サイクルを定め、それらに基づき各組織において点検評価及び改善に関する自己分析及びそれに基づく改善の活動を実施している。 ①中期計画、②年度計画、③教員活動改善、④事務職員業務改善、⑤授業改善、⑥教育・教育環境改善、⑦FD、⑧SD、⑨アドミッション、⑩カリキュラム、⑪ディプロマ、⑫施設整備、⑬法令適合点検 の各サイクル (3)法人の中期計画・年度計画に基づく自己分析活動 法人の定める中期計画には、「教育研究の質の向上（教育・研究・教育研究環境の整備）」「地域貢献（地域貢献・国際交流）」「業務運営の改善及び効率化」「財務内容の改善」「自己点検評価・情報提供」「その他業務運営（施設設備整備・安全管理・人権）」「予算」に関する事項が定められ、各項目に対する計画及び各項目での指標及び目標値が示されている。これらの中期計画に基づき、毎年度、各学	群等・研究科、各委員会・各センター、事務局等の各組織において年度計画を立案し、それに基づき実施・評価・改善計画の立案を行う PDCA サイクルとして自己分析活動が機能しており、それらの統括的な進行管理及び全体評価は「評価委員会」が行うシステムが機能している。 (4)教学に関するアセスメントの強化 (2)に示した PDCA サイクルにおいて授業評価に基づく各教員の授業改善、それを踏まえた組織的な教育改善、卒業生アンケート等の分析に基づく教育施設改善の PDCA サイクルが機能しているが、2017 年度の学群改組を経て、他大学学生と比較した学生の能力や学習状況に関する客観的評価が必要となり、以下の評価を導入し、経年的に学生の能力把握を実施している。 ①学力測定を行うブレースメントテスト（入学時実施） ②問題解決力測定 GPS-Academic（入学時実施） ③ALCS 学修行動調査（毎学年実施） また 2017 年度実施の自己点検評価及び翌年度の認証評価において学修状況の把握及び可視化が求められたことから、カリキュラムセンターが主導して、2017 年度から学部（学群）での卒業時の教員・学生による学修成果測定の実施、2018 年度から研究科修了時における同測定を開始した。その後、可視化システムの構築を進め、2023 年度以降、各学群・研究科でのアセスメントを開始している。 (5)IR 機能の強化について 2022 年度に、法人及び大学における IR 機能の更なる強化を目指し、情報戦略推進会議及び情報戦略推進室を設置した（参照：情報戦略推進会議運営規程）。2024 年度には学内の各種情報を収集し、管理・加工等をするための統合 IR システムを構築し、試行的に教学レポートの作成に着手した。2025 年度以降は、統合 IR システムや教学レポートを用いた自己分析活動の強化を目指している。
--	--

2) 自己分析活動の取組み（目次）

※学修成果の適切な把握及び評価、並びに継続的な研究成果の創出のための環境整備に関する取組み等をそれぞれ 1 つ以上記述します

No.	タイトル	ページ数
1	DP に基づく学修成果の可視化とアウトカム（総括）評価による教学改善【学修成果】	37
2	各教育課程の学修プロセス評価による教学改善【学修成果】	38
3	ファカルティ・ディベロップメントとスタッフ・ディベロップメントによる教育・研究水準の向上	39
4	外部資金獲得に向けた組織的な取組み【研究環境整備】	40
5	教員評価の実施の取組み	41

3) 自己分析活動の取組み

タイトル (No. 1)	DP に基づく学修成果の可視化とアウトカム（総括）評価による教学改善【学修成果】
分析の背景	学生の学修成果を把握し、3 ポリシーに基づく教育の質点検と改善を絶えず実施するため、従前から実施していた授業評価や満足度調査等での教育評価を整理し、2021 年度にカリキュラムセンターが中心となって「教学アセスメントプラン」を策定、成果の可視化と公開を進めた。同プランに基づき、カリキュラムセンターが学群・研究科と共に測定結果をアセスメントし、教育の質改善・カリキュラム改善計画につなげている。また、卒業時・修了時の学修成果に加え、2017、2023 年度に卒業生・修了生・雇用先による学修成果評価を試行し、統合的な教学改善に取り組む準備を進めている。
分析の内容	1 卒業時・修了時学修成果測定による即時的総括評価 卒業時・修了時学修成果の測定は、学群が 2018 年度、研究科は 2019 年度から開始した。各教育課程・専攻のディプロマ・ポリシー（DP）を評価指標とし、学生自己評価と教員評価を実施している。各教育課程・専攻の DP の学修到達（達成）度について、S、A、B、C、D の 5 段階評価を行っている。学群では、各教育課程が定める 5 つの DP を測定し、卒業論文や卒業制作物提出時に 4 年間の学修成果を評価しており、看護学群では卒業判定の参照資料としている。研究科では、前期課程・後期課程共に、各専攻が定める 3 つの DP を測定し、学位論文審査及び最終試験で学修成果を評価している。カリキュラムセンターでは、測定結果をレーダーチャート等で可視化するツールを 2021 年度に構築し、大学ウェブサイトで公開している。可視化したデータは、学群・研究科に戻し、カリキュラムセンター委員や各部局の教務ワーキング教員が、学生と教員の評価比較、他学群・学類及び他専攻との比較、経年比較の 3 つの視点で、各教育課程・専攻及び当該年度の傾向や特徴についてアセスメントし、サマリを作成している。そして、カリキュラムセンターで学群・研究科のサマリを共有し、学群・研究科にフィードバックしている。これらを通して、明確になった問題と課題について、各教員による授業改善や正課外教育プログラム（実学プログラムや海外研修など）の拡充を行い、2024 年度全学 FD では、継続課題となっている主体性や表現力を育み、学生の成長の実感につながる各学群・群の特徴的な授業・取組みと満足度や学習目標到達度の向上等の成果を共有し、全学的にも教育力向上や授業改善に取り組み始めている。 2 卒業生・修了生・雇用先によるアウトカム評価 カリキュラムや教育内容等のアウトカム評価として、卒業生・修了生・雇用先を対象にした調査を実施し、育成したい人材像として社会で活躍しているか、修得した DP を社会で活かしているか質問紙調査及び面接調査を通してカリキュラムの課題を確認している。質問紙調査では、獲得した各 DP の力を仕事に活かしているかの 5 段階評価及び「社会人基礎力」評価を実施し、面接調査ではその評価の具体例を尋ねている。調査は、2018 年度に全学、2020 年度に看護学研究科、2023 年度に看護学群、2024 年度に事業構想学群・食産業学群で実施した。他大学卒業生と比較して本学の卒業生は主体性と協働性の強みを自覚していることが分かった。また雇用先からも同様の評価が得られており、本学の強みを客観的に認識することができた。2025 年度より、卒後 3 年目を対象とした卒業生・修了生調査及び 3～5 年ごとの雇用先調査を定常的に実施する体制を整えている。
自己評価	カリキュラムセンターが「教学アセスメントプラン」を策定し、測定結果可視化の独自ツールを作成し、学群・研究科と連携して分析・評価し、教学改善に活用する仕組みを整えている。加えて、改善を効果的に進める上で情報公開が重要であると捉え、大学ウェブサイトにて可視化データを公表している。今後、卒業生・修了生・雇用先からの教育課程評価を含めて、本学のエンロールメント・マネジメントを実現する教学 IR を継続的に実施し、地域社会の発展に貢献できる人材を育成できているか、地域社会からのアウトカム評価を重視した持続可能な教育評価・改善に組織的に取り組むことが課題である。
関連資料	・教学アセスメントプラン ・令和 6 年度 FD・SD 実施報告書 ・各学群アセスメント調査結果 及びアセスメントサマリ（各学群・研究科） ・教育カリキュラム評価・改善に向けたアンケート調査 ・卒業生・修了生・就職先によるカリキュラム評価

図. 2024 年度学群学修成果測定結果



タイトル (No. 2)	各教育課程の学修プロセス評価による教学改善【学修成果】
分析の背景	本学では、学生の学修成果に基づく教育の質の点検と改善を絶えず実施するため、「教学アセスメント」に基づき、CPに焦点をあて、入学時基礎学力調査と、在学中毎年度の満足度（学修行動）調査、各セメスターでの授業評価による学修プロセス評価を実施し、授業内容や環境の改善及び教育改善に取り組んでいる。
分析の内容	1 学修行動調査 学生の学修行動を調査してデータの収集・蓄積を行い、本学の現状と課題を把握することにより、よりきめ細やかな学修支援施策の策定や教育課程の改善に結び付けることを目的として、2018年度から、18大学が参加する教学比較 IR コモンズが提供する「ALCS 学修行動比較調査」を実施している。調査開始から7年となり、経年比較、学群間比較、学群内学年比較を行い、毎年度、学生の学習行動の特徴や課題を評価している。各学群において教学改善に活用するとともに、学群ごとの集計結果を大学ウェブサイトにて公開することにより、学生へのフィードバックも行っている。学生の学習ニーズをとらえて、国際的視野を養成する正課外プログラムや、コモンズ機能による学生間の学び合いプログラムの強化、事務局を含めた学生支援、施設・備品・教材などの教育環境整備がコロナ禍明けに活発に実施されている。研究科においては、2018年度から学習環境や研究指導等の項目について、本学独自の教育内容アンケート調査を毎年度末に実施し、各研究科でアセスメントのうえ教学改善に活用している。なお、研究科は定員人数が少なく、回答者個人が特定され得るため、データ公開はできないが、毎年度行う教務ガイダンスで意見に対するフィードバックを実施している。 2 学生による授業評価と教員による授業改善計画・教育改善計画 本学では、従前より紙方式による授業評価アンケートを実施していたが、集計の煩雑さによる業務負担増だけでなく、実質的な授業改善に結びついていないという課題が生じていた。そこで、2016年度から「授業評価アンケートシステム alagin・nigalaM1」を導入し、回収率を高め、学生の生の声を積極的かつ直接的に授業・教育改善に活用する体制を整えている。本システムは単なる授業評価アンケート収集のみならず、各学生が GPA の推移や所属学類における GPA の立ち位置を可視化することができるため、学修の振り返りを可能とする仕組みになっている。なお、本学は、2013年度から f-GPS 制度を取り入れ、学類選抜や卒業研究ゼミ選択等の基準の一つに活用している。 学生の授業評価を受け、各科目責任教員がセメスターごとに学生による授業評価を踏まえた教育リフレクションを行った上で「授業改善計画」を作成・提出する仕組みにしている。さらに、各科目責任教員による授業改善計画を基に、各学群長・群長・研究科長がセメスターごとに「教育改善計画」に統括し、各教授会及びカリキュラムセンターに提出し、教員個人レベル、学群等レベルでの実質的な教育改善につなげる仕組みに整備している。これらは全て、大学ウェブサイトに公表している。 3 入学時基礎学力評価 入学時の AP に基づく診断的評価として、プレースメントテスト、TOEIC、GPS-Academic による客観評価を実施している。これらのデータは入試区分等と合わせて、基盤教育群、アドミッションセンターがアセスメントし、基盤教育及び基盤教育から専門教育へのスマートな接続を実施できるよう、FD 等で分析結果を共有している。また、分析結果を活かし、2022年度カリキュラム改編で、4年間の学びを積み重ねるための基礎となるコア科目を設定し、情報関連科目を高度化・充実化した。その後も、入試内容の検討、数理・データ・AI スキルの底上げや資格取得補助、英語スピーキング能力向上 AI 教材など、在学生向けの正課外教育や入学前教育として e-learning を補助的に採用して教育内容改善に努めたことにより、学生の成績上昇も認められる。
自己評価	「教学アセスメントプラン」に基づく測定結果を、各学群・研究科と連携しながらカリキュラムセンターを中心に分析・評価し、実質的な教学改善につなげる体制が構築されている。加えて、改善を効果的に推進するために大学ウェブサイトにて公表している。これらから、本学は不断の教学改善に組織的に取り組み、実績も確認できている。今後、多種多様にある教育評価指標を効果的かつ効率的に統合評価できる DX を実装し、持続可能なエンrollment・マネジメント（IR）を促進することが課題である。
関連資料	・ 教学アセスメントプラン ・ 教学比較 IR コモンズ ・ 学修成果の測定 ・ GPA 制度の取扱いに関する要綱 ・ 授業改善計画、教育改善計画

タイトル (No. 3)	ファカルティ・ディベロップメントとスタッフ・ディベロップメントによる教育・研究水準の向上																																																						
分析の背景	本学では、全学的組織改編・カリキュラム改編に合わせて、2017 年度から、教育改善をより効果的に進めるため、全学的かつ体系的に教職員の自己研鑽活動を推進している。その一環として、高度専門教育の質保証を目的とした教職員の能力向上に取り組むため、ファカルティ・ディベロップメント（FD）とスタッフ・ディベロップメント（SD）を実施しており、その研修企画の集約と評価、財政面の支援については、カリキュラムセンターが担う体制としている。なお、FD・SD は、全教職員を対象として大学運営や教育改善に資する内容を取り扱うマクロレベル、学群・研究科・センター等の部局単位で行うミドルレベル、各委員会や科目単位で行うミクロレベルの3階層で構成し、それらの成果指標を、本学が目指す教職員像及び教育評価の向上としている。																																																						
分析の内容	カリキュラムセンターは、各部局・センター等から提出された FD・SD の企画書について、企画内容・運営の妥当性について確認した上で、講師招聘を中心に財政を支援し、実施後の報告書において、参加者の獲得した知識やスキル及び課題等の成果を確認する仕組みが実動している。カリキュラムセンターはマクロレベル FD・SD を企画・運営・評価し、高等教育に関する指針等をふまえた全教職員が認識すべき大学運営上の課題や、教育課程や教育方法の改善等において取り組むべき課題を継続的にテーマ設定し、時宜にかなった企画を実施している。さらに、研修終了後アンケートやミドル・ミクロレベルの報告書に記載している課題等から、全教職員のニーズと課題を抽出して次年度のテーマ設定や実施方法等を発展的に企画している。ミドルレベルは、各部局が抱える高度な実学教育とその運営に関する課題、ミクロレベルは、より具体的な教育手法や学生支援スキルについて企画されており、経年的な継続・発展性が確認できる。具体的には、教育方法のスキルや学生理解と学生支援（合理的配慮）、入試改革、キャリア開発教育、初年次教育につなげるための入学生の動向調査データに基づく学生理解と教育方法の検討などの教育活動と大学運営の質改善、また、研究や社会貢献活動の推進のための研究費獲得や産学連携のコツなど、多様な企画があり、企画件数も増加している。また、今後、参加者が FD・SD で得た知識・スキル・方策が、授業改善・研究実績・社会貢献活動実績、各部局の運営実績、あるいは教職員の能力向上にどのように貢献しているか、その成果の評価と可視化が必要である。 <table><thead><tr><th>年度</th><th>マクロレベル：テーマ</th><th>参加率 (%)</th><th>ミドル (件)</th><th>ミクロ (件)</th><th>合計 (件)</th></tr></thead><tbody><tr><td>2017</td><td>宮城大学の質の可視化～3ポリシー策定に基づく大学教育改革の効果の評価する方策の検討～</td><td>93.1</td><td>8</td><td>3</td><td>12</td></tr><tr><td>2018</td><td>内部質保証システムの確立と効果的運用に向けて 確かな教育評価制度の構築に向けたルーブックに関する基礎理解</td><td>85.9</td><td>13</td><td>10</td><td>25</td></tr><tr><td>2019</td><td>現代学生の心のあり方と対応について</td><td>92.6</td><td>14</td><td>9</td><td>24</td></tr><tr><td>2020</td><td>これからの大学を考える:国連持続可能な開発目標（SDGs）と 2040年に向けた高等教育のグランドデザイン</td><td>81.8</td><td>10</td><td>9</td><td>20</td></tr><tr><td>2021</td><td>遠隔授業による教育の質保証について考える～ニューノーマルにおける大学運営に向けて～</td><td>87.7</td><td>10</td><td>6</td><td>17</td></tr><tr><td>2022</td><td>宮城大学で育成する人材像の排出に向けた教育上の課題を考える ～新カリキュラムの教育の質保証に向けた宮城大学教育DX～</td><td>85.6</td><td>11</td><td>12</td><td>24</td></tr><tr><td>2023</td><td>宮城大学のエンロール・マネジメントを考える～新たな時代における志願から同意までの一貫したサポートの在り方と課題～</td><td>90.5</td><td>10</td><td>13</td><td>24</td></tr><tr><td>2024</td><td>宮城大学における学修者本位の教育の実現に向けて～学習者の変化を捉え、学生が学修成果を実感できるための方策を考える～</td><td>97.9</td><td>10</td><td>10</td><td>21</td></tr></tbody></table> 例. 学務 DX に関する SD と成果 コロナ禍の2022年度に実施したマクロレベル FD・SD を契機として、事務局内のミクロ SD や自主勉強会の開催により、Microsoft365 を活用した学務 DX を推進した。2022 年度、「情報が一元化された学生用ポータルサイトの実現」を目指し、Microsoft SharePoint を活用したサイトを事務局職員が独自開発し、学生・職員レビューを重ね、同年 9 月に学生ポータルサイト「MYUpedia」を 本稼働させた。在学生向けのチャットボットを埋め込み、学生は 24 時間 365 日、どこからでも様々な問合せが可能となり、手続きの電子化・効率化が加速した。この改善成果は、事務局内のミクロ FD や勉強会を通じてそのノウハウが共有され、さらには公立大学協会事務研究会（2023. 09. 12）や他大学 FD（高崎経済大学，2024. 01. 24）で取り上げられ、本学で実現した学務 DX が学外でも広く評価されている。	年度	マクロレベル：テーマ	参加率 (%)	ミドル (件)	ミクロ (件)	合計 (件)	2017	宮城大学の質の可視化～3ポリシー策定に基づく大学教育改革の効果の評価する方策の検討～	93.1	8	3	12	2018	内部質保証システムの確立と効果的運用に向けて 確かな教育評価制度の構築に向けたルーブックに関する基礎理解	85.9	13	10	25	2019	現代学生の心のあり方と対応について	92.6	14	9	24	2020	これからの大学を考える:国連持続可能な開発目標（SDGs）と 2040年に向けた高等教育のグランドデザイン	81.8	10	9	20	2021	遠隔授業による教育の質保証について考える～ニューノーマルにおける大学運営に向けて～	87.7	10	6	17	2022	宮城大学で育成する人材像の排出に向けた教育上の課題を考える ～新カリキュラムの教育の質保証に向けた宮城大学教育DX～	85.6	11	12	24	2023	宮城大学のエンロール・マネジメントを考える～新たな時代における志願から同意までの一貫したサポートの在り方と課題～	90.5	10	13	24	2024	宮城大学における学修者本位の教育の実現に向けて～学習者の変化を捉え、学生が学修成果を実感できるための方策を考える～	97.9	10	10	21
年度	マクロレベル：テーマ	参加率 (%)	ミドル (件)	ミクロ (件)	合計 (件)																																																		
2017	宮城大学の質の可視化～3ポリシー策定に基づく大学教育改革の効果の評価する方策の検討～	93.1	8	3	12																																																		
2018	内部質保証システムの確立と効果的運用に向けて 確かな教育評価制度の構築に向けたルーブックに関する基礎理解	85.9	13	10	25																																																		
2019	現代学生の心のあり方と対応について	92.6	14	9	24																																																		
2020	これからの大学を考える:国連持続可能な開発目標（SDGs）と 2040年に向けた高等教育のグランドデザイン	81.8	10	9	20																																																		
2021	遠隔授業による教育の質保証について考える～ニューノーマルにおける大学運営に向けて～	87.7	10	6	17																																																		
2022	宮城大学で育成する人材像の排出に向けた教育上の課題を考える ～新カリキュラムの教育の質保証に向けた宮城大学教育DX～	85.6	11	12	24																																																		
2023	宮城大学のエンロール・マネジメントを考える～新たな時代における志願から同意までの一貫したサポートの在り方と課題～	90.5	10	13	24																																																		
2024	宮城大学における学修者本位の教育の実現に向けて～学習者の変化を捉え、学生が学修成果を実感できるための方策を考える～	97.9	10	10	21																																																		
自己評価	不断の教育・研究・運営の質改善に向けて、全学的に効果的な研修を展開できる組織体制が確立しており、教育改善のための PDCA サイクルが効果的に働いていると評価できる。各々の組織が抱える新たな課題に対し、より一層主体的に研修を企画・参加するための意識付けや、各レベルの研修が効果的かつ持続可能なものとなるよう、各レベルの統合的な企画・運営及び FD/SD による教育改善成果の明確化を行うことが課題である。																																																						
関連資料	・ FD・SD 実績報告書（平成 29 年度～令和 6 年度） ・ カリキュラムセンター運営規程 ・ FD 依頼文																																																						

タイトル (No. 4)	外部資金獲得に向けた組織的な取組み【研究環境整備】																																																	
分析の背景	外部研究資金（受託研究、共同研究、補助金事業、奨学寄附金、科学研究費補助金、その他研究助成金）は、2011 年度から 2014 年度までは東日本大震災の復興プロジェクトなどの震災復興関連の研究等が増えたことから第 1 期中期計画では目標を上回る額を獲得した。しかし、2013 年度をピークに獲得額は減少し、第 2 期中期計画始期の 2015 年度から目標額を下回る状況が続いていたため、改善に向けた取組みを全学的に行い、その取組みの効果について検証・分析することにより研究等の水準の向上を図り、外部資金獲得につなげている。																																																	
分析の内容	1 研究推進・地域未来共創センターの設置 2021 年度からの法人の第 3 期中期計画では、研究及び地域連携分野において、外部資金の獲得、研究成果の戦略的な知財化と地域への還元、企業や自治体等との更なる連携強化を重点に掲げている。そのためには、企業、自治体、団体等の学外ニーズを把握し、学内の研究シーズに結びつけ、研究費等の外部資金の獲得を通して地域に貢献することが必要であることから、地域ニーズを把握する全学横断的な地域連携組織に、外部資金等を獲得するための施策を戦略的に展開していく研究推進機能を付加した新たな組織が必要との結論に至り、研究推進・地域未来共創センターを 2021 年 4 月に設置した。 センターでは、研究力を強化するため学内の研究環境の整備や研究プロジェクトの企画、学内外との調整、外部資金獲得を支援するとともに、自治体等の地域課題に対して本学の研究シーズをマッチングし、課題解決への展開を支援している。また、研究力の向上を推進するリサーチ・アドミニストレーター（URA）としての機能強化と、産学連携を推進するコーディネーターにより、学内外においてプロジェクトの企画相談から渉外・調整、プロジェクト支援（研究資金獲得、プロジェクト運営）、知財化・実用化支援を行っている。																																																	
	2 具体的な取組みとその効果等の検証 組織再編に当たっては、従前の研究委員会の事務をセンターへ移管・統合し、両輪となる研究推進及び地域連携の施策を検討・実施し、その効果検証を行っている。具体的な取組みの例として、研究成果公開促進助成制度を 2022 年度から導入し、2024 年度は 7 名の教員の論文投稿料・外国語校閲料を補助するなどし、研究成果の公開を促進した。また、科学研究費補助金の採択率向上を図ることを目的とした①学外 URA による科研費申請支援や②学外講師による「科研費セミナー」を実施し、受講者の採択率向上を図り成果を得ている。 改善サイクルとしては、法人の計画で示した指標を活用し、毎年度、活動成果報告等を教育研究審議会、経営審議会、理事会で報告する PDCA サイクルで行っている。そのことにより右のグラフのとおり外部資金獲得額が大きく増加し、総務省の「活力ある公立大学の在り方に関する研究会」の取組事例としても評価を受けている。																																																	
	図. 外部資金獲得額推移 <table><thead><tr><th>年度</th><th>科学研究費補助金</th><th>奨学寄附金</th><th>補助金事業</th><th>受託事業</th><th>共同研究</th><th>受託研究</th><th>合計</th></tr></thead><tbody><tr><td>2020年度</td><td>57,868</td><td>12,228</td><td>18,386</td><td>10,318</td><td>12,707</td><td>59,257</td><td>168,754</td></tr><tr><td>2021年度</td><td>71,261</td><td>24,031</td><td>13,017</td><td>13,707</td><td>17,449</td><td>49,940</td><td>189,405</td></tr><tr><td>2022年度</td><td>54,822</td><td>18,570</td><td>18,343</td><td>15,804</td><td>18,980</td><td>106,158</td><td>231,477</td></tr><tr><td>2023年度</td><td>75,522</td><td>8,880</td><td>19,520</td><td>10,190</td><td>25,350</td><td>129,212</td><td>268,674</td></tr><tr><td>2024年度</td><td>59,015</td><td>7,223</td><td>17,821</td><td>29,485</td><td>31,056</td><td>113,931</td><td>258,511</td></tr></tbody></table>		年度	科学研究費補助金	奨学寄附金	補助金事業	受託事業	共同研究	受託研究	合計	2020年度	57,868	12,228	18,386	10,318	12,707	59,257	168,754	2021年度	71,261	24,031	13,017	13,707	17,449	49,940	189,405	2022年度	54,822	18,570	18,343	15,804	18,980	106,158	231,477	2023年度	75,522	8,880	19,520	10,190	25,350	129,212	268,674	2024年度	59,015	7,223	17,821	29,485	31,056	113,931	258,511
年度	科学研究費補助金	奨学寄附金	補助金事業	受託事業	共同研究	受託研究	合計																																											
2020年度	57,868	12,228	18,386	10,318	12,707	59,257	168,754																																											
2021年度	71,261	24,031	13,017	13,707	17,449	49,940	189,405																																											
2022年度	54,822	18,570	18,343	15,804	18,980	106,158	231,477																																											
2023年度	75,522	8,880	19,520	10,190	25,350	129,212	268,674																																											
2024年度	59,015	7,223	17,821	29,485	31,056	113,931	258,511																																											
自己評価	第 3 期中期計画において「地域連携を含めた研究支援体制の強化を図り、外部資金の獲得や研究成果の戦略的な知財化、企業や外部機関等との更なる連携を推進する」と方針を定め、その方針に沿って体制を整備し、必要な取組みを組織的にやっている。適切にその成果についても検証し改善につなげていることより、外部資金獲得に向けた組織的な取組みは効果的に機能していると判断する。																																																	
関連資料	・ 研究推進・地域未来共創センター ・ 研究推進・地域未来共創センターパンフレット ・ 研究推進・地域未来共創センター活動報告書 2022 ・ 公立大学法人宮城大学 業務実績報告書（令和 5 年度）【事業年度評価】（中期計画番号 23、24） ・ 持続可能な地域社会を支える公立大学取組事例集（活力ある公立大学のあり方に関する研究会）																																																	

タイトル (No. 5)	教員評価の実施の取組み
分析の背景	教員人事規程及び教員評価要綱に基づき、専任教員の教育、研究、地域・社会貢献及び大学運営の各活動の目標設定を支援し、その成果を多面的に点検・評価することによって活動の改善と自己研鑽を促すとともに、大学全体の機能の改善と高度化に資するため、毎年度教員評価を実施している。
分析の内容	1 教員評価について 教員評価は、各教員が作成する教員評価シートを用いて教育、研究、地域・社会貢献及び大学運営の4分野に関する基礎評価と活動計画・実績評価について、一次評価、二次評価、総合評価を行い、教員人事委員会（学長、人事労務担当理事、副学長、各学群長等で構成）において評価結果を確定している。 ※基礎評価：客観的評価（シラバス、担当科目履修者実績、研究業績、兼業実績等を点数化して、定量的な評価を行う。） ※活動計画・実績評価：主観的評価（基礎評価で評価しきれない要素や基礎評価の対象となっていないような、量では示せない教員の質的活動や努力を、個々の教員が策定する活動計画・実績に基づいて評価を行う。） 2 評価手順について ① 各教員が、教育、研究、地域・社会貢献及び大学運営の4分野について、教員評価シートに活動計画を作成するとともに、当該4分野に関する標準的なウェイトを踏まえ、自らに期待される役割に応じてウェイトを設定する。 ② 学群長は、作成された活動計画を基に各教員と面談を実施し、教育、研究、地域・社会貢献及び大学運営の4分野のウェイトを確定するとともに、前年度の評価結果のフィードバックを行う。 ③ 各教員が、教育、研究、地域・社会貢献及び大学運営の4分野について、教員評価シートにより活動実績を提出する。 ④ 一次評価（学群長・副学群長等の合議による評価）、二次評価（学長及び副学長の合議による評価）を行い、一次評価及び二次評価の合計点を4段階（S（特に優秀）、A（優秀）、B（良好）及びC（要改善））に区分する総合評価を行う。 ⑤ 教員人事委員会において評価結果を確定。 ⑥ 総合評価の結果を各教員に通知。評価結果は、当該年度における各教員の活動の振り返り及び次年度の活動計画の策定に活用される。 ※2024年度評価から職位区分ごとに総合評価（S、A、B、C）の割合を公表予定 3 教員評価制度の見直し 教員評価は、平成18年度から行っているが、学内外の事情や大学の計画等に応じた適切な評価制度とするため、各学群等の教員で構成する教員評価制度検討委員会において、毎年度、評価制度の見直しを行っている。具体的には、毎年度の教員評価の実施に併せて各教員に対して改善意見を募り、寄せられた意見を踏まえ、委員会にて検討を行っている。直近では、外部資金獲得の奨励を目的とした基礎評価点数の見直し、研究成果の知財化促進を目的とした特許出願に係る基礎評価点数の見直し等の制度改善を行っている。
自己評価	教員評価は、教員評価制度検討委員会（各学群等の教員2名ずつ、計8名の委員で構成）において運用（教員への周知、評価シートのとりまとめ）を行っており、教員から寄せられた意見等を踏まえながら、教員評価制度の改善の検討等を行っている。また、評価結果については、勤勉手当の成績率に反映させているほか、教員が自らの活動を振り返り、活動の改善と自己研鑽を促すために活用している。
関連資料	・ 教員人事規程 ・ 教員評価要綱 ・ 教員評価制度検討委員会運営要領

Ⅲ「基準３ 特色ある教育研究の進展」に関する点検評価資料

1) 特色ある教育研究の状況

(1)大学の理念上の特色と進展のための方策 本学は建学の精神である「ホスピタリティとアメニティの究明」の実現を目指し、建学の理念として「高度な実学」に基づく「豊かな人間性」「高度な専門性」「確かな実践力」を身につけ、グローバルな視点で地域社会の発展に貢献できる人材を育成し、学術・文化の向上と豊かで活力のある地域社会の形成に寄与することを掲げている。この理念に基づき、本学では教育研究組織として3学群・3研究科を設置し、それらを核とした人材育成と地域社会との連携を進めている。 ①「豊かな人間性」の醸成のための取組み 全学共通の基盤教育科目を設け、その中核として「フレッシュマンコア」を置き、「技法知」「学問知」「実践知」を養うための科目群を設置している。 ②「高度な専門性」の獲得のための取組み 各学群・研究科のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに従い、高度な実学の実現に向けた高い専門性を獲得するためのカリキュラムを構成するとともに、アクティブラーニングを導入した効果的な教育プログラムを展開している。 ③「確かな実践力」の獲得のための取組み 専門教育での演習科目や実習科目、卒業研究等により自ら主体的に学ぶ力を育成するとともに、地域やグローバルの視点で人材を育成するための取組みを行っている。 ④適切な資質・能力を持つ入学者獲得と高大連携の取組み 人材育成の実現に当たっては、アドミッション・ポリシーに示した適切な資質・能力を有する意欲的な学習者の獲得が不可欠であることから、総合型選抜試験や論説の充実化等も含めた入試改革を進めるとともに、高大連携推進室を設置し、探求学習支援やアカデミック・インターンシップ等の展開も精力的に進めている。	⑤豊かで活力ある地域社会の形成への貢献 地域社会のニーズに対応した高度な実学研究を推進するために、2021年度より研究推進・地域未来共創センターを設立し、学内研究者と地域の産業界・自治体・医療機関等との連携、研究成果公開の場の提供、研究に係る外部資金獲得のための組織的な支援を行っている。また、学群・研究科と連携し、社会人の多様なニーズに対応した教育機会充実のためのリカレント教育の展開も進めている。 (2)特色ある教育プログラムについて ここでは特色ある取組みとして以下の5つを選定した。 ①全学共通の基盤教育の充実化と地域課題解決に取り組む地域でのフィールドワーク 人間性を育むためのフレッシュマンコアの取組みと、地域社会の将来に対する使命感と主体的な学びの姿勢の修得を目的とした「地域フィールドワーク」を示す。 ②国内外の地域社会課題解決のためのグローバル人材育成の取組み グローバルな視点を持つ人材育成のために、JICAと連携した国際関係・協力に関する科目設置、国際交流について、特色あるプログラムとして示す。 ③高校から大学への架け橋となる全学的な入試改革・高大連携の推進 本学の理念実現のために必要な資質・能力を有する入学者獲得のための入試改革と高大連携強化の取組みを示す。 ④地域との共創による持続的な未来づくりへの貢献 豊かで活力ある地域社会の形成のために、地方公立大学として実施している自治体や企業等との連携した取組みを示す。 ⑤現任看護師を対象とした人材育成支援事業によるリカレント教育の取組み 社会人に対するリカレント教育として、看護学群が主体として実施した看護人材の質向上、スキル獲得のためのプログラムを特色あるものとして示す。
---	---

2) 特色ある教育研究の取組み（目次）

No.	タイトル	ページ数
1	全学共通の基盤教育の充実化と地域課題解決に取り組む地域でのフィールドワーク	45
2	国内外の地域社会課題解決のためのグローバル人材育成の取組み	46
3	高校から大学への架け橋となる全学的な入試改革・高大連携の推進	47
4	地域との共創による持続的な未来づくりへの貢献	48
5	現任看護師を対象とした人材育成支援事業によるリカレント教育の取組み	49

3) 特色ある教育研究の取組み

タイトル (No. 1)	全学共通の基盤教育の充実化と地域課題解決に取り組む地域でのフィールドワーク
取組の概要	「高度な実学」の土台になる教育を、基盤教育とフィールドワークで提供している。初年次必修科目では、大学の学びに必要な技術及びものの考え方を学び、また、選択科目である文理科目では多様な思考や批判的なものの考え方に加え共感力を修得できる。必修の英語科目や言語選択科目は、実践的技術力を高めるため教育の充実化を図った。座学では学べない地域社会の状況及び国際状況を感じ取る力を、初年次必修科目である「地域フィールドワーク」から涵養することを目指す取組みをしてきた。
取組の成果	1 専門科目を主体的に学ぶ礎を築く「フレッシュマンコア」 基盤教育及びフィールドワークは、1・2 年次を対象に開講している。「フレッシュマンコア」と称する全学共通の必修科目群を、導入科目、情報統計、グローバルコミュニケーションの科目分野から編成し、大学教育の基盤となる技術及び知識を固める取組みをしている。中でも、1 年前期の必修科目である導入科目「スタートアップセミナーⅠ」と情報統計「コンピューターリテラシー」は、学生の学びの基礎を可能な限り迅速に確立するため、論文の書き方、批判的思考、論理展開及びコンピュータ技術を修得できるようなカリキュラムを編成している。 1 年後期になると、必修科目が少なくなる一方、「高度な実学」の根幹となる多種多様な文理科目を選択科目として履修できる。それらは、歴史、社会、経済、文化人類学、文学といった人文社会学的な科目及び数学や生物概論といった理数系科目、また、情報や統計科目であるが、異なる科目の多くの情報や知識も、1 年前期で修得した学術的技術と思考により、体系的に修得していく力を体得できる科目配当になっている。基盤科目の拡充で、学生の人間力の向上、生涯にわたって学び続ける力の涵養、そして明日の姿を見通す力の育成を目指している。 2 地域が抱える課題に目を向け、自らの「果たすべき役割」を考える「地域フィールドワーク」 本学では「地域連携実践教育プログラム」として地域の人々と共に課題解決が出来る人材の育成を展開している。全学生が地域社会に興味関心を持ち問題意識を抱ききっかけとして、フレッシュマンコア科目として1 年前期に「地域フィールドワーク」を開講している。県内の自治体の協力を得て、全学生が対象地域を割り振られ、事前調査の後、実際に現地を訪れフィールド調査を行い、地域課題の指摘や改善案について発表を行う。 2023 年度は県内 5 自治体と連携し講義を展開した。加えて、宮城県企画部地域振興課と連携し、県内で活躍する地域おこし協力隊員をゲストスピーカーとする全体討議形式での講義を初開催している。2023 年度のフィールドは、看護学群が大崎市鳴子温泉エリア、事業構想学群が塩竈市門前町エリアと女川町復興商店街エリア、食産業学群が亘理町荒浜エリアと村田町伝統的建築物群エリアを中心とし、大学構内での自治体による講義の後、フィールドワークを実施し、報告会を行っている。 フィールドワークに関しては、座学で得た知識をもとに、現地の状況を経験することで、共感力、社会の感受性、国際理解などを深めていった。「地域フィールドワーク」で経験した現地調査をさらに発展させ、かつ国内外の社会へと広がりを持ったフィールドワーク科目も提供している。これらの科目は、本学の理念のひとつでもある、国際的な知識や理解を地域社会へ役立てることができる学生を涵養することに資する取組みである。また、2023 年度の地域フィールドワークでは科目担当教員が制作した専用のテキストを、講義の事前事後を含む学習に用いた。これまでの教育方法の評価改善をもとに共通のテキストや教材を開発することにより、全学生のフィールドワーク演習という規模でありながらも、教育の質の保証を担保している。 以上のように、基盤教育の拡充は、初年次教育から専門教育へ至る道筋が体系だって進められるように行っているのみならず、フィールドワークの実施などを通じて、社会と学問が一体化する取組みでもある。このことは、本学の理念の根幹である「高度な実学」の涵養に資する取組みである。
自己評価	毎学期実施する学生の授業評価アンケートの結果に対し、担当教員が考えや改善方法などを回答し公表している。また、基盤教育群長は、教員が示した改善方法及び高い評価の更なる改良点などを確認し、総評として纏め、群全体の評価を理解するとともに、群教員にも共有することで、更なる改良を推進してきた。以上を踏まえ、本取組みは高く評価できると判断する。
関連資料	・ 地域連携実践教育プログラム、アニュアルレポート ・ 2023 年度地域 FW ・ 授業評価アンケート ・ 宮城県庁地域振興課との共同プログラムの実施

タイトル (No. 2)	国内外の地域社会課題解決のためのグローバル人材育成の取組み
取組の概要	本学は、異なる文化・価値観を理解し、地球規模の視野と草の根の地域の視点で地球規模の課題解決や地域の持続的発展に貢献できる素養を持つ「グローバル人材」を育成するために、東北の大学では初となる JICA との連携覚書を締結し、「グローバル・プログラム」を実施している。国際情勢が不安定さを増し、国内では外国人労働者が増加する中で、国際問題への理解、国際協力、多文化共生、ジェンダー等の視点は国内外ともに今後ますます必要性を増すことが予想される。本プログラムは、事業構想学群と JICA との連携により、本学の強みである「地域連携実践教育」を踏まえつつ、さらに、地域に根ざし国際的視野も兼ね備えた「グローバル人材」の育成に寄与している。
取組の成果	1 本学と JICA との連携によるグローバル・プログラムの構築 本学の理念及び第 3 期中期計画に掲げるグローバルな視点で地域社会の発展に貢献できる人材の育成の具現化のため、事業構想学群が主体となり、2020 年度から本学独自のグローバル・プログラム構築の検討を開始した。本プログラムで養成する「グローバル人材像」を定めるとともに、プログラム内容の具体的検討を行うため、2021 年 12 月に本学と JICA 東北との間で、東北の大学では初となる包括連携覚書を締結した。事業構想学群において、JICA の協力を得て講師陣の選定等を進め、全 6 科目 9 単位（2024 年度から全 5 科目 9 単位に変更）からなる東北の大学初の独自プログラム「宮城大学・JICA 連携グローバル・プログラム」を構築し、2022 年度からプログラムを開始した。 2 本学のリソースと JICA との連携を活かしたプログラムの構築 本プログラムは、国際問題の導入科目「国際関係論」（基盤教育科目）、国際協力の知識と課題を学ぶ「国際協力論」、国際協力や地域づくりで使われる PCM: Project Cycle Managementなどを学ぶ「地域プロジェクトマネジメント」、英語の総合的なディスカッション能力を高める「University English」（基盤教育科目）、プログラムのキャップストーン科目「グローバル共生論」の計 5 科目で構成される。プログラム構築に当たっては、専任教員による既存科目を本プログラムに組み入れるなど本学のリソースを活用するとともに、新たな科目については JICA の協力を得て講師陣を選定した。 3 JICA 研修員の受け入れ等の機会を活用した国際交流と多彩な講師陣 本学では以前から JICA 研修員の受入れを行っており、その機会を活用し授業内で学生と研修員とのグループディスカッション等を実施し、異文化と生きた英語に触れる機会を創出した。また毎年度、プログラムの見直しを行っており、2024 年度には、JICA のほか、外務省、アジア開発銀行、宮城県国際化協会、NGO、国際協力専門家、JICA 海外協力隊、住民自治組織など、国際協力や国際交流に関わる多くのアクターを講師として招聘し、一部の講義では全て英語を使用するなど、多面的な講義を展開し、学生の視野の拡大と興味の喚起を図っている。この結果、学生からは JICA 海外協力隊参加への意欲向上や、外国人労働者増加が見込まれる中での多文化共生の重要性を実感したなどの反応があった。 4 学生の受講状況及び外部発信について 本プログラム完成年度となる 2024 年度に、所定の単位を修得した 4 名に対して本学学長と JICA 東北所長の連名でプログラム修了証が交付された。プログラム構成科目のうち、「国際協力論」の履修者は、19 名（2023 開講）→76 名（2024）、「グローバル共生論」は 53 名（2024 開講）と増加傾向にあり、本プログラムに対する学生の関心の高さがうかがえる。また、2024 年 10 月に開催された「せんだいワールドフェスタ」において本プログラムを紹介するなど外部への情報発信にも努めている。
自己評価	本プログラムは、JICA との連携による本学独自のグローバル人材育成のための教育プログラムであり、本学の理念に示すグローバル人材育成の上で有用な取組みである。受講学生数の動向やプログラム修了生からの評価からも有効に機能しているものと評価する。本プログラムにおける学修成果をもとに、より広範囲の学びにつなげていくこととしており、学内における取組みの相乗効果が期待できる。
関連資料	・ 地域（ローカル）と開発途上国（グローバル）を繋げて課題解決に取り組む「宮城大学・JICA 連携グローバル・プログラム」(2022) ・ JICA と宮城大学との連携覚書締結 (2021) ・ 宮城大学・JICA 連携グローバル・プログラム修了証授与・修了生コメント ・ 公立大学法人宮城大学第 3 期中期目標

タイトル (No. 3)	高校から大学への架け橋となる全学的な入試改革・高大連携の推進
取組の概要	本学では、学群・学類制の導入に合わせ、2017 年度入学者選抜より総合型入試選抜の導入、一般選抜個別学力検査科目の見直し等の入試改革に取り組んできた。これらの入学者の動向分析等を踏まえながら、学力のみでは評価できない資質・能力を備えた学生の獲得を目指している。高等学校からの探究学習等の教育を充実させるため、高大連携推進室が中心となり、高等学校における探究学習支援やアカデミック・インターンシップなど、より教育的な連携を重視しながら相互の教育の質を高めることを目的としたプログラムも実施している。
取組の成果	1 総合型選抜入試の導入と成果 本学では、2017 年度の学群・学類制導入に合わせて入試改革を行った。特に、高等学校における総合的な探究の時間や各教科での課題発見・解決型学習、他者との協働的な活動、互いに考えを伝え合いながら自身の考えを発展させる活動、得られた情報を取りまとめて表現する学習等の成果を見る AO 入試(現総合型選抜入試)を新たに設け、より幅広く多様な観点から入学者選抜を行えるようにした。その結果、総合型選抜による入学者では、募集人員の少ない選抜区分であるにも拘らず、入学後にリードオフマンとして活躍する学生が輩出されるようになった。また、本選抜区分で入学した複数の学生が、学会・コンペティション・コンテストなどにおいて数多くの賞を受賞した。さらに、入学直後の1年生を対象とした調査の結果、他の選抜区分で入学した学生と比較して、レジリエンス(感情の制御、立ち直りの速さ、状況に応じ冷静に対応する力)、コラボレーション(相手の立場に立とうとする姿勢、他者と関わろうとする積極性)、リーダーシップ(自ら先頭に立って進める力、未知の物に挑戦する力、粘り強くやり抜く力)について、より高い特性があることも確認された。なお、本学の総合型選抜については、「これまでよく見られた高校生と大学教員の連携だけでなく、高校生と大学生の協働活動、また、高等学校と大学の教員同士の学び合いなど、地に足がついた連携の上での選抜が評価できる」とされ、文部科学省による令和3年度大学入学者選抜における好事例に選定された。 2 一般選抜入試における「論説」科目への変更と成果 2017 年度の入試改革に合わせ、一般選抜の個別学力検査科目「小論文」を「論説」に変更した。「論説」では、記述式の試験により、事象を論理的に考察する力や資料をもとに科学的に読み解く力等を多角的に評価する。全入学者を対象とした調査の結果、1 年次前期における GPA 上位 25%の学生では下位 25%の学生に比べ、入学試験における「論説」の得点が高い傾向にあった。なお、本学の「論説」の出題については、「高等学校の探究的な学習の内容とつながるものであり、思考力・判断力・表現力を評価する問題として妥当である。作問や採点には労力がかかると思われるが、高等学校と大学の学びを接続させる意味においては、他大学のモデルになる。小論文だけを課していた従来の出題より、思考力や判断力を丁寧に評価している。」とされ、文部科学省による令和4年度大学入学者選抜における好事例に選定された。 3 高大連携の推進 本学で今後も総合型選抜のような知識評価一辺倒ではない選抜を重視していくためには、高等学校教育への理解と継ぎ目のない高大接続が重要になる。2018 年に示された高等学校学習指導要領では、それまでの「総合的な学習の時間」が「総合的な〈探究〉の時間」に名称変更され、高等学校での学習は、より教科横断的に自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら課題を解決していくような学びが展開されるようになった。そこで本学では、文科省の高大接続改革を踏まえた高大連携の一元的な窓口として、2019 年度に「高大連携推進室」を設置した。以後、同室が中心となり、探究型学習の指導支援やアカデミック・インターンシップなど、高等学校とのより教育的な連携を重視しながら相互の教育の質を高めることを目的としたプログラムを多数実施しており、継続的なプログラムに発展できるような体制を整えている。さらに、公立大学の特性を活かして、宮城県内の高等学校を中心に交流の機会を設けるなど、本学を起点とする高等学校間ネットワークの拡充にも努めてきた。
自己評価	入試改革の一環として行ってきた総合型入試選抜の導入や一般選抜個別学力検査科目の変更が、文部科学省の好事例集に選ばれるなど、取組み内容に対し、対外的にも一定の評価を得ることができている。また、実際にこれまで行ってきた入学者の動向分析等の結果からは、学力のみでは評価できない資質・能力を備えた学生を獲得できていることが分かっている。高大連携推進室を立ち上げたことで、高等学校と大学の教職員が緊密かつ安定的に協力し、相互に学びながら指導力を高め合い、地域や世界に貢献できる人材を、大学入試によって断絶されることなく一貫性をもって育成する体制が整った。
関連資料	・ 令和3年度大学入学者選抜における好事例集 ・ 令和4年度大学入学者選抜における好事例集 ・ 大学見学・出前講義 ・ アカデミック・インターンシップ ・ 探究型学習の指導支援 ・ 高大連携事業協議会/高校教員究向け研修会 ・ 宮城大学の総合型選抜入試と高大連携の取り組みが文部科学省の「大学入学者選抜における好事例」に選定 ・ アドミッションセンター運営規程第6条(高大連携推進室)

タイトル (No. 4)	地域との共創による持続的な未来づくりへの貢献																																										
取組の概要	本学では、「高度な実学に基づき、豊かな人間性、高度な専門性及び確かな実践力を身につけ、グローバルな視点で地域社会の発展に貢献できる人材を育成するとともに、学術・文化の向上と豊かで活力のある地域社会の形成に寄与する。」ことを大学の理念としている。この理念に基づき、研究推進と地域との共創を一元的に推進する組織として研究推進・地域未来共創センターを設置し、看護、事業構想、食産業及びそれらの基盤となる実践的な教育・研究活動を活かし、自治体との連携、公開講座・セミナーシンポジウムの開催、人材育成事業等の特色のある取組みを行っている。																																										
取組の成果	1 地域と共創することにより豊かな未来社会を実現する取組み																																										
	宮城県をはじめとする地方においては、少子高齢化や若者人材の流出、基幹産業である一次産業の衰退など、持続的な社会基盤の構築が課題となっている。これらの課題をどのように解決するだけでなく、未来の豊かな社会を構築するために、どのような産業や地域活性化モデルが有用かを、行政のみではなく地域が構想・持続する仕組みの実現が重要である。そのために宮城県をはじめとする地方自治体と連携協定を締結し、総合計画や将来ビジョンの策定に関わるとともに、様々な共創プロジェクトに取り組んでおり、2023 年は、柴田町の「拠点形成ワークショップ支援」ほか市町村 10 件、企業等 14 件の計 24 件の連携事業・受託事業を展開した。また、共創プロジェクト等を推進するために市町村や公的機関等と連携協定を締結しており、2023 年は独立行政法人地域医療機能推進機構仙台病院（JCHO 仙台病院）をはじめとする 4 つの公的機関等と連携協定を締結した。																																										
	<table><tr><th>年度</th><th>2020</th><th>2021</th><th>2022</th><th>2023</th><th>2024</th><th>相手方</th></tr><tr><td>市町村との連携協定数（件）</td><td>14</td><td>14</td><td>15</td><td>14</td><td>14</td><td>①大崎市 ②気仙沼市 ③白石市 ④南三陸町 ⑤仙台市（泉区他大学等 5 機関） ⑥加美町 ⑦美里町⑧福島県下郷町 ⑨大和町 ⑩利府町 ⑪角田市 ⑫富谷市 ⑬蔵王町 ⑭栗原市</td></tr><tr><td>公的機関等との連携協定数（件）</td><td>14</td><td>17</td><td>15</td><td>19</td><td>21</td><td>①宮城県及び県内他大学等 9 機関 ②宮城県 ③宮城県中小企業団体中央会 ④㈱ホットランド ⑤宮城県教育委員会 ⑥泉パークタウン町内会・自治会連絡協議会 ⑦日本政策金融公庫仙台支店 ⑧仙台商工会議所 ⑨㈱七十七銀行 ⑩東北区科薬科大学 ⑪宮城県食品産業協議会 ⑫宮城県議会 ⑬宮城交通㈱ ⑭国立研究開発法人水産研究・教育機構 ⑮三菱地所㈱ ⑯独立行政法人地域医療機能推進機構仙台病院 ⑰社会福祉法人仙台市社会福祉協議会 ⑱人來田学区連合町内会 ⑲宮城県信用保証協会 ⑳公益財団法人イオンワンパーセントクラブ ㉑県立広島大学</td></tr><tr><td>市町村との連携事業・受託事業数（件）</td><td>2</td><td>7</td><td>12</td><td>10</td><td>9</td><td>①②宮城県（2 件） ③柴田町 ④塩竈市 ⑤⑥利府町（2 件） ⑦大崎市 ⑧仙台市泉区（2 件）</td></tr><tr><td>企業等との連携事業・受託事業数</td><td>6</td><td>13</td><td>14</td><td>14</td><td>14</td><td>①公益財団法人イオンワンパーセントクラブ ②公益財団法人河川財団 ③有限会社まるしげ ④七十七サーチ&コンサルティング ⑤泉パークタウンサービス株式会社 ⑥国立国会図書館 ⑦KC みやぎ ⑧東京都健康長寿医療センター ⑨上山製紙株式会社ほか ⑩三菱地所株式会社 ⑪仙台市産業振興事業団 ⑫株式会社東北バイオフードリサイクル ⑬有限会社サロンドシロー ⑭福島大学</td></tr><tr><td>市町村等の各種委員・講師の派遣件数（件）</td><td>－</td><td>414</td><td>680</td><td>718</td><td>653</td><td></td></tr></table>	年度	2020	2021	2022	2023	2024	相手方	市町村との連携協定数（件）	14	14	15	14	14	①大崎市 ②気仙沼市 ③白石市 ④南三陸町 ⑤仙台市（泉区他大学等 5 機関） ⑥加美町 ⑦美里町⑧福島県下郷町 ⑨大和町 ⑩利府町 ⑪角田市 ⑫富谷市 ⑬蔵王町 ⑭栗原市	公的機関等との連携協定数（件）	14	17	15	19	21	①宮城県及び県内他大学等 9 機関 ②宮城県 ③宮城県中小企業団体中央会 ④㈱ホットランド ⑤宮城県教育委員会 ⑥泉パークタウン町内会・自治会連絡協議会 ⑦日本政策金融公庫仙台支店 ⑧仙台商工会議所 ⑨㈱七十七銀行 ⑩東北区科薬科大学 ⑪宮城県食品産業協議会 ⑫宮城県議会 ⑬宮城交通㈱ ⑭国立研究開発法人水産研究・教育機構 ⑮三菱地所㈱ ⑯独立行政法人地域医療機能推進機構仙台病院 ⑰社会福祉法人仙台市社会福祉協議会 ⑱人來田学区連合町内会 ⑲宮城県信用保証協会 ⑳公益財団法人イオンワンパーセントクラブ ㉑県立広島大学	市町村との連携事業・受託事業数（件）	2	7	12	10	9	①②宮城県（2 件） ③柴田町 ④塩竈市 ⑤⑥利府町（2 件） ⑦大崎市 ⑧仙台市泉区（2 件）	企業等との連携事業・受託事業数	6	13	14	14	14	①公益財団法人イオンワンパーセントクラブ ②公益財団法人河川財団 ③有限会社まるしげ ④七十七サーチ&コンサルティング ⑤泉パークタウンサービス株式会社 ⑥国立国会図書館 ⑦KC みやぎ ⑧東京都健康長寿医療センター ⑨上山製紙株式会社ほか ⑩三菱地所株式会社 ⑪仙台市産業振興事業団 ⑫株式会社東北バイオフードリサイクル ⑬有限会社サロンドシロー ⑭福島大学	市町村等の各種委員・講師の派遣件数（件）	－	414	680	718	653	
	年度	2020	2021	2022	2023	2024	相手方																																				
	市町村との連携協定数（件）	14	14	15	14	14	①大崎市 ②気仙沼市 ③白石市 ④南三陸町 ⑤仙台市（泉区他大学等 5 機関） ⑥加美町 ⑦美里町⑧福島県下郷町 ⑨大和町 ⑩利府町 ⑪角田市 ⑫富谷市 ⑬蔵王町 ⑭栗原市																																				
	公的機関等との連携協定数（件）	14	17	15	19	21	①宮城県及び県内他大学等 9 機関 ②宮城県 ③宮城県中小企業団体中央会 ④㈱ホットランド ⑤宮城県教育委員会 ⑥泉パークタウン町内会・自治会連絡協議会 ⑦日本政策金融公庫仙台支店 ⑧仙台商工会議所 ⑨㈱七十七銀行 ⑩東北区科薬科大学 ⑪宮城県食品産業協議会 ⑫宮城県議会 ⑬宮城交通㈱ ⑭国立研究開発法人水産研究・教育機構 ⑮三菱地所㈱ ⑯独立行政法人地域医療機能推進機構仙台病院 ⑰社会福祉法人仙台市社会福祉協議会 ⑱人來田学区連合町内会 ⑲宮城県信用保証協会 ⑳公益財団法人イオンワンパーセントクラブ ㉑県立広島大学																																				
	市町村との連携事業・受託事業数（件）	2	7	12	10	9	①②宮城県（2 件） ③柴田町 ④塩竈市 ⑤⑥利府町（2 件） ⑦大崎市 ⑧仙台市泉区（2 件）																																				
	企業等との連携事業・受託事業数	6	13	14	14	14	①公益財団法人イオンワンパーセントクラブ ②公益財団法人河川財団 ③有限会社まるしげ ④七十七サーチ&コンサルティング ⑤泉パークタウンサービス株式会社 ⑥国立国会図書館 ⑦KC みやぎ ⑧東京都健康長寿医療センター ⑨上山製紙株式会社ほか ⑩三菱地所株式会社 ⑪仙台市産業振興事業団 ⑫株式会社東北バイオフードリサイクル ⑬有限会社サロンドシロー ⑭福島大学																																				
	市町村等の各種委員・講師の派遣件数（件）	－	414	680	718	653																																					
	2 地域を担う次世代の人材と産業を育てる取組み																																										
本学は、看護学群、事業構想学群、食産業学群、基盤教育群の 3 つの学群と 1 つの群から構成しており、毎年各学群等の研究シーズを活用した教育研究の成果を講座、セミナー、シンポジウム等の開催により、学外へ広く公開している。また、大崎市とは連携協定を締結した 2007 年度から「大崎市移動開放講座」を連携、継続して実施している。加えて、宮城県においては地域の看護人材の確保も課題となっていることから、本学から地域に定着する看護人材を輩出するとともに、地域の看護人材を育成する事業（取組み No. 5 に記載）も展開している。																																											
<table><tr><th>年度</th><th>2020</th><th>2021</th><th>2022</th><th>2023</th><th>2024</th><th></th></tr><tr><td>公開講座開催数（回）</td><td>21</td><td>38</td><td>40</td><td>41</td><td>36</td><td>オンライン企画（7 講座）、看護学群企画 1 回、食産業学群企画 1 回、基盤教育群企画 6 回、看護人材育成・支援事業 16 回、連携自治体等（大崎市）連携企画 5 回</td></tr><tr><td>公開講座延べ受講者数（人）</td><td>1,968</td><td>7,787</td><td>9,490</td><td>7,265</td><td>9,508</td><td>オンライン再生回数 8,588 回、看護学群企画 82 人、食産業学群企画 20 人、基盤教育群企画 150 人、看護人材育成・支援事業 474 人、連携自治体等（大崎市）連携企画 194 人</td></tr><tr><td>シンポジウム等開催数（回）</td><td>3</td><td>4</td><td>4</td><td>3</td><td>3</td><td>宮城大学研究・共創フォーラム 1 回、みやぎ食の絆シンポジウム 1 回、自治体向けセミナー 1 回</td></tr><tr><td>シンポジウム等述べ参加者数（人）</td><td>121</td><td>336</td><td>293</td><td>243</td><td>315</td><td>宮城大学研究・共創フォーラム 227 人、みやぎ食の絆シンポジウム 67 人、自治体向けセミナー 21 人</td></tr></table>	年度	2020	2021	2022	2023	2024		公開講座開催数（回）	21	38	40	41	36	オンライン企画（7 講座）、看護学群企画 1 回、食産業学群企画 1 回、基盤教育群企画 6 回、看護人材育成・支援事業 16 回、連携自治体等（大崎市）連携企画 5 回	公開講座延べ受講者数（人）	1,968	7,787	9,490	7,265	9,508	オンライン再生回数 8,588 回、看護学群企画 82 人、食産業学群企画 20 人、基盤教育群企画 150 人、看護人材育成・支援事業 474 人、連携自治体等（大崎市）連携企画 194 人	シンポジウム等開催数（回）	3	4	4	3	3	宮城大学研究・共創フォーラム 1 回、みやぎ食の絆シンポジウム 1 回、自治体向けセミナー 1 回	シンポジウム等述べ参加者数（人）	121	336	293	243	315	宮城大学研究・共創フォーラム 227 人、みやぎ食の絆シンポジウム 67 人、自治体向けセミナー 21 人								
年度	2020	2021	2022	2023	2024																																						
公開講座開催数（回）	21	38	40	41	36	オンライン企画（7 講座）、看護学群企画 1 回、食産業学群企画 1 回、基盤教育群企画 6 回、看護人材育成・支援事業 16 回、連携自治体等（大崎市）連携企画 5 回																																					
公開講座延べ受講者数（人）	1,968	7,787	9,490	7,265	9,508	オンライン再生回数 8,588 回、看護学群企画 82 人、食産業学群企画 20 人、基盤教育群企画 150 人、看護人材育成・支援事業 474 人、連携自治体等（大崎市）連携企画 194 人																																					
シンポジウム等開催数（回）	3	4	4	3	3	宮城大学研究・共創フォーラム 1 回、みやぎ食の絆シンポジウム 1 回、自治体向けセミナー 1 回																																					
シンポジウム等述べ参加者数（人）	121	336	293	243	315	宮城大学研究・共創フォーラム 227 人、みやぎ食の絆シンポジウム 67 人、自治体向けセミナー 21 人																																					
自己評価	本学では、宮城県が設立した公立大学としての理念を踏まえ、看護、事業構想、食産業及びそれらの基盤となる実践的な教育・研究活動を活かし、未来の豊かな社会、地域を構築するために必要なノウハウ等を地域に還元する特色のある取組みを積極的に行っている。また、取組みをコーディネートする役割を研究推進・地域未来共創センターが担い、機能していることから、特色ある教育研究の進展に資するために必要な取組みを組織的に行っており、その取組みが効果的に機能していると判断する。																																										
関連資料	・ 研究推進・地域未来共創センター ・ 研究推進・地域未来共創センターパンフレット ・ 研究推進・地域未来共創センター活動報告書 2022																																										

タイトル (No. 5)	現任看護師を対象とした人材育成支援事業によるリカレント教育の取組み																
取組の概要	本学では、2016 年度から産官学連携を担う組織である地域連携センター（現 研究推進・地域未来共創センター）の主催により、看護人材育成支援事業を実施してきた。現任看護師を対象とする本事業は、看護人材の育成と質向上に向けたプログラムを展開し、リカレント教育に取り組んでいる。さらに、2022 年度から、みやぎテレナース育成プログラムを立ち上げ、遠隔看護のスキルを新たに獲得した看護人材の育成に着手しており、リスキリング及びリカレント教育の実績を積み重ねている。																
取組の成果	1 看護人材育成支援事業 2024 年度現在、「新人看護職員研修の新任教育担当者研修」「看護研究指導者研修」「新人訪問看護師育成研修」「看護マネジメント研修」の 4 つの事業を提供し、宮城県の看護職者の継続学習を支援している。これらは、本学の臨地実習関連施設や地域の中核病院等に広くニーズ調査を行い、看護に関連する教育研修の動向を捉えたうえで事業化している。2016 年度から開始した「新人看護職員研修の新任教育担当者研修」、「看護研究指導者研修」は、現任看護師に必要な教育的機能の向上を図ることを目的とした事業内容である。また、2019 年度から、新たな現任看護師のニーズを踏まえ、新人訪問看護師と指導に関わる訪問看護師が訪問看護技術習得のための学習の場を共有し、相互に気づきを深めることを目的とした「新人訪問看護師育成研修」を開始した。2024 年度は「看護マネジメント研修」を開催し、看護管理実践や看護管理能力の向上に寄与する事業を始動した。これらの事業は、大学ウェブサイトを通して学内構成員並びに社会に対し周知している。また、社会人が受講しやすいよう週末開講とすることや、受講者アンケートを実施し事業内容の評価・改善を継続するなど、受講者のニーズの変化に対応することで、宮城県内の医療機関等から継続した受講者数が得られている。 2 みやぎテレナース育成プログラム 文部科学省 2021 年度「DX 等成長分野を中心とした就職・転職支援のためのリカレント教育推進事業」として、2022 年度からみやぎテレナース育成プログラム事業を展開しており、その事業内容と成果は大学ウェブサイト、宮城県看護協会、看護系学術集会等での指定講演等を通して広く発信している。本プログラムは、地域で暮らす人々の地域特有の健康課題を解決し、へき地や離島地域にも対応するために、遠隔看護に必要な知識・スキルの獲得と、健康課題を的確にアセスメントして社会資源と連携・協働できるマネジメントスキルを強化・修得した看護人材の育成を目指すものである。対象は宮城県内の病院・診療所・訪問看護ステーション等に勤務し、地域、在宅看護、遠隔看護に従事している看護職、県内外の地域看護や遠隔看護への関心や受講希望がある看護職（休職中も含む）である。内容は知識獲得のための e-learning とスキルトレーニングのための対面・ライブ演習を行うベーシックコースと、習得した知識とスキルを活用する実践能力を獲得する対面シミュレーション演習を行うアドバンスコースから成る。就労しながら学ぶ受講生のために、オンライン学習を積極的に取り入れ、対面科目は週末開講としている。プログラムの成果は受講者を対象として、プログラム直前、直後、6 か月後に遠隔看護並びに協働・連携力スキルの web 質問紙調査を実施した結果、これらのスキルはプログラム前と比して修了直後、修了後 6 か月においても、有意に向上していることが確認された。現在もプログラムの成果評価を継続しつつ、事業継続に取り組んでいる。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業</th><th>新人看護職員研修の 新任教育担当者研修</th><th>看護研究指導者研修</th><th>新人訪問看護師育成 研修</th><th>看護マネジメント研 修</th><th>みやぎテレナース育 成プログラム</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総受講 者数</td><td>2016 年度～2023 年度： 640 名</td><td>2016 年度～2023 年度： 165 名</td><td>2019 年度～2023 年度： 49 名</td><td>2024 年度：151 名</td><td>2022 年度～2023 年度： 39 名</td></tr> </tbody> </table>					事業	新人看護職員研修の 新任教育担当者研修	看護研究指導者研修	新人訪問看護師育成 研修	看護マネジメント研 修	みやぎテレナース育 成プログラム	総受講 者数	2016 年度～2023 年度： 640 名	2016 年度～2023 年度： 165 名	2019 年度～2023 年度： 49 名	2024 年度：151 名	2022 年度～2023 年度： 39 名
事業	新人看護職員研修の 新任教育担当者研修	看護研究指導者研修	新人訪問看護師育成 研修	看護マネジメント研 修	みやぎテレナース育 成プログラム												
総受講 者数	2016 年度～2023 年度： 640 名	2016 年度～2023 年度： 165 名	2019 年度～2023 年度： 49 名	2024 年度：151 名	2022 年度～2023 年度： 39 名												
自己評価	看護人材育成事業開始後から 8 年経過しており、継続的に受講者数を輩出している実績からも、社会人が学びやすい環境が整備されており、地域・社会の課題やニーズに応じたリカレントプログラムの開発並びに継続的なリカレント教育を推進していると評価できる。テレナース育成プログラムでは、プログラムの妥当性の検証並びに課題の改善への取組みに着手しており、本プログラムにおける学修を、大学の単位授与へ接続する検討を開始している。今後、社会的認知・評価の向上を図り、本学における看護人材のリカレント教育はさらなる進展が期待される。																
関連資料	・令和 6 年度みやぎテレナース育成プログラム/看護 DX リカレント教育(2024 年度分) ・看護教育 DX 報告書「みやぎテレナース育成プログラム」（2022 年度分） ・看護 DX リカレント教育：みやぎテレナース育成プログラム(2023 年度分)																

認証評価共通基礎データ様式【改正前基準】【大学(専門職大学含む)用】様式1(令和7年5月1日現在)

事 項		記 入 欄					備 考														
大 学 の 名 称		宮城大学																			
学 校 本 部 の 所 在 地		宮城県黒川郡大和町学苑1番地1(大和キャンパス)																			
教育研究組織	学 士 課 程	学部・学科等の名称	開設年月日	所 在 地				備 考													
		看護学群看護学類	1997.4.1	宮城県黒川郡大和町学苑1番地1(大和キャンパス)																	
		事業構想学群事業プランニング学類	2017.4.1	宮城県黒川郡大和町学苑1番地1(大和キャンパス)																	
		事業構想学群地域創生学類	2017.4.1	宮城県黒川郡大和町学苑1番地1(大和キャンパス)																	
		事業構想学群価値創造デザイン学類	2017.4.1	宮城県黒川郡大和町学苑1番地1(大和キャンパス)																	
		食産業学群生物生産学類	2022.4.1	宮城県仙台市太白区旗立2丁目2-1(太白キャンパス)																	
		食産業学群フードマネジメント学類	2017.4.1	宮城県仙台市太白区旗立2丁目2-1(太白キャンパス)																	
	大 学 院 課 程	研究科・専攻等の名称	開設年月日	所 在 地				備 考													
		大学院看護学研究科看護学専攻(M)	2001.4.1	宮城県黒川郡大和町学苑1番地1(大和キャンパス)																	
		大学院看護学研究科看護学専攻(D)	2010.4.1	宮城県黒川郡大和町学苑1番地1(大和キャンパス)																	
		大学院事業構想学研究科事業構想学専攻(M)	2001.4.1	宮城県黒川郡大和町学苑1番地1(大和キャンパス)																	
		大学院事業構想学研究科事業構想学専攻(D)	2008.4.1	宮城県黒川郡大和町学苑1番地1(大和キャンパス)																	
		大学院食産業学研究科食産業学専攻(M)	2009.4.1	宮城県仙台市太白区旗立2丁目2-1(太白キャンパス)																	
		大学院食産業学研究科食産業学専攻(D)	2013.4.1	宮城県仙台市太白区旗立2丁目2-1(太白キャンパス)																	
専 門 職 学 位 課 程	研究科・専攻等の名称	開設年月日	所 在 地				備 考														
別 科 等	別科・専攻科・附置研究所等の名称	開設年月日	所 在 地				備 考														
	基盤教育群 研究推進・地域未来共創センター	2017.4.1 2021.4.1	宮城県黒川郡大和町学苑1番地1(大和キャンパス) 宮城県黒川郡大和町学苑1番地1(大和キャンパス)																		
学生募集停止中の学部・研究科等		食産業学群食資源開発学類(2021年度学生募集停止、在学生数12人)																			
学 士 課 程	学 部 ・ 学 科 等 の 名 称	専 任 教 員 等							非常勤教員 専任教員一人あたりの在籍学生数	備 考 事業構想学群、食産業学群においては、1年次に学類配属されないため、専任教員一人あたりの在籍学生数は2年次～4年次を対象としたものである。											
		教授	准教授	講師	助教	計	基準数	うち教授数			助手										
		看護学群看護学類	13人	11人	8人	14人	46人	12人			6人	4人	10人	8.76人							
		事業構想学群事業プランニング学類	7人	1人	0人	0人	8人	8人			4人	0人	33人	24.5人							
		事業構想学群地域創生学類	5人	2人	0人	2人	9人	8人			4人	0人	58人	21.89人							
		事業構想学群価値創造デザイン学類	7人	5人	0人	2人	14人	8人			4人	0人	35人	18.79人							
		食産業学群生物生産学類	14人	5人	2人	2人	23人	8人			4人	0人	13人	8.826人							
		食産業学群フードマネジメント学類	10人	5人	1人	0人	16人	8人			4人	0人	8人	13.5人							
		食産業学群食資源開発学類	0人	0人	0人	0人	0人	—人			—人	0人	1人	—人							
		その他の組織等(基盤教育群)	5人	6人	2人	0人	13人	—人			—人	0人	22人	—人							
		その他の組織等(研究推進・地域未来共創センター)	0人	0人	0人	0人	0人	—人			—人	0人	0人	—人							
		△△課程	—人	—人	—人	—人	—人	—人			—人	—人	—人	—人							
		(大学全体の収容定員に応じた教員数)	—	—	—	—	—	19人			10人	—	—	—							
		計	61人	35人	13人	20人	129人	71人			36人	4人	180人	—							
		学 士 課 程 (専門職学位等含む)	学 部 ・ 学 科 等 の 名 称	専 任 教 員 等										非常勤教員 専任教員一人あたりの在籍学生数	備 考 〇〇学部〇〇学科 △△課程 〇〇学部〇〇専門職学科 (大学全体の収容定員に応じた教員数) 計						
	教授			准教授	講師	助教	計	専任教員	うち教授数	うち実務家専任教員数	うち2項該当数	うちみなし専任教員数	基準数			うち教授数	うち実務家専任教員数	うち2項該当数	うちみなし専任教員数	助手	
〇〇学部〇〇学科	—人			—人	—人	—人	—人	—	—	—	—	—	—人			—	—	—	—人	—	
△△課程	—人			—人	—人	—人	—人	—	—	—	—	—	—人			—	—	—	—人	—	
〇〇学部〇〇専門職学科	—人			—人	—人	—人	—人	—	—	—	—	—	—人			—	—	—	—人	—	
(大学全体の収容定員に応じた教員数)	—			—	—	—	—	—	—	—	—	—	—人			—	—	—	—	—	
計	0人			0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人			0人	0人	0人	0人	0人	—
大 学 院 課 程	研究科・専攻等の名称			研究指導教員	うち教授数	研究指導補助教員	計	研究指導教員基準数	うち教授数	研究指導補助教員基準数	基準数計	助手	非常勤教員			備 考					
	大学院看護学研究科看護学専攻(M)			17人	11人	8人	25人	6人	4人	6人	12人	0人	23人			研究指導教員・研究指導補助教員の人数について、その者が有している最上級の資格で人数を集計しているため、研究指導補助教員の人数が不足しているように見えるが、実際に不足しているわけではなく、必要な人数は確保できている。					
	大学院看護学研究科看護学専攻(D)		9人	9人	6人	15人	6人	4人	8人	14人	0人	1人									
	大学院事業構想学研究科事業構想学専攻(M)	24人	19人	5人	29人	5人	4人	8人	13人	0人	6人										
	大学院事業構想学研究科事業構想学専攻(D)	13人	13人	2人	15人	5人	4人	8人	13人	0人	0人										
	大学院食産業学研究科食産業学専攻(M)	36人	25人	1人	37人	4人	3人	6人	10人	0人	2人										
	大学院食産業学研究科食産業学専攻(D)	23人	22人	0人	23人	4人	3人	8人	12人	0人	5人										
計	122人	99人	22人	144人	30人	22人	44人	74人	0人	37人											
専 門 職 学 位 課 程	研究科・専攻等の名称	専 任 教 員									助手	非常勤教員	備 考								
		専任教員	うち教授数	うち実務家専任教員数	うちみなし専任教員数	基準数	うち教授数	うち実務家専任教員数	うちみなし専任教員数												
		□□研究科□□専攻	—人	—人	—人	—人	—人	—人	—人	—人				—人	—人						
		法務研究科法務専攻	—人	—人	—人	—人	—人	—人	—人	—人				—人	—人						
計	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人										

施設・設備等	校地等	区 分		基準面積	専用	共用	共用する他の学校等の専用	計	備 考	
		校舎敷地面積		—	66769 m ²	0 m ²	0 m ²	66769 m ²		
		運 動 場 用 地		—	26661 m ²	0 m ²	0 m ²	26661 m ²		
		校地面積計		17930 m ²	93430 m ²	0 m ²	0 m ²	93430 m ²		
		その他		—	598964 m ²	0 m ²	0 m ²	598964 m ²		
	校舎等	教員研究室	区 分		基準面積	専用	共用	共用する他の学校等の専用	計	
			校舎面積計		21817 m ²	692394 m ²	0 m ²	0 m ²	692394 m ²	
			学部・研究科等の名称		室 数					
			看護学群看護学類		43 室					
			事業構想学群事業プランニング学類		8 室					
			事業構想学群地域創生学類		11 室					
			事業構想学群価値創造デザイン学類		14 室					
			食産業学群生物生産学類		22 室					
			食産業学群フードマネジメント学類		15 室					
			基盤教育群		13 室					
			研究推進・地域未来共創センター		1 室					
			区 分		講義室	演習室	実験演習室	情報処理学習施設	語学学習施設	
			大和キャンパス教室等施設		13 室	21 室	13 室	2 室	1 室	
			太白キャンパス教室等施設		12 室	14 室	18 室	4 室	1 室	
			サテライトキャンパス等		室	室	室	室	室	
図書資料等	図書館・図書資料等	図書館等の名称		面積	閲覧座席数		※電子ジャーナルは両キャンパス共用数			
		大和キャンパス図書館		2193 m ²	160 席					
		太白キャンパス図書館		943 m ²	144 席					
		サテライトキャンパス		m ²	席					
		図書館等の名称		図書〔うち外国書〕	学術雑誌〔うち外国書〕	電子ジャーナル〔うち国外〕				
		大和キャンパス図書館		134020〔18206〕冊	2498〔471〕種	7506〔6201〕種				
		太白キャンパス図書館		71836〔7775〕冊	2518〔275〕種	—〔—〕種				
		サテライトキャンパス		〔 〕冊	〔 〕種	〔 〕種				
		計		205856〔25981〕冊	5016〔746〕種	7506〔6201〕種				
		体育館	面積							
大和キャンパス			2967 m ²							
太白キャンパス			1931 m ²							

〔注〕

- 1 学部・学科、大学院研究科・専攻、別科・専攻科、研究所等ごとに記載してください（通信教育課程を含む）。
- 2 教育研究組織の欄に、学部等連携課程（大学設置基準第42条の3の2）を記載する場合には、「学士課程」欄の「学部・学科等の名称」にそのことがわかるよう記載するとともに、備考欄に、①連携する学部や研究科、②どの学部や研究科から何名の教員が当該課程に所属しているか、を明記してください。
- 3 教育研究組織の欄に、専門職学科（大学設置基準第10章）を記載する場合には、「学士課程」欄の「学部・学科等の名称」や「備考欄」にそのことがわかるよう記載してください。
- 4 教養教育科目、外国語科目、保健体育科目、教職科目等を担当する独立の組織や、附置研究所、附属病院等がある場合には、「別科・専攻科等」の欄に記載してください。
- 5 所在地について、2以上の校地において行う場合で当該校地にキャンパス名称があれば、当該所在地の後に「〇〇キャンパス」と記載してください。
- 6 教員組織の欄には、教育研究組織の欄で記載した組織単位で専任教員等及び非常勤教員の数を記入してください。その際、専門職学科等を設置していない場合は「学士課程」、専門職学科等を設置している場合は「学士課程（専門職学科等含む）」の欄を使用してください。
- 7 上記4に記載した、学部教育を担当する独立の組織がある場合には、組織名は、「学部・学科等の名称」の欄に「その他の組織等（〇〇）」と記載し、専任教員等及び非常勤教員の数を記載してください。
なお、その場合は、「基準数（及び「うち教授数」）」及び「専任教員一人あたりの在籍学生数」の欄は「—」としてください。
- 8 教員組織の欄に、学部等連携課程（大学設置基準第42条の3の2）に関する記載をする際には、「学士課程」または「学士課程（専門職学科等含む）」の「備考欄」に学部等連携課程としての専任教員数や所属組織等を記入してください。
- 9 専任教員数の記入に際しては、休職、サバティカル制度等により一時的に大学を離れている場合も専任教員に算入してください。ただし、大学設置基準第11条における「授業を担当しない教員」は含めないでください。
- 10 「非常勤教員」の欄には、客員教員や特任教員等で専任の教員は含みません。
- 11 他の学部・学科等に所属する専任の教員であって、当該学部・学科等の授業科目を担当する教員（兼任）は、「非常勤教員」の欄には含めないでください。また、「専任教員等」の各欄にも含めないでください。
- 12 専任教員、研究指導教員及び研究指導補助教員の基準数については、それぞれ以下に定める教員数を記載してください。
・大学設置基準第13条別表第一及び別表第二（備考に規定する事項を含む。）
・大学通信教育設置基準第9条別表第一（備考に規定する事項を含む。）
・大学院設置基準第9条の規定に基づく「大学院に専攻ごとに置くものとする教員の数について定める件」（平成11年文部省告示第175号）別表第一、別表第二及び別表第三（備考に規定する事項を含む。）
・「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」（平成15年文部科学省告示第53号）第1条及び第2条
- 13 「うち実務家専任教員数」の欄については、大学設置基準第42条の6及び「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」（平成15年文部科学省告示第53号）第2条に定める実務の経験及び高度の実務の能力を有する専任教員（実務家専任教員）の教員数、「うちみなし専任教員数」の欄については、学士課程（専門職学科等含む）においては1年につき6単位以上、専門職学位課程においては1年につき4単位以上の授業科目を担当し、教育課程の編成その他組織の運営に責任を担う専任教員以外の者（みなし専任教員）の教員数を記入してください。
- 14 「学士課程（専門職学科等含む）」のうち、「〇〇学部〇〇専門職学科」以外の学科・課程においては、「うち実務家教員数」、「うち2項該当数」、「うちみなし専任教員数」の欄は「—」としてください。
- 15 「学士課程」のうち、薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部・学科等については、「専任教員等」欄に記入した専任教員のうちの実務家専任教員の数を「備考欄」に記入してください。
実務家専任教員中にみなし専任教員がいる場合は、さらにその内数を実務家専任教員の数に（ ）で添えて記入してください。
なお、ここにおいて「実務家専任教員」及び「みなし専任教員」については、それぞれ「大学設置基準別表第一備考第九号の規定に基づき薬学関係（臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもの）の学部に係る専任教員について定める件」（平成16年文部科学省告示第175号）第1項及び同第2項に定める教員を指します。
- 16 「専任教員1人あたりの在籍学生数」の欄には、様式2の在籍学生数／本表の専任教員数計により、算出してください。
- 17 「校舎敷地面積」、「運動場用地」の欄は、大学設置基準上算入できるものを含めてください。
- 18 寄宿舎その他大学の附属病院以外の附属施設（大学設置基準第39条第1項を参照）用地、附置研究所用地、駐車場、大学生協用地など大学設置基準上「校地」に算入できない面積は「校地等」の「その他」の欄に記入してください。
- 19 「校舎面積計」の欄は、学校基本調査の学校施設調査票（様式第20号）における学校建物の用途別面積の「校舎」の面積の合計としてください。
- 20 校地面積、校舎面積の「専用」の欄には、当該大学が専用で使用する面積を記入してください。「共用」の欄には、当該大学が他の学校等と共用する面積を記入してください。「共用する他の学校等の専用」の欄には、当該大学の敷地を共用する他の学校等が専用で使用する敷地面積を記入してください。
- 21 「基準面積」の欄は、大学設置基準第37条における「大学における校地」の面積（附属病院以外の附属施設用地及び寄宿舎の面積を除く。）または大学通信教育設置基準第10条の校舎等の施設の面積としてください。
- 22 「教員研究室」の欄は、専任教員数に算入していない教員の研究室は記入する必要はありません。なお、複数の助教等が共同して1室で執務する場合は、教員数を室数に換算してください。

認証評価共通基礎データ様式【改正前基準】【大学（専門職大学含む）用】様式2（令和7年5月1日現在）

学部名	学科名	項目	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	入学定員に対する平均比率	備考
看護学群	看護学類	志願者数	409	385	441	422	384	104%	
		合格者数	102	103	101	98	100		
		入学者数(A)	101	102	97	96	98		
		入学定員(B)	95	95	95	95	95		
		入学定員充足率(A/B)	106%	107%	102%	101%	103%		
		在籍学生数(C)	403	411	408	402	403		
		収容定員(D)	380	380	380	380	380		
		収容定員充足率(C/D)	106%	108%	107%	106%	106%	104%	
		志願者数	409	385	441	422	384		
		合格者数	102	103	101	98	100		
		入学者数(I)	101	102	97	96	98		
		入学定員(J)	95	95	95	95	95		
		入学定員充足率(I/J)	106%	107%	102%	101%	103%		
		在籍学生数(K)	403	411	408	402	403		
		収容定員(L)	380	380	380	380	380	106%	
		収容定員充足率(K/L)	106%	108%	107%	106%	106%		
事業構想学部	事業計画学科	志願者数							2017年度より学部改組に伴い募集停止
		合格者数							
		入学者数(A)							
		入学定員(B)							
		入学定員充足率(A/B)							
		在籍学生数(C)	1						
		収容定員(D)							
		収容定員充足率(C/D)							
	デザイン情報学科	志願者数							2017年度より学部改組に伴い募集停止
		合格者数							
		入学者数(E)							
		入学定員(F)							
		入学定員充足率(E/F)							
		在籍学生数(G)	2						
		収容定員(H)							
		収容定員充足率(G/H)							
事業構想学群	事業プランニング	志願者数							・2年次より学類配属
		合格者数							
		入学者数(E)							
		入学定員(F)							
		入学定員充足率(E/F)							
		在籍学生数(G)	199	198	202	199	196		
		収容定員(H)	180	180	180	180	180		
		収容定員充足率(G/H)	111%	110%	112%	111%	109%		
	地域創生学類	志願者数							・2年次より学類配属
		合格者数							
		入学者数(E)							
		入学定員(F)							
		入学定員充足率(E/F)							
		在籍学生数(G)	190	189	188	194	197		
		収容定員(H)	180	180	180	180	180		
		収容定員充足率(G/H)	106%	105%	104%	108%	109%		
	価値創学造類デザイン	志願者数							・2年次より学類配属
		合格者数							
		入学者数(E)							
		入学定員(F)							
		入学定員充足率(E/F)							
		在籍学生数(G)	257	259	260	262	263		
		収容定員(H)	240	240	240	240	240		
		収容定員充足率(G/H)	107%	108%	108%	109%	110%		
	学群共通	志願者数	901	793	811	729	873	107%	・2年次より学類配属となるため、1年次の学生は学群共通で集計。
		合格者数	224	228	226	221	217		
		入学者数(E)	215	210	214	214	214		
		入学定員(F)	200	200	200	200	200		
		入学定員充足率(E/F)	108%	105%	107%	107%	107%		
		在籍学生数(G)	217	213	222	216	220		
		収容定員(H)	200	200	200	200	200		
		収容定員充足率(G/H)	109%	107%	111%	108%	110%		
事業構想学群合計		志願者数	901	793	811	729	873	107%	
		合格者数	224	228	226	221	217		
		入学者数(I)	215	210	214	214	214		
		入学定員(J)	200	200	200	200	200		
		入学定員充足率(I/J)	108%	105%	107%	107%	107%		
		在籍学生数(K)	866	859	872	871	876		
		収容定員(L)	800	800	800	800	800		
		収容定員充足率(K/L)	108%	107%	109%	109%	110%		

食産業学部	ファーム ビジネス 学科	志願者数								・2017年度より学部改組に伴い募集停止	
		合格者数									
		入学者数(A)									
		入学定員(B)									
		入学定員充足率(A/B)									
		在籍学生数(C)	1	2							
		収容定員(D)									
	収容定員充足率(C/D)										
	フード ビジネス 学科	志願者数									・2017年度より学部改組に伴い募集停止
		合格者数									
		入学者数(E)									
		入学定員(F)									
		入学定員充足率(E/F)									
		在籍学生数(G)	3	0	1						
収容定員(H)											
収容定員充足率(G/H)											
食産業学群	食資源 開発学 類	志願者数								・2022年度より募集停止 ・2年次より学類配属	
		合格者数									
		入学者数(E)									
		入学定員(F)									
		入学定員充足率(E/F)									
		在籍学生数(G)	194	194	138	75	12				
		収容定員(H)	186	186	124	62	0				
	収容定員充足率(G/H)	104%	104%	111%	121%						
	生物生 産学 類	志願者数									・2年次より学類配属
		合格者数									
		入学者数(E)									
		入学定員(F)									
		入学定員充足率(E/F)									
		在籍学生数(G)		0	66	129	203				
		収容定員(H)		0	62	124	186				
	収容定員充足率(G/H)			106%	104%	109%					
	フード マネジ メン 学 類	志願者数									・2年次より学類配属
		合格者数									
		入学者数(E)									
		入学定員(F)									
		入学定員充足率(E/F)									
		在籍学生数(G)	200	203	206	204	216				
		収容定員(H)	189	189	189	189	189				
	収容定員充足率(G/H)	106%	107%	109%	108%	114%					
	学群 共通	志願者数	466	602	439	565	504		108%	・2年次より学類配属のため、1年次の学生は学群共通で集計。	
		合格者数	148	148	153	151	140				
		入学者数(E)	137	138	135	137	130				
		入学定員(F)	125	125	125	125	125				
		入学定員充足率(E/F)	110%	110%	108%	110%	104%				
		在籍学生数(G)	140	143	137	141	135				
		収容定員(H)	125	125	125	125	125				
		収容定員充足率(G/H)	112%	114%	110%	113%	108%				
食産業学群合計	志願者数	466	602	439	565	504		108%			
	合格者数	148	148	153	151	140					
	入学者数(I)	137	138	135	137	130					
	入学定員(J)	125	125	125	125	125					
	入学定員充足率(I/J)	110%	110%	108%	110%	104%					
	在籍学生数(K)	538	542	548	549	566					
	収容定員(L)	500	500	500	500	500					
	収容定員充足率(K/L)	108%	108%	110%	110%	113%					

研究科名	専攻・課程	項目	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	入学定員に対する平均比率	備 考
看護学研究科	博士課程前期課程 (修士課程)	志願者数	4	12	4	8	10		58%
		合格者数	3	8	3	8	8		
		入学者数(A)	3	8	3	7	8		
		入学定員(B)	10	10	10	10	10		
		入学定員充足率(A/B)	30%	80%	30%	70%	80%		
		在籍学生数(C)	20	12	11	12	14		
		収容定員(D)	20	20	20	20	20		
		収容定員充足率(C/D)	100%	60%	55%	60%	70%		
	博士課程後期課程	志願者数	1	2	2	1	5		53%
		合格者数	1	1	2	1	3		
		入学者数(A)	1	1	2	1	3		
		入学定員(B)	3	3	3	3	3		
		入学定員充足率(A/B)	33%	33%	67%	33%	100%		
		在籍学生数(C)	7	4	6	6	8		
		収容定員(D)	9	9	9	9	9		
		収容定員充足率(C/D)	78%	44%	67%	67%	89%		
看護学研究科合計		志願者数	5	14	6	9	15		57%
		合格者数	4	9	5	9	11		
		入学者数(I)	4	9	5	8	11		
		入学定員(J)	13	13	13	13	13		
		入学定員充足率(I/J)	31%	69%	38%	62%	85%		
		在籍学生数(K)	27	16	17	18	22		
		収容定員(L)	29	29	29	29	29		
		収容定員充足率(K/L)	93%	55%	59%	62%	76%		

事業構想学研究科	博士課程前期課程 (修業課程)	志願者数	17	8	4	16	18	57%	
		合格者数	15	8	4	15	17		
		入学者数(A)	14	8	3	15	17		
		入学定員(B)	20	20	20	20	20		
		入学定員充足率(A/B)	70%	40%	15%	75%	85%		
		在籍学生数(C)	25	22	13	23	33		
		収容定員(D)	40	40	40	40	40		
	博士課程後期課程 (修業課程)	収容定員充足率(C/D)	63%	55%	33%	58%	83%	87%	
		志願者数	2	3	3	3	2		
		合格者数	2	3	3	3	2		
		入学者数(A)	2	3	3	3	2		
		入学定員(B)	3	3	3	3	3		
		入学定員充足率(A/B)	67%	100%	100%	100%	67%		
		在籍学生数(C)	8	10	9	10	9		
事業構想学研究科合計		収容定員(D)	9	9	9	9	9	61%	
		収容定員充足率(C/D)	89%	111%	100%	111%	100%		
		志願者数	19	11	7	19	20		
		合格者数	17	11	7	18	19		
		入学者数(I)	16	11	6	18	19		
		入学定員(J)	23	23	23	23	23		
		入学定員充足率(I/J)	70%	48%	26%	78%	83%		
		在籍学生数(K)	33	32	22	33	42		
食産業学研究科	博士課程前期課程 (修業課程)	収容定員(L)	49	49	49	49	49	102%	
		収容定員充足率(K/L)	67%	65%	45%	67%	86%		
		志願者数	14	22	21	12	13		
		合格者数	12	17	18	10	11		
		入学者数(A)	12	17	18	9	10		
		入学定員(B)	13	13	13	13	13		
		入学定員充足率(A/B)	92%	131%	138%	69%	77%		
	博士課程後期課程 (修業課程)	在籍学生数(C)	21	30	36	25	21	60%	
		収容定員(D)	26	26	26	26	26		
		収容定員充足率(C/D)	81%	115%	138%	96%	81%		
		志願者数	3	1	1	2	2		
		合格者数	3	1	1	2	2		
		入学者数(A)	3	1	1	2	2		
		入学定員(B)	3	3	3	3	3		
食産業学研究科合計		入学定員充足率(A/B)	100%	33%	33%	67%	67%	94%	
		在籍学生数(C)	11	6	5	6	4		
		収容定員(D)	9	9	9	9	9		
		収容定員充足率(C/D)	122%	67%	56%	67%	44%		
		志願者数	17	23	22	14	15		
		合格者数	15	18	19	12	13		
		入学者数(I)	15	18	19	11	12		
		入学定員(J)	16	16	16	16	16		
食産業学研究科合計		入学定員充足率(I/J)	94%	113%	119%	69%	75%	71%	
		在籍学生数(K)	32	36	41	31	25		
		収容定員(L)	35	35	35	35	35		
		収容定員充足率(K/L)	91%	103%	117%	89%	71%		

<編入学>

学部名	学科名	項目	○年度	○年度	○年度	○年度	○年度	備考
○○学部	○○学科	入学者数(2年次)						
		入学定員(2年次)						
		入学者数(3年次)						
		入学定員(3年次)						
		入学者数(4年次)						
	××学科	入学定員(4年次)						
		入学者数(2年次)						
		入学定員(2年次)						
		入学者数(3年次)						
		入学定員(3年次)						
○○学部合計		入学者数(4年次)						
		入学定員(4年次)						
		入学者数(2年次)	0	0	0	0	0	
		入学定員(2年次)	0	0	0	0	0	
		入学者数(3年次)	0	0	0	0	0	
		入学定員(3年次)	0	0	0	0	0	
○○学部合計		入学者数(4年次)	0	0	0	0	0	
		入学定員(4年次)	0	0	0	0	0	
		入学者数(2年次)	0	0	0	0	0	
		入学定員(2年次)	0	0	0	0	0	

[注]

- 1 学生を募集している学部・学科(課程)、研究科・専攻、専攻科・別科等ごとに行を追加して作成してください。
なお、学部・学科等を追加する場合は、直下に追加しないと集計値がずれてしまうので、注意して下さい。
- 2 昼夜開講制をとっている学部については、昼間主コースと夜間主コースにそれぞれ分けて記入してください。
- 3 学部、学科の改組等により、新旧の学部、学科が併存している場合には、新旧両方を併記し、「備考」に記載してください。
- 4 学部・学科、研究科・専攻等が完成年度に達していない場合、その旨を備考に記載してください。
- 5 募集定員が若干名の場合は、「0」と記載し、入学者数については実入学者数を記載してください。
- 6 入学定員充足率は、入学定員に対する入学者の割合、収容定員充足率は、収容定員に対する在籍学生数の割合としてください。
- 7 入学定員に対する平均比率は、過去5年分の入学定員に対する入学者の比率を平均したものが自動計算されます。
- 8 最新年度の秋入学については別途確認します。
- 9 編入学の定員を設定している場合、上の表(<編入学>の表ではない方)の入学定員には、編入学の定員を加えないでください。
- 10 博士前期課程を看護課程として、博士後期課程を医学課程としている博士課程については、博士前期課程と博士後期課程にそれぞれ分けて記入してください。